

※令和 7 年度第 1 回宮城県環境審議
会で示した中間案から修正した箇所
を朱書きしています。

宮城県循環型社会形成推進計画（第 3 期）改定版

（宮城県廃棄物処理計画）

（宮城県食品ロス削減推進計画）

（宮城県ごみ処理長期広域化・集約化計画）

【最終案】

令和 8 年 8 月

宮 城 県

【目 次】

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画改定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	3
第3節 計画の期間.....	3
第4節 実施主体.....	4
第2章 循環型社会の形成に向けた現状と課題.....	5
第1節 廃棄物処理の現状と課題.....	5
第2節 食品ロスの現状と課題.....	22
第3章 基本理念と施策の方向性.....	24
第1節 基本理念.....	24
第2節 施策の方向性（4つの柱）.....	24
第3節 みやぎが目指す循環型社会の将来像（目標値）.....	26
第4章 施策の方向性（4つの柱）の具体的取組.....	30
第1節 【柱1】循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進.....	31
第2節 【柱2】プラスチック資源循環の推進.....	40
第3節 【柱3】食品ロスの削減推進（宮城県食品ロス削減推進計画）.....	42
第4節 【柱4】廃棄物の適正処理.....	45
第5章 計画の推進のために.....	52
第1節 計画の進行管理.....	52
第2節 各主体に期待される役割.....	52
第3節 財源の確保.....	56
資 料 編.....	57
資料1 本計画に関連する計画・法律.....	58
資料2 本県の廃棄物処理の現状.....	61
資料3 第3期計画中間見直しの記録.....	84
資料4 用語解説＜五十音順＞.....	85

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画改定の趣旨

県では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を目指し、平成 18 年 3 月に宮城県循環型社会形成推進計画（以下「県循環計画」という。）（第 1 期）を策定し、県民、事業者、NPO 等の関係団体、行政が協力して、廃棄物の減量化や各種廃棄物対策に取り組んできました。

平成 28 年 3 月に策定した県循環計画（第 2 期）では、東日本大震災の影響により後退した 3 R の取組をリスタートさせることを主軸に各種施策を展開してきました。

令和 3 年 3 月に策定した現行の県循環計画（第 3 期）では、持続可能な社会の実現に向け、海洋プラスチックごみ対策や食品ロスの削減等の新たな課題に対応する各種施策を展開しています。

現行の県循環計画策定以降、資源循環に関する国の動きが活発化しています。令和 4 年 4 月には、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラ新法」という。）が施行されました。

また、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月閣議決定）」では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が国家戦略として位置付けられました。そして、循環経済への移行を一層推進するため、製造業が求める質・量の再生材の安定供給を実現することを目的とし、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告及び公表や再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等を柱とする「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（通称「再資源化事業等高度化法」）が、令和 6 年 5 月に制定され、令和 7 年 11 月に全面施行されたほか、製造事業者等への再生材利用の義務化、易解体設計や長寿命化等の優れた「環境配慮設計」の認定制度の創設、シェアリング等の「C E（サーキュラーエコノミー）コマース」の促進を柱とする資源の有効な利用の促進に関する法律（改正法。以下「資源有効利用促進法」という。）が、令和 8 年 4 月に施行されました。

これらの法整備などを通じて、資源循環の取組が製品の上流（設計・製造段階）から下流（廃棄・リサイクル段階）まで一体的に強化され、限りある資源をライフサイクル全体で最大限活用する流れが加速しています。

こうした社会情勢を踏まえ、本県においても持続可能な循環型社会、ひいては循環経済への移行を実現するため、県民、事業者、民間団体、行政等の各主体が連携を強化する必要があります。これまでの 3 R や廃棄物の適正処理の推進をさらに深化させ、新たな価値観に基づいた自主的な行動を促すことが求められています。

以上の社会情勢と本県の課題を踏まえ、県循環計画（第 3 期）（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間）を実効性のあるものとして更に推進するため、中間見直しを行うものです。

なお、県循環計画は、県内市町村や事業者による 3 R や廃棄物の適正処理に関する取組を支援し、全体のボトムアップを図るとともに、循環経済の推進に意欲的に取り組む市町村や事業者等を積極的に支援することで、県全体として資源循環の推進を図ります。あわせて、本計画に掲げる施策の展開を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも寄与していくことを目指します。

コラム

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは？

循環経済（サーキュラーエコノミー）は、線形経済（リニアエコノミー）、すなわち「大量生産・大量消費・大量廃棄」が一方向に進む経済システムに代わり、近年、目指すべき方向として世界的な潮流となっている新しい社会経済の仕組みです。

これは、あらゆる段階で資源の効率的かつ循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を目指す社会経済システムとされており、単なる環境規制としてではなく、経済の仕組みそのものを変える政策として各国が推進しています。我が国においても、この「循環経済への移行」が将来世代の未来につなげる国家戦略として、「第五次循環型社会形成推進基本計画」に位置付けられています。

従来の「3R」との違いは？

循環経済（サーキュラーエコノミー）は、廃棄物の削減を目指すリデュース、リユース、リサイクルの「3R」の取組を一層深化させたものです。

3Rが主に廃棄物が発生した後の対処（リサイクルの強化など）に重点を置いていたのに対し、循環経済はそもそも資源の投入量や消費量を最小限に抑えることを目的とし、製品の設計・製造段階や使用段階といった「ライフサイクルの上流部」から資源循環を組み込むことで、社会経済システム全体の変革を目指します。

循環経済（サーキュラーエコノミー）は、以下の3つの原則の上に成り立っています。

1. ごみや汚染を出さない設計にする。
2. 製品や原材料を捨てずに使い続ける（再使用、長寿命化、修理など）。
3. 自然システムを再生させる。

この実現のために、環境配慮設計による製品製造のほか、「維持（メンテナンス等）・長寿命化」、「シェアリング」、「再利用」、「改修・再製造」、「リサイクル」といった多重の循環ループ（技術的サイクル）を構築し、資源の投入と廃棄を最小限に抑えます。



第2節 計画の位置付け

本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第32条に基づき、本県の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5により、都道府県に策定が義務付けられている「廃棄物処理計画」を包含します（図1参照）。

また、食品ロスの削減に関する法律（令和元年法律第19号）第12条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」として、本県における食品ロスの削減に向けた具体的取組を盛り込んでいます（第4章第3節）。

さらに、「ごみ処理長期広域化・集約化計画」として、本県における持続可能な廃棄物の適正処理の確保に向け、本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示すものです（第4章第4節5）。

なお、本計画は、県行政運営の基本方針である「新・宮城の将来ビジョン（令和3年3月策定）」及び環境分野の基本計画である「宮城県環境基本計画（第4期）（令和3年3月策定）」を上位計画として、これらの計画と整合を図りながら策定しています。

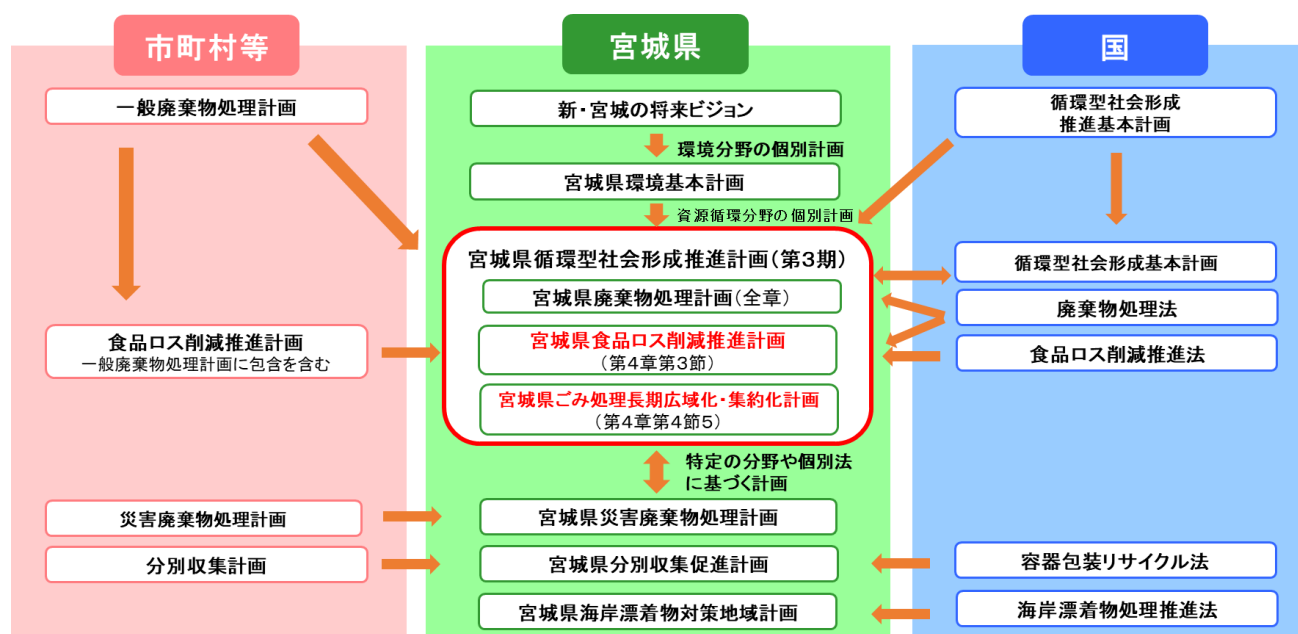


図1：県循環計画の位置付け

第3節 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としています。

なお、令和8年●月に中間見直しを行い、計画の一部を変更しました。

第4節 実施主体

循環型社会の実現、ひいては循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行には、県民、事業者、市町村、県の各主体がそれぞれの果たすべき役割を明確に認識した上で、連携・協働して、3Rや廃棄物の適正処理に取り組んで行くことが不可欠です。

各主体に期待される役割は以下のとおりです（表1参照）。

表1：実施主体と期待される役割

実施主体	各実施主体に期待される役割
県民	持続可能なライフスタイルへの転換に向け、ごみの発生抑制（リデュース）や分別排出の徹底など、主体的な取組を実践します。
事業者	製品のライフサイクル全体を考慮し、循環経済（CE）型の事業運営へのシフトを進めます。
市町村	地域に密着した行政主体として、一般廃棄物の3R推進と適正処理を確実に実施します。
県	各主体の取組を促進するコーディネーターとしての役割を担うとともに、産業廃棄物の適正処理を推進します。

第2章 循環型社会の形成に向けた現状と課題

第1節 廃棄物処理の現状と課題

1 一般廃棄物の現状と課題

(1) 一般廃棄物の排出量の推移

一般廃棄物の総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移は、図2のとおりです。令和5年度の一般廃棄物の総排出量は759千tとなっており、前年度と比較して5.4%減少しています。排出量の内訳は、生活系が約70%、事業系が約30%を占めており、生活系及び事業系ともに減少傾向にあります。

本県の1人1日当たりのごみ排出量は年々減少しており、改善傾向にあるものの、全国平均との差は72g/人・日、全国順位においては第35位となっています（表2参照）。令和4年度から令和5年度は減少幅が大きく、その背景として、物価高騰などによる消費行動の抑制や新型コロナウイルス感染症による社会状況の変化と行動変容があった可能性が考えられます。

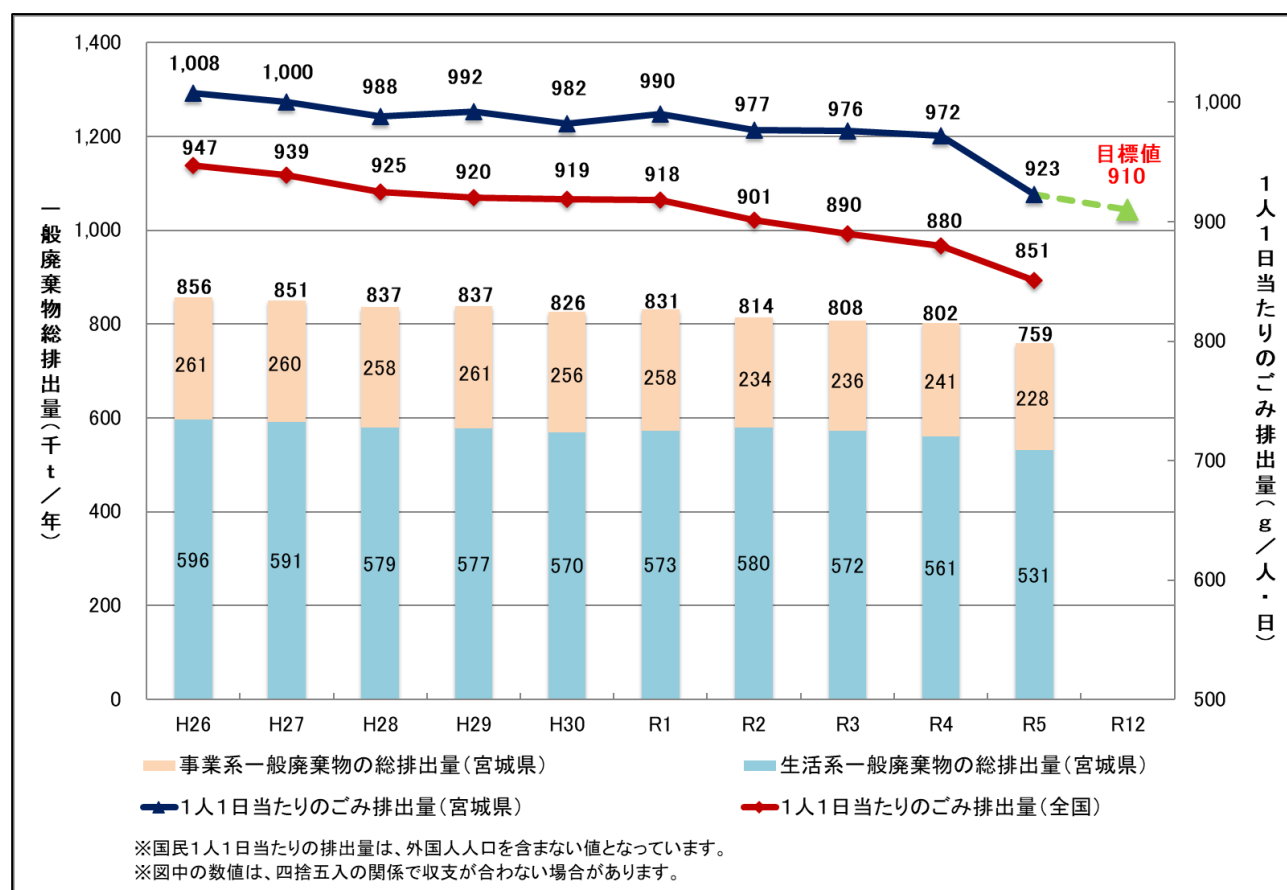


図2：一般廃棄物の総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移

表 2：1 人 1 日当たりのごみ排出量の本県及び全国の状況

順位	都道府県	1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)
1	京都府	749
2	滋賀県	761
3	神奈川県	769
35	宮城県	923
45	青森県	967
46	福島県	968
47	富山県	989

(2) ごみの組成等

令和 5 年度のごみの種類別搬入量は、図 3 のとおりです。可燃ごみ 76.7%、資源ごみ 12.0%、不燃ごみ 1.3%、粗大ごみ 1.3%となっています。

また、最も収集量の多い可燃ごみの内訳は、図 4 のとおりです。紙・布類 52.5%、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類（プラスチック類）21.6%、木、竹、わら類 6.4%、ちゅう芥類 15.3%などとなっています。排出量の多い紙類、プラスチック類、ちゅう芥類（生ごみ類）を重点的に、発生抑制及び代替・循環利用の取組を強化していく必要があります。

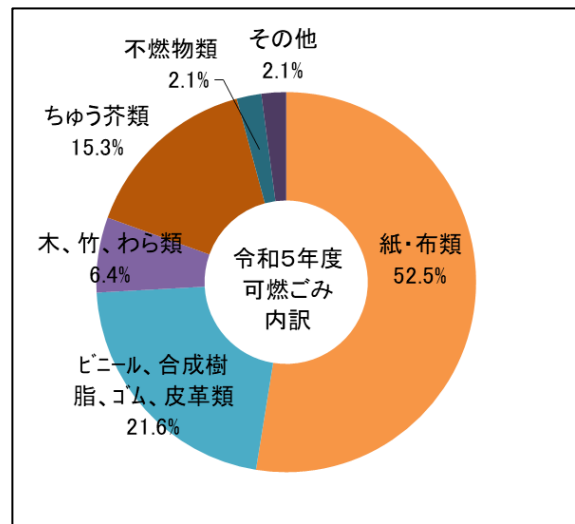
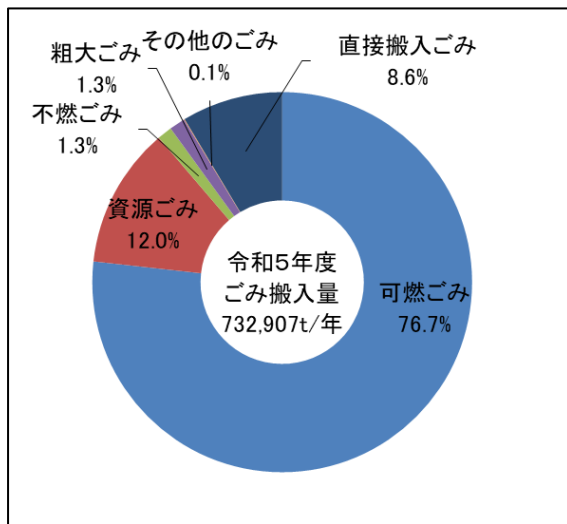


図 3：県内のごみ搬入量の組成（令和 5 年度）

図 4：県内の可燃ごみの内訳（令和 5 年度）

(3) 一般廃棄物の処理の状況

令和 5 年度の一般廃棄物のごみ処理量は、図 5 及び表 3 のとおりです。ごみ処理量は 734 千 t となっており、その 80.7%に当たる 592 千 t を直接焼却処理しており、17.9%に当たる 131 千 t を破碎・選別等によりそれぞれ中間処理し、その結果、図 5 のとおり、73.5%に当たる 557 千 t が減量化されているほか、約 6 千 t が再生業者等への引渡しにより直接資源化されています。また、0.6%に当たる約 5 千 t が直接、最終処分場に埋め立てられています。

なお、平成 30 年度と比較すると、ほぼ横ばいで推移しているものの、直接焼却率が 81.0%から 80.7%に、直接埋立率は 0.7%から 0.6%に、直接焼却量は 51 千 t、直接最終処分量は 0.6 千 t それぞれ減少しており、やや改善傾向にあります。

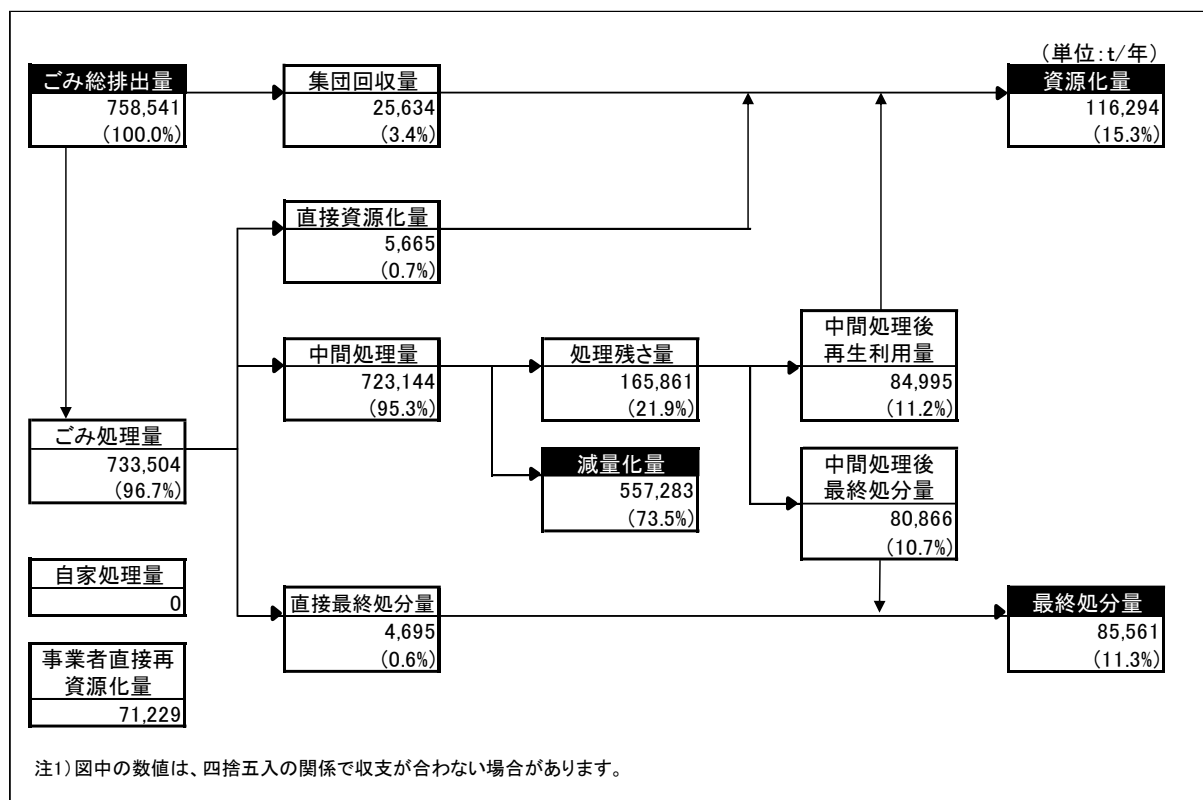


図5：一般廃棄物の処理フロー（令和5年度）

表3：一般廃棄物処理量の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30
ごみ処理量 (t/年)	793,168	795,392	784,900	780,048	775,079	733,504	▲ 59,664
直接焼却量 (t/年)	642,595	647,401	630,083	628,617	624,980	591,973	▲ 50,622
焼却以外の中間処理量 (t/年)	139,618	136,816	143,523	140,651	138,288	131,171	▲ 8,447
粗大ごみ処理施設 (t/年)	55,279	54,523	59,608	56,163	56,067	51,667	▲ 3,612
資源化を行う施設 (t/年)	83,006	80,959	82,018	82,776	80,523	78,782	▲ 4,224
ごみ堆肥化施設 (t/年)	1,189	1,193	1,326	1,572	1,560	484	▲ 705
ごみ燃料化施設 (t/年)	144	141	141	140	138	142	▲ 2
その他の施設 (t/年)	0	0	430	0	0	96	96
直接資源化量 (t/年)	5,639	5,462	5,686	5,640	5,950	5,665	26
直接最終処分量 (t/年)	5,316	5,713	5,608	5,140	5,861	4,695	▲ 621
減量処理率 (%)	99.3	99.3	99.3	99.3	99.2	99.4	0.1
直接焼却率 (%)	81.0	81.4	80.3	80.6	80.6	80.7	▲ 0.3
直接埋立率 (%)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.6	▲ 0.1

※減量処理率(%)=(直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量)÷ごみ処理量×100

※直接焼却率(%)=直接焼却量÷ごみ処理量×100

※直接埋立率(%)=直接最終処分量÷ごみ処理量×100

(4) 一般廃棄物のリサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクル量及びリサイクル率※の推移は、図6及び表4のとおりです。直接資源化量と中間処理後の再生利用量を合わせたリサイクル量（資源化量）は、令和5年度は116千tとなっており、平成30年度と比較して16千t減少しています。

リサイクル率を全国値と比較すると、本県の15.3%は4.2ポイント低く、全国第34位（表5参照）となっています。

なお、県では、民間事業者によるリサイクル量（以下「民間リサイクル量」という。）を把握するため、平成20年度から市町村を対象に調査を実施しており、令和5年度の調査結果によると、民間リサイクル量は71千tであり、行政リサイクル量と合算すると県全体としてのリサイクル率は22.6%となります。

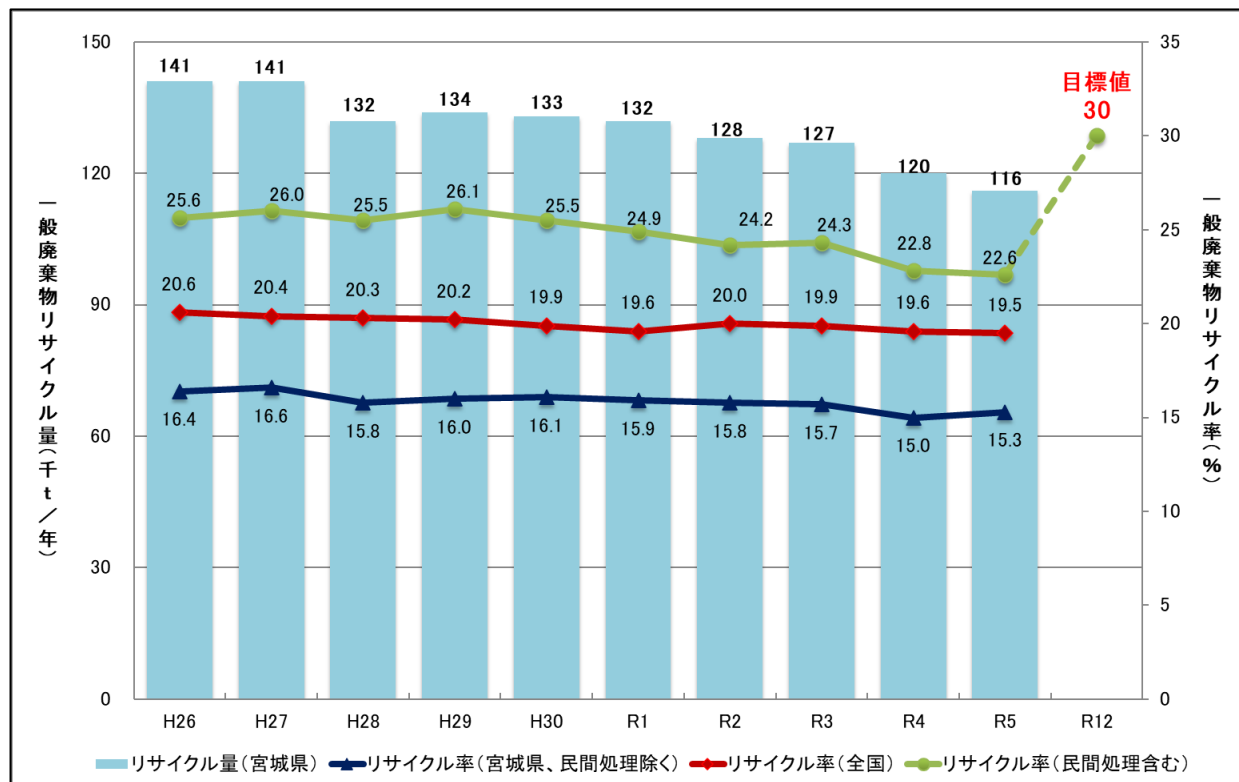


図6：一般廃棄物リサイクル量及びリサイクル率の推移

表4：一般廃棄物リサイクル量及びリサイクル率の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30
リサイクル量(資源化量) (t/年)	132,573	132,199	128,386	126,725	119,762	116,294	▲ 16,279
市町村による資源化量 (t/年)	100,508	98,663	99,507	98,890	93,918	90,660	▲ 9,848
中間処理後再生利用量 (t/年)	94,869	93,201	93,821	93,250	87,968	84,995	▲ 9,874
直接資源化量 (t/年)	5,639	5,462	5,686	5,640	5,950	5,665	26
集団回収量 (t/年)	32,065	33,536	28,879	27,835	25,844	25,634	▲ 6,431
総資源化量(品目別)	132,573	132,199	128,386	126,725	119,762	116,294	▲ 16,279
紙類 (t/年)	61,136	60,766	56,555	54,872	52,374	50,084	▲ 11,052
金属類 (t/年)	14,447	14,977	15,788	15,393	14,868	13,864	▲ 583
ガラス類 (t/年)	16,738	16,130	15,919	15,431	13,997	14,418	▲ 2,320
ペットボトル (t/年)	7,499	7,429	7,552	7,918	8,034	8,351	852
プラスチック類 (t/年)	17,683	17,766	18,801	20,355	17,707	19,215	1,532
布類 (t/年)	1,550	1,578	1,218	1,604	1,537	1,482	▲ 68
熔融スラグ (t/年)	5,378	4,922	4,127	3,960	3,965	3,458	▲ 1,920
セメント原料化 (t/年)	2,689	2,715	2,452	2,315	0	0	▲ 2,689
廃食用油 (t/年)	63	65	61	65	59	53	▲ 10
その他 (t/年)	5,390	5,851	5,913	4,812	7,221	5,369	▲ 21
ごみ処理量 (t/年)	793,168	795,392	784,900	780,048	775,079	733,504	▲ 59,664
リサイクル率 (%)	16.1	15.9	15.8	15.7	15.0	15.3	▲ 0.8
民間事業者によるリサイクル量 (事業者直接再資源化量) (t/年)	104,311	98,639	90,465	91,478	81,697	71,229	▲ 33,082
県全体のリサイクル量 (t/年)	236,884	230,838	218,851	218,203	201,459	187,523	▲ 49,361
県全体のリサイクル率 (%)	25.5	24.9	24.2	24.3	22.8	22.6	▲ 2.9

※民間事業者によるリサイクル量は、市町村が把握している資源化量を計上

※一般廃棄物のリサイクル率＝リサイクル量／(ごみ処理量＋集団回収量)×100

※一般廃棄物の県全体のリサイクル率

＝県全体のリサイクル量／(ごみ処理量＋集団回収量＋民間事業者によるリサイクル量)×100

表5：一般廃棄物リサイクル率の本県及び全国状況（民間処理除く）

順位	都道府県	リサイクル率(%)
1	岡山県	29.0
2	鳥取県	28.2
3	東京都	24.9
34	宮城県	15.3
45	青森県	12.6
46	大阪府	12.6
47	和歌山県	11.9

（5）一般廃棄物の最終処分状況

一般廃棄物の最終処分量及び最終処分率[※]の推移は、図7及び表6のとおりです。令和5年度の直接最終処分量と中間処理後の処理残さ量を合わせたごみの最終処分量は86千tとなっており、平成30年度と比較して約10千t減少しています。

また、本県の最終処分率は、令和5年度は11.3%となっていますが、全国平均の8.1%よりも3.2ポイント高く、全国第41位（表7参照）となっています。

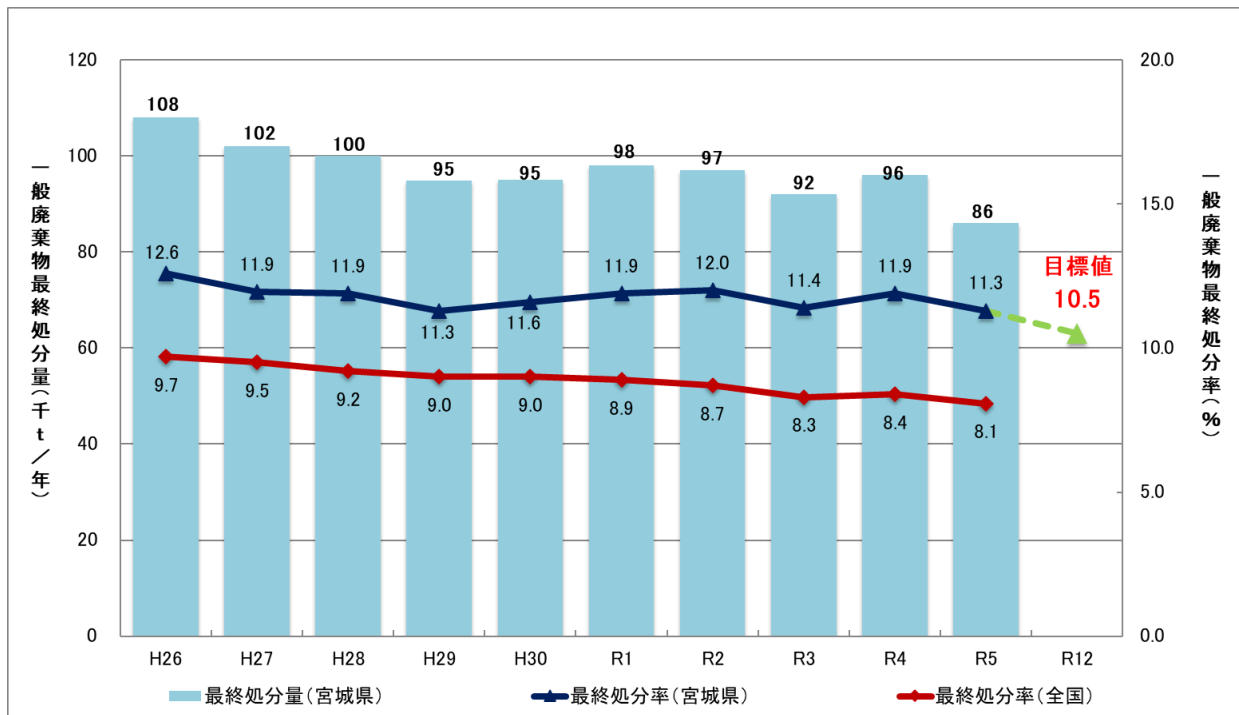


図7：一般廃棄物最終処分量及び最終処分率の推移

表6：一般廃棄物最終処分量及び最終処分率の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30
最終処分量 (t/年)	95,342	98,274	97,267	92,468	95,649	85,561	▲ 9,781
直接最終処分量 (t/年)	5,316	5,713	5,608	5,140	5,861	4,695	▲ 621
焼却残さ量 (t/年)	81,974	85,324	83,581	79,998	82,830	74,347	▲ 7,627
焼却以外の中間処理施設からの残さ量 (t/年)	8,052	7,237	8,078	7,330	6,958	6,519	▲ 1,533
ごみ処理量 (t/年)	793,168	795,392	784,900	780,048	775,079	733,504	▲ 59,664
集団回収量 (t/年)	32,065	33,536	28,879	27,835	25,844	25,634	▲ 6,431
最終処分率 (%)	11.6	11.9	12.0	11.4	11.9	11.3	▲ 0.3

※人口には、外国人人口を含む。

※一般廃棄物の最終処分率＝最終処分量／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

表 7：一般廃棄物最終処分率の本県及び全国状況（令和 5 年度）

順位	都道府県	最終処分率（％）
1	三重県	2.8
2	高知県	3.7
3	佐賀県	3.8
41	宮城県	11.3
46	京都府	12.9
47	宮崎県	13.2
48	北海道	16.1

（6）一般廃棄物の主な課題

ア 一般廃棄物のリサイクルに関する課題

県内のリサイクル率は平成 30 年度以降、低下傾向にあります（図 6 参照）。ペーパーレス化の進展やガラス瓶商品の減少等により、紙類（古紙）やガラス類等の資源回収量が減少傾向にあることが一因と考えられます（表 4 参照）。

県内の一般廃棄物のごみ処理量のうち、76.7%が可燃ごみとなっており（図 3 参照）、その内訳は、資源となり得る「紙・布類」と「プラスチック等（ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類）」が 74.1%を占めています（図 4 参照）。特に、「紙・布類」の割合は 52.5%で、全国平均 48.9%（図 8 参照）より 3.6 ポイント高いため、資源となるごみの分別の徹底及びその普及啓発が課題であると言えます。

また、可燃ごみの中で 3 番目に大きな割合（15.3%）を占めるのは「ちゅう芥類（生ごみ）」で、全国平均 10.4%よりも 4.9 ポイント高くなっています。「食材を使いきる、食べきる、捨てる際に水気をきる」といった取組を進め、更なる減量化を図る必要があります。

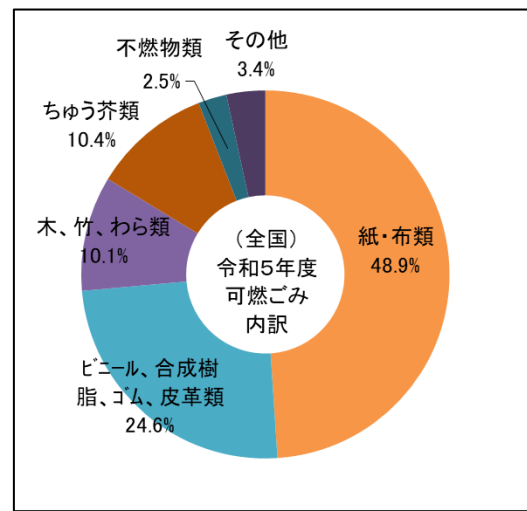
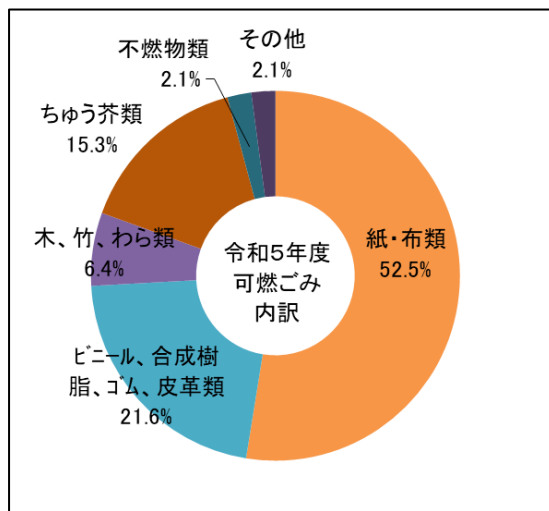


図 4：可燃ごみの内訳（令和 5 年度）（再掲） 図 8：全国の可燃ごみの内訳（令和 5 年度）

イ 最終処分率に関する課題

一般廃棄物の最終処分率は、年度によって増減があるものの、11.3～12.0%で推移しています。最終処分量の内訳を見ると、焼却残さ（焼却灰）が約 10%を占めています。焼却残さはスラグ化されている地域もあり、その技術が導入された施設では最終処分率が減少しましたが、これらの技術が導入されていない地域では最終処分率が改善していない状況です。

1 **ウ 社会情勢の変化への対応に関する課題**

2 **(ア) プラスチックの資源循環**

3 ライフサイクル全体でのプラスチックの資源循環を促進するため、令和4年4月にプラ新法
4 が施行されました。廃棄されているプラスチックなどを資源として循環させる循環経済への移
5 行を加速させるためにも、市町村におけるプラスチック製品の一括回収などの取組の促進が求
6 められます。

7 **(イ) 激甚化する災害への対応**

8 近年、気候変動などの影響により全国各地で大規模な自然災害が発生しており、今後発生が
9 予想される自然災害により生じた災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、自治体職員の
10 人材育成や応援協力体制の確立などの災害廃棄物処理体制の強化が求められています。

11 **(ウ) 一般廃棄物の適正処理体制の確保**

12 県では、ごみ焼却に伴って発生するダイオキシン類の削減、ごみ処理コストの縮減等を図るた
13 め、平成11年3月に「宮城県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内市町村及び一部事務組合（以
14 下「市町村等」という。）において、広域化計画に基づいたごみ処理施設の集約・統廃合が進め
15 られてきました。

16 このような中、令和6年3月環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けた
17 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を受けて、本県における安定的かつ効率
18 的なごみ処理体制の構築に向けて、市町村等の意向を踏まえ、長期的な広域化・集約化に係る計
19 画を策定する必要があります。

2 産業廃棄物の現状と課題

(1) 産業廃棄物の排出量の状況

産業廃棄物の排出量及び全国の産業廃棄物排出量の推移は、図9から図12、表8及び表9のとおりです。近年は概ね10,500千tで推移しています。

廃棄物の種類別に見ると、汚泥が6,113千t（排出量全体の58.4%）で最も多く、次いで家畜ふん尿が1,822千t（同17.4%）、がれき類が1,475千t（同14.1%）となっており、これらで排出量全体の約9割を占めています。

業種別に見ると、製造業からの排出量が4,053千t（排出量全体の38.7%）で最も多く、次いで電気・水道業が2,352千t（同22.5%）、建設業が2,035千t（同19.4%）、農業・林業が1,823千t（同17.4%）などとなっています。

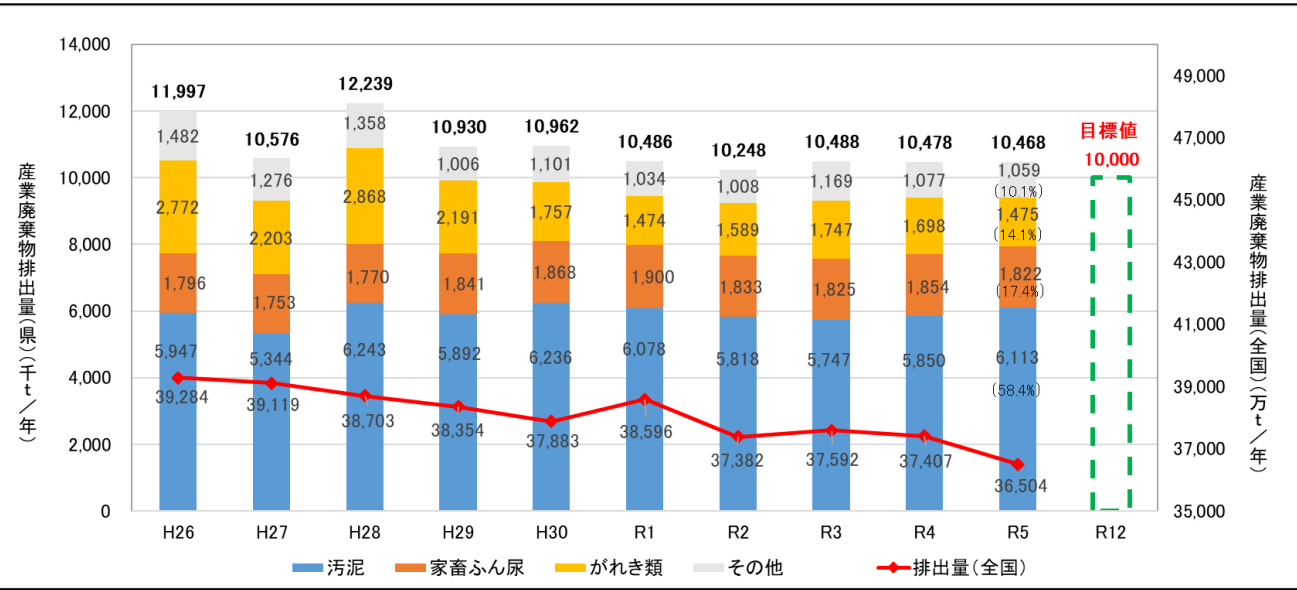


図9：産業廃棄物排出量（種類別）及び全国の産業廃棄物排出量の推移

表8：産業廃棄物排出量（種類別）及び全国の産業廃棄物排出量の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30
産業廃棄物排出量 (千t/年)	10,962	10,486	10,248	10,488	10,478	10,468	▲ 494
汚泥 (千t/年)	6,236	6,078	5,818	5,747	5,850	6,113	▲ 123
家畜ふん尿 (千t/年)	1,868	1,900	1,833	1,825	1,854	1,822	▲ 46
がれき類 (千t/年)	1,757	1,474	1,589	1,747	1,698	1,475	▲ 283
その他 (千t/年)	1,101	1,034	1,008	1,169	1,077	1,059	▲ 43
産業廃棄物排出量(全国) (万t/年)	37,883	38,596	37,382	37,592	37,407	36,504	▲ 1,379

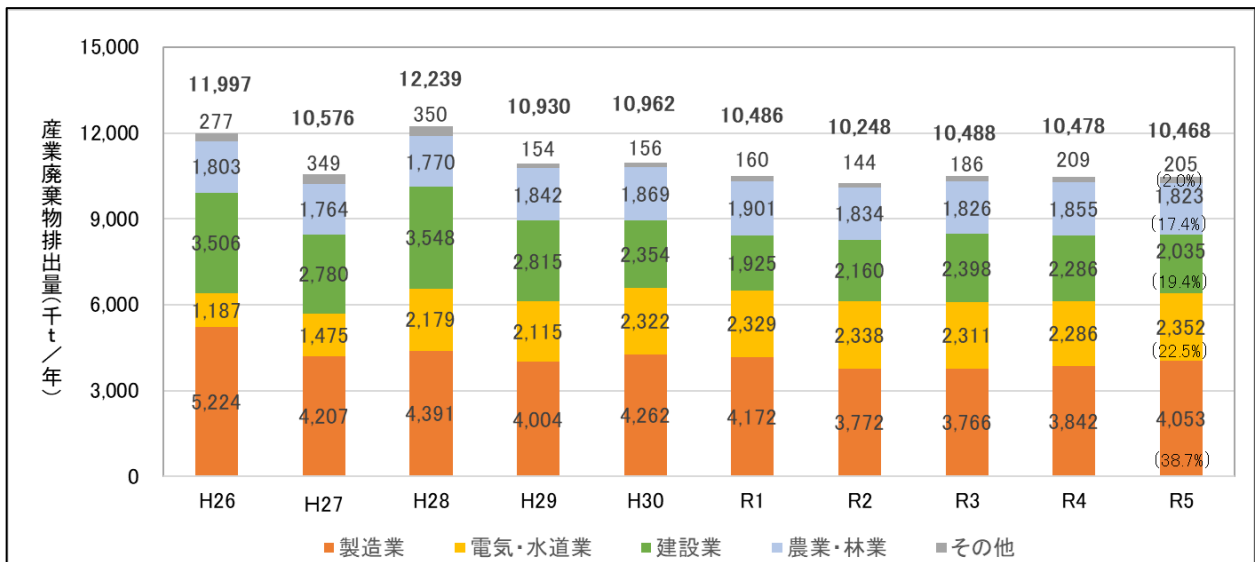


図 10：産業廃棄物排出量（業種別）の推移

表 9：産業廃棄物の排出量（業種別）の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30
産業廃棄物排出量（千t／年）	10,962	10,486	10,248	10,488	10,478	10,468	▲ 494
農業・林業（千t／年）	1,869	1,901	1,834	1,826	1,855	1,823	▲ 46
建設業（千t／年）	2,354	1,925	2,160	2,398	2,286	2,035	▲ 319
製造業（千t／年）	4,262	4,172	3,772	3,766	3,842	4,053	▲ 209
電気・水道業（千t／年）	2,322	2,329	2,338	2,311	2,286	2,352	30
その他（千t／年）	156	160	144	186	209	205	49

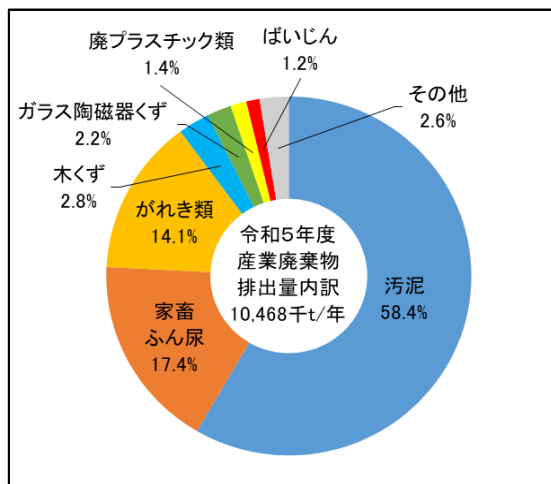


図 11：産業廃棄物排出量（種類別）内訳

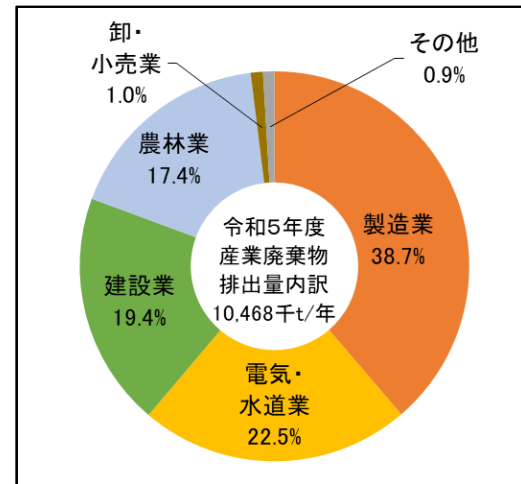


図 12：産業廃棄物排出量（業種別）内訳

（２）産業廃棄物の処理状況

令和 5 年度の産業廃棄物の処理状況は、図 13 のとおりです。排出量 10,468 千 t のうち、焼却・脱水・破砕などの中間処理を行ったものが 10,378 千 t（排出量全体の 99.1%）で、中間処理により 6,512 千 t（同 62.2%）が減量されています。また、リサイクル量（再生利用量）は 3,801 千 t（同 36.3%）、有償物を含めた資源化量は 3,850 千 t で、中間処理による減量化と再生利用により、最終処分量は 141 千 t と排出量の 1.3%となっています。

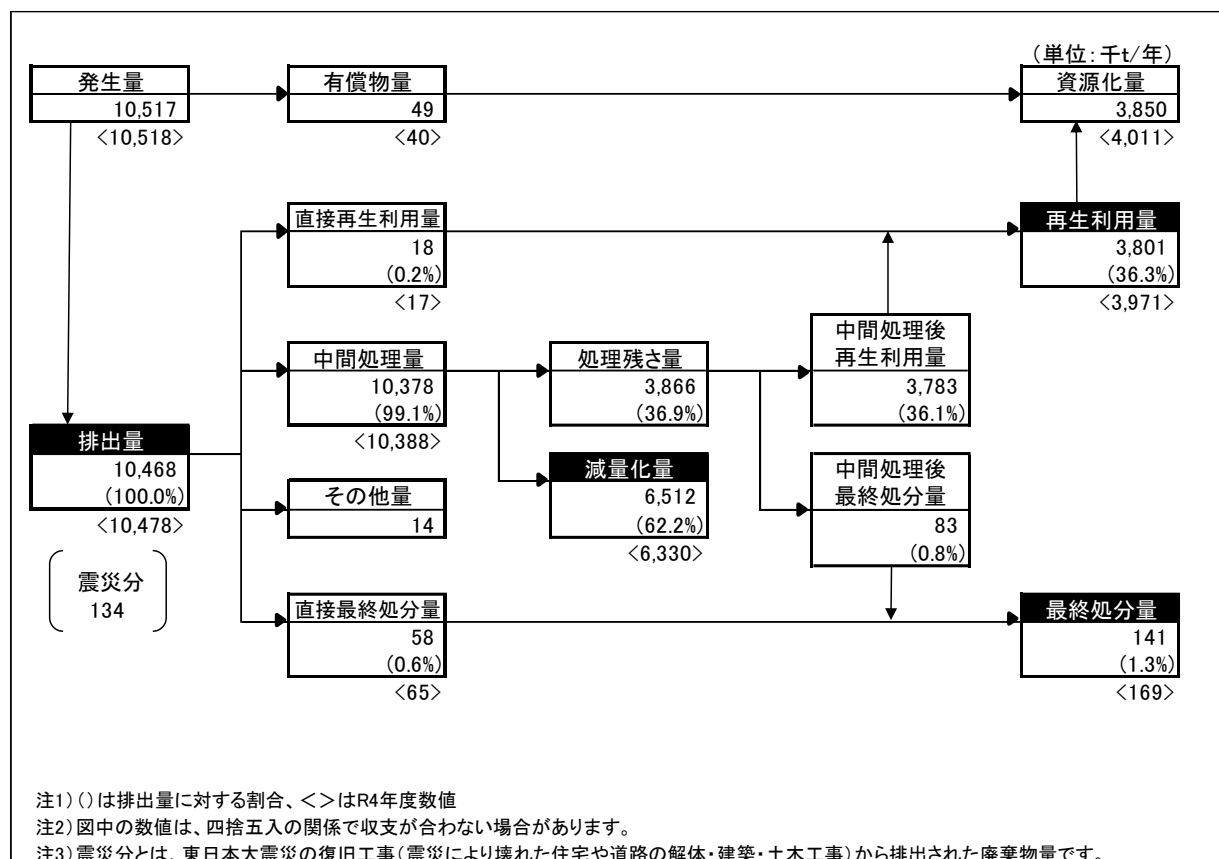


図 13: 産業廃棄物の処理フロー (令和 5 年度)

(3) 産業廃棄物のリサイクルの状況

産業廃棄物のリサイクル量及びリサイクル率の推移は、図 14 及び図 15、表 10 及び表 11 のとおりです。令和 5 年度のリサイクル量は 3,801 千 t、リサイクル率は 36.3% でした。令和 3 年度以降は令和 12 年度目標値の 35% を上回っています。

種類別に見ると、汚泥が 1,448 千 t (リサイクル量全体の 38.1%) で最も多く、家畜ふん尿が 945 千 t (同 24.9%)、がれき類が 611 千 t (同 16.1%) などとなっており、これらでリサイクル量全体の約 8 割を占めています。業種別に見ると、建設業が 1,837 千 t (リサイクル量全体の 48.3%) で最も多く、農業・林業が 946 千 t (同 24.9%)、製造業が 481 千 t (同 12.7%) などとなっています。

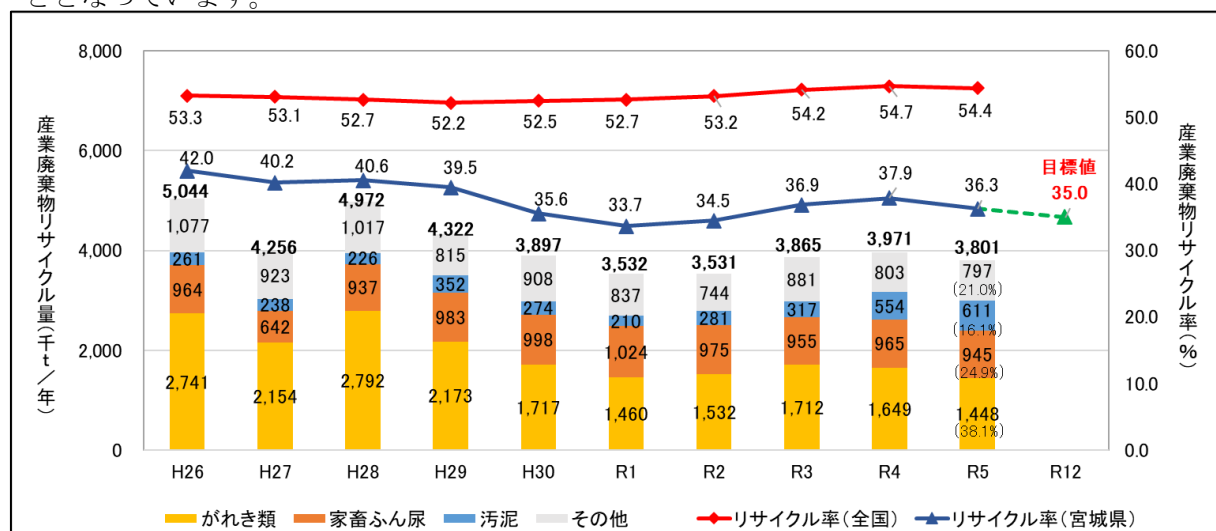


図 14: 産業廃棄物 (種類別) リサイクル量及びリサイクル率の推移

表 10：産業廃棄物（種類別）リサイクル量及びリサイクル率の推移

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30
産業廃棄物リサイクル量	(千t/年)	3,897	3,532	3,531	3,865	3,971	3,801	▲ 96
汚泥	(千t/年)	1,717	1,460	1,532	1,712	1,649	1,448	▲ 269
家畜ふん尿	(千t/年)	998	1,024	975	955	965	945	▲ 53
がれき類	(千t/年)	274	210	281	317	554	611	337
その他	(千t/年)	908	837	744	881	803	797	▲ 111
排出量(宮城県)	(千t/年)	10,962	10,486	10,248	10,488	10,478	10,468	▲ 494
産業廃棄物リサイクル率	(%)	35.6	33.7	34.5	36.9	37.9	36.3	0.8
リサイクル率(全国)	(%)	52.5	52.7	53.2	54.2	54.7	54.4	1.9

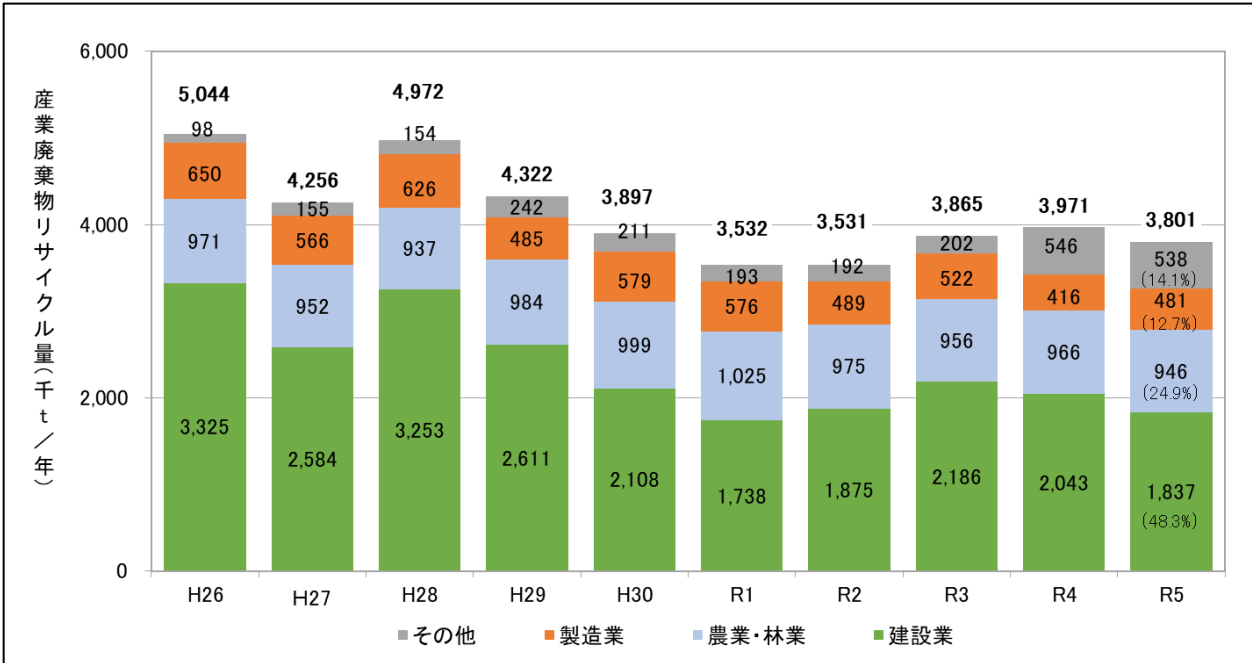


図 15：産業廃棄物（業種別）リサイクル量の推移

表 11：産業廃棄物（業種別）リサイクル量の推移

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30
産業廃棄物リサイクル量	(千t/年)	3,897	3,532	3,531	3,865	3,971	3,801	▲ 96
農業・林業	(千t/年)	999	1,025	975	956	966	946	▲ 53
建設業	(千t/年)	2,108	1,738	1,875	2,186	2,043	1,837	▲ 272
製造業	(千t/年)	579	576	489	522	416	481	▲ 98
その他	(千t/年)	211	193	192	202	546	538	327

（４）産業廃棄物の最終処分の状況

産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移等は、図 16 から図 19、表 12 及び表 13 のとおりです。令和 5 年度における最終処分量は 141 千 t、最終処分率は 1.3% となっています。

種類別に見ると、ガラス陶磁器くずが 29 千 t（最終処分量全体の 20.3%）で最も多く、次いで廃プラスチック類が 20 千 t（同 14.1%）、がれき類が 19 千 t（同 13.2%）、燃え殻が 18 千 t（同 12.8%）などとなっています。

業種別に見ると、建設業が 77 千 t（最終処分量全体の 54.4%）で最も多く、次いで製造業が 33 千 t（同 23.5%）、電気・水道業が 5 千 t（同 3.4%）などとなっています。

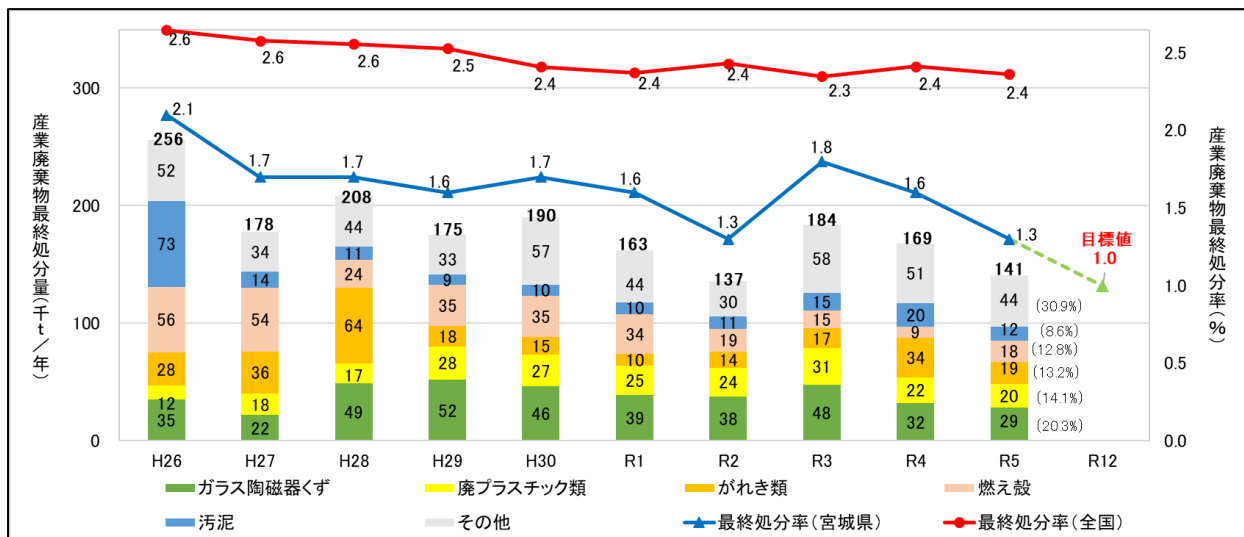


図 16：産業廃棄物（種類別）最終処分量及び最終処分率の推移

表 12：産業廃棄物（種類別）最終処分量及び最終処分率の推移

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30
産業廃棄物最終処分量	(千t/年)	190	163	137	184	169	141	▲ 49
汚泥	(千t/年)	10	10	11	15	20	12	3
がれき類	(千t/年)	15	10	14	17	34	19	3
ガラス陶磁器くず	(千t/年)	46	39	38	48	32	29	▲ 18
燃え殻	(千t/年)	35	34	19	15	9	18	▲ 17
廃プラスチック類	(千t/年)	27	25	24	31	22	20	▲ 7
その他	(千t/年)	57	44	30	58	51	44	▲ 14
産業廃棄物排出量	(千t/年)	10,962	10,486	10,248	10,488	10,478	10,468	▲ 494
産業廃棄物最終処分率	(%)	1.7	1.6	1.3	1.8	1.6	1.3	▲ 0.4
産業廃棄物最終処分率(全国)	(%)	2.4	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	▲ 0.0

図 17：産業廃棄物（業種別）最終処分量及び最終処分率の推移

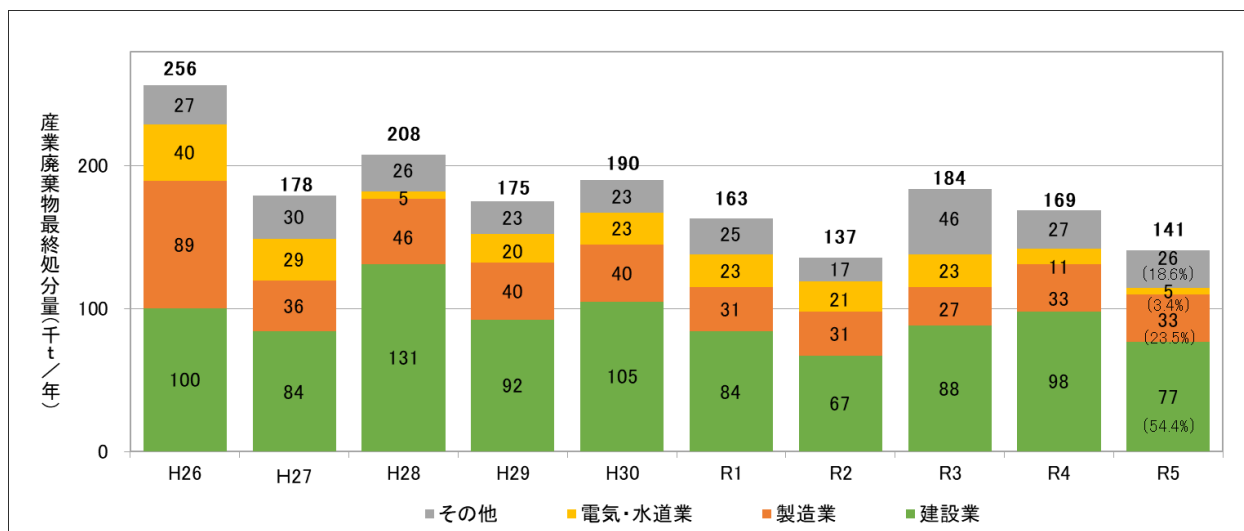


表 13：産業廃棄物（業種別）最終処分量及び最終処分率の推移

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5-H30
産業廃棄物最終処分量	(千t/年)	190	163	137	184	169	141	▲ 49
建設業	(千t/年)	105	84	67	88	98	77	▲ 28
製造業	(千t/年)	40	31	31	27	33	33	▲ 7
電気・水道業	(千t/年)	23	23	21	23	11	5	▲ 18
その他	(千t/年)	23	25	17	46	27	26	4
産業廃棄物排出量	(千t/年)	10,962	10,486	10,248	10,488	10,478	10,468	▲ 494
産業廃棄物最終処分率	(%)	1.7	1.6	1.3	1.8	1.6	1.3	▲ 0.4

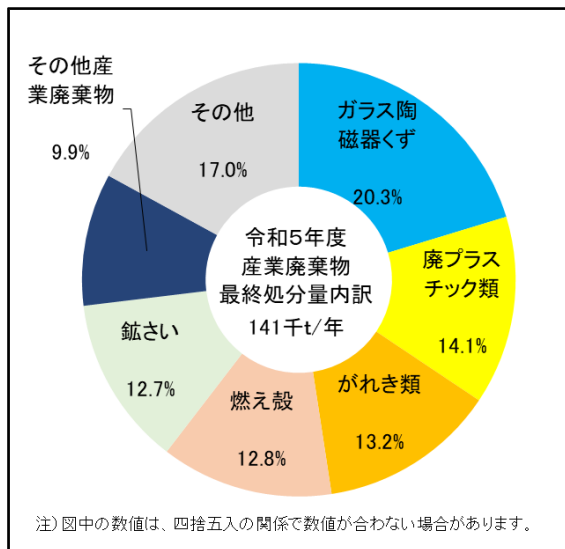


図 18：最終処分量内訳（種類別）

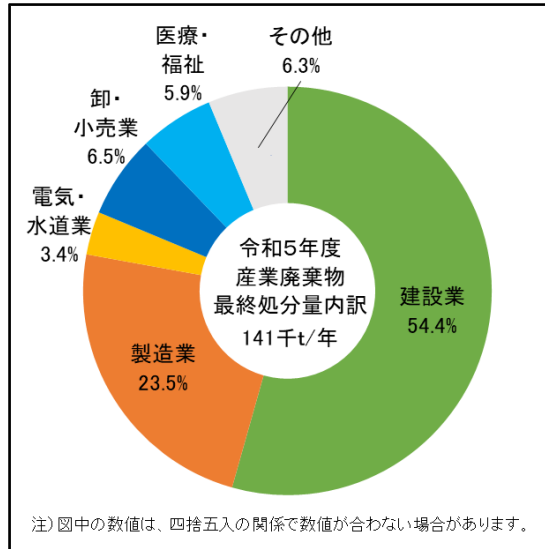


図 19：最終処分量内訳（業種別）

(5) 産業廃棄物の主な課題

ア 産業廃棄物の排出量及び最終処分量に関する課題

産業廃棄物の排出量を種類別に見ると、汚泥（58.4%）、家畜ふん尿（17.4%）、がれき類（14.1%）が排出量全体の約9割を占めています。本県の産業構造上、これらの廃棄物の排出量を大幅に減少させることは難しい側面があります。しかしながら、汚泥については中間処理（脱水、焼却など）により、約9割が減量化され、最終処分量は極めて低くなっています。また、家畜ふん尿についても、脱水により高い減量化率に加え、堆肥化等による再資源化が進展しています。これらの主要な廃棄物は排出量が多い一方で、環境負荷の大きい最終処分に供される割合が小さいと言えます。

一方、環境負荷低減のために削減すべき最終処分量を種類別や業種別に見ると、以下の対応が求められます（表 14 参照）。

表 14：最終処分される産業廃棄物の種類及び業種と求められる対応

区分	最終処分量が多い廃棄物／業種	求められる対応
種類別	ガラス・コンクリート・陶磁器くず（20.3%）、廃プラスチック類（14.1%）、がれき類（13.2%）	・分別排出の徹底、製品原料や土木・建設資材等としての再利用、再資源化に向けた新技術・用途開発など
業種別	建設業（54.4%） 製造業（23.5%）	・建設副産物の分別排出と再資源化、分別解体の徹底、建築物の長寿命化など ・製造工程での歩留まり向上、副産物や廃棄物の有効利用、製品設計段階での廃棄物削減など

イ 将来大量廃棄が予想される廃棄物への対応

「使用済太陽光パネル※」や「石膏ボード」については、それぞれの製品寿命や建物の解体時期に伴い、将来的に大量廃棄が予測されています。これらの廃棄物が適切に処理されずに環境負荷となることを防ぐため、リユースやリサイクルを促すとともに、それが難しいものについては適正に処理されるよう、排出事業者への指導を徹底する必要があります（図 20 参照）。

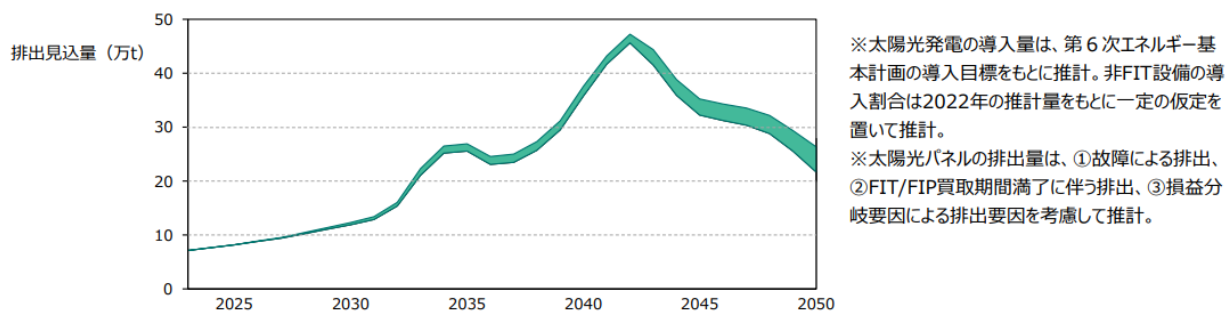


図 20：国内の太陽光パネルの排出量予測

出典）中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について参考資料」

※使用済太陽光パネルについて

平成 24 年度に始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）によって導入が促進された太陽光パネルは、令和 17(2030)年代後半以降、廃棄量が顕著に増加すると予想されています。また、故障等で廃棄処理されているものもあり、パネルに有害物質が含まれる懸念もあることから、安全な処分方法の提示・リサイクル制度の導入が必要となります。

国は、令和 2 年 6 月に改正した再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）において、10kW 以上の事業用太陽光発電に係る F I T・F I P 認定事業者を対象として、太陽光パネルの廃棄費用等の積立制度を創設しました。

令和 6 年 8 月には環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」が改訂され、使用済太陽光パネルの新たなリサイクルとしてリユース・リサイクルの推進が期待されます。

ウ 廃棄物の適正処理の確保

廃棄物の適正処理の取組として、平成 17 年 4 月に産業廃棄物税を導入し、各保健所に産廃 G メンを設置したことによる監視体制の整備により、10 t 以上の産業廃棄物の不法投棄件数・投棄量ともに大幅に減少しました（図 21 参照）。この成果を踏まえつつ、持続可能な適正処理体制を維持するため、不法投棄対策だけでなく、P C B廃棄物や災害廃棄物の適正処理（P C B 廃棄物の保管者への助言・指導等、災害廃棄物処理計画に基づく対策の実施、処理体制の構築）についても、引き続き継続して取り組んでいく必要があります。

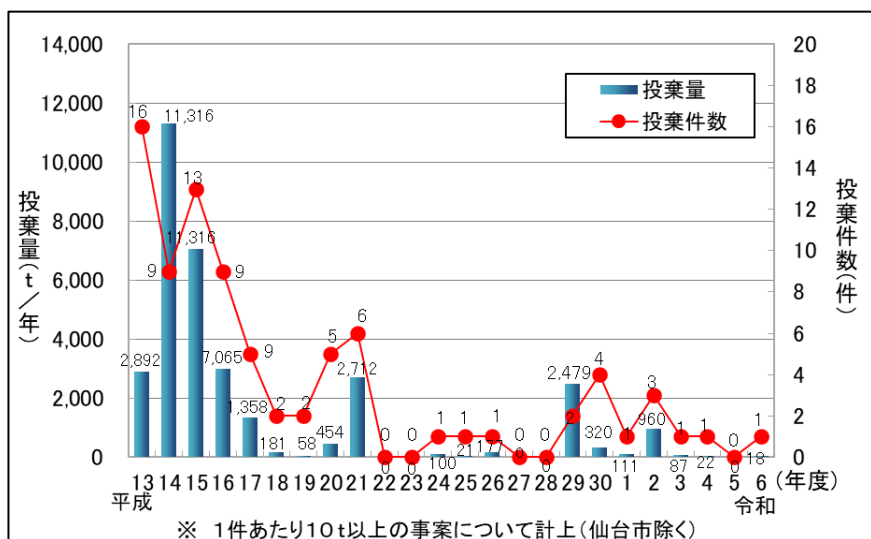


図 21：県内の不法投棄事案の推移

3 物質フローの状況

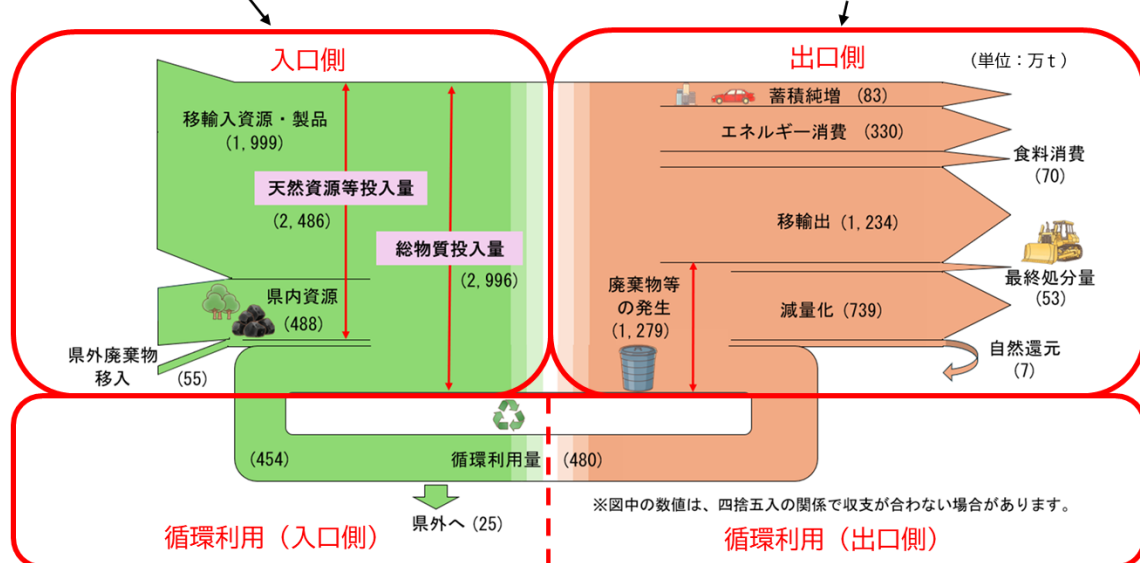
経済社会においてどれだけの量の資源が採取、消費、廃棄され、再びどれだけの量の資源が循環しているか把握するため、国の物質フローに準じて作成した本県における物質フローは次のとおりです（図 22 から図 24 参照）。

【入口側】経済社会に新たに投入される物質の総量

- ▶ 私たちが経済活動を行うために、地球から取り込むすべての資源のことです。
- ▶ これは、企業、家庭、行政などが使用するために、自然界から新たに採掘・採取したり、県外から移入したりする物質の総量を指します。

【出口側】経済社会から排出される物質の総量

- ▶ 投入された資源を加工・消費して社会に蓄積される建物や製品（蓄積純増）、エネルギーや食料としての消費、県外への移出、発生した廃棄物の合計です。
- ▶ 「出口側」のうち、特に廃棄物や環境排出を減らすことが、環境負荷の低減につながります。



【循環】入口側の循環利用率=循環利用量/総物質投入量

- ▶ 県内の経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。
- ▶ 資源の有効利用、天然資源への依存度低減、最終処分量等の削減等の観点から、原則的には増加が望まれるもの。

【循環】出口側の循環利用率=循環利用量/廃棄物等の発生量

- ▶ 県内の廃棄物等発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。
- ▶ 入口側の循環利用率と同様の理由から、原則的には増加が望まれるもの。

図 22：本県の物質フロー（令和 4 年度）

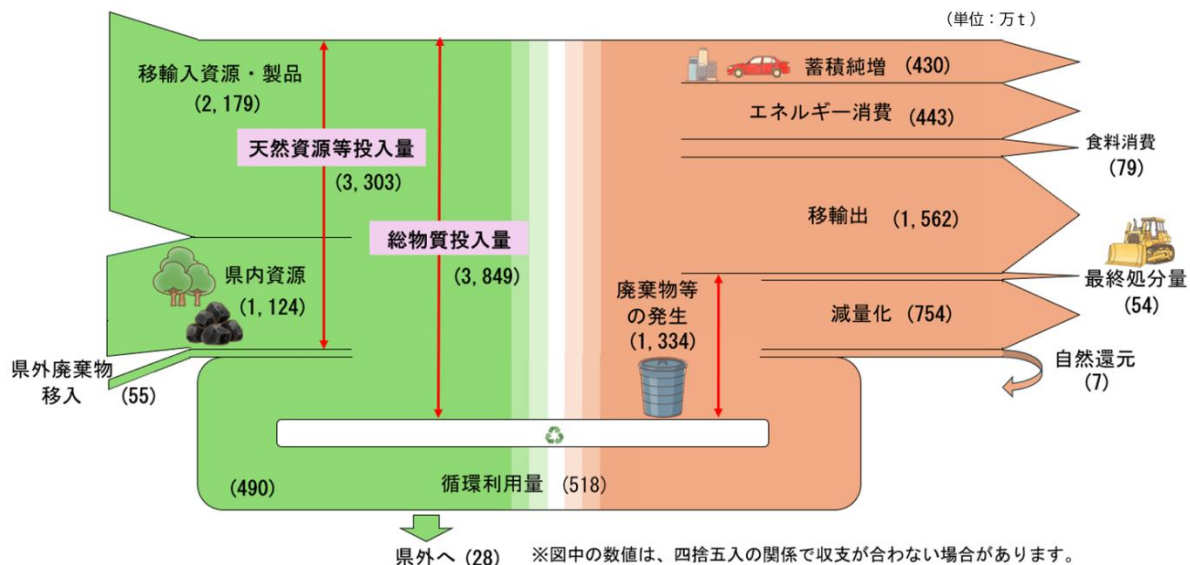


図 23：本県の物質フロー（平成 29 年度）

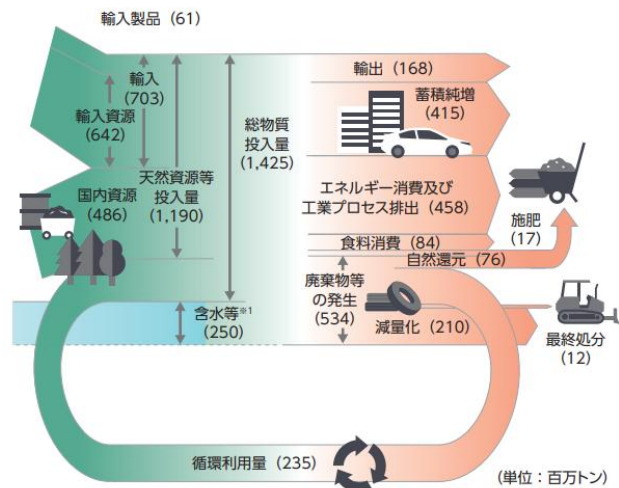


図 24：全国の物質フロー（令和4年度）

出典：令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書

本県の入口側の循環利用率※は令和4年度に16.2%となっており、平成29年度から2.6ポイント増加し、全国平均（16.3%）から0.1ポイント低いものの、ほぼ同水準となりました。これは、新規に投入される資源に対する再生資源・再生品の利用割合を示しており、本県における事業活動や消費行動における再生資源・再生品の利用が平成29年度実績よりも増加していることが分かります（表15参照）。

出口側の循環利用率※は、令和4年度に37.5%となっており、平成29年度から1.3ポイント低下し、全国平均（43.3%）を5.8ポイント下回っています。これは、排出された廃棄物や副産物のうち、有効利用される割合が低いことを示しており、廃棄物の3Rの徹底に加えて、高度選別技術の導入による再生材の質の向上など、より多くの廃棄物を資源として有効活用するための取組の促進が必要となります。

※入口側の循環利用率

社会に投入される資源のうち、どれだけ循環資源が投入されているかを示す指標で、次の式により表されます。

$$\text{循環利用率} = \text{循環利用量} / (\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量})$$

$$R4: 16.2\% \div \text{循環利用量 } 480 \text{ 万 t} / (480 \text{ 万 t} + \text{天然資源等投入量 } 2,486 \text{ 万 t}) \times 100$$

※出口側の循環利用率

社会から排出される廃棄物・副産物のうち、どれだけ循環利用（リサイクルや熱回収など）されているかを示す指標で、次の式により表されます。

$$\text{循環利用率} = \text{循環利用量} / \text{廃棄物等の発生量}$$

$$R4: 37.5\% \div \text{循環利用量 } 480 \text{ 万 t} / (\text{廃棄物等の発生量 } 1,279 \text{ 万 t}) \times 100$$

表 15：入口側及び出口側の循環利用率の推移

		H29年度	R4年度	R4-H29
本県	入口側の循環利用率 (%)	13.6	16.2	2.6
	出口側の循環利用率 (%)	38.8	37.5	▲ 1.3
全国	入口側の循環利用率 (%)	14.9	16.3	1.4
	出口側の循環利用率 (%)	43.3	43.3	0.0

コラム

「入口」と「出口」の循環利用って？・・・家庭生活に置き換えてみましょう！

私たちの生活では「資源の循環」が大切だと言われますが、「入口側」や「出口側」の循環利用と言われると、少し難しく感じるかもしれません。これらを、家庭での活動に置き換えて、解説します。

◇ 「入口側」は「お買い物の際の意識」です

入口側の循環利用率とは、私たちが資源を使う前の段階での資源の有効利用度を示す指標です。具体的には、新しい資源ではなく、リサイクルされた材料や、再生可能な資源をどれだけ利用しているかという割合です。

家庭に例えるなら、「買い物かごに入れる前の意識」です。例えば、「牛乳パックから作られた再生紙トイレットペーパーや、再生プラスチック使用製品を選ぶ」、「詰め替えパックを選ぶ」、「リサイクルショップやレンタルサービスを利用する」などの行動が「入口側の循環利用率」を高めることにつながります。



◇ 「出口側」は「使い終わった後の意識」です

一方、出口側の循環利用率とは、私たちが資源を使い終わった段階での資源の有効活用度を示す指標です。具体的には、使ったものを、きちんと分別し、廃棄せずにどれだけリサイクル・再利用に回しているかという割合です。

家庭に例えるなら、「使い終わった後の丁寧な片付け」です。例えば、「飲み終わったペットボトルのキャップやラベルを外し、中をきれいに洗ってから、正しく分別してごみを出す」、「まだ使える衣類や家具、おもちゃなどを寄附する、フリマアプリを利用して欲しい人に譲る」などの行動が「出口側の循環利用率」を高めます。



◇ 資源循環を進めるために・・・

入口側：買い物では「リサイクル品や環境に優しいものを選ぶ」

出口側：使い終わったら「正しく分別する、資源として戻す」

という、両方の意識と行動が欠かせません。

県民の皆様には、この「入口側」と「出口側」の視点を持ち、日々の生活の中で少しでも

「選ぶとき」と「捨てるとき」に意識を向けて行動していただければ幸いです。

一人ひとりの意識の変化が、循環型社会の形成に確実につながっていきます。

第2節 食品ロスの現状と課題

1 食品ロスの現状

世界では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不足の問題が存在する一方、大量の食品が廃棄されています。こうした食品ロス問題は、平成23年に国連食糧農業機関が発表した、世界中で生産されている食料の3分の1が廃棄されているという現状の指摘を受け、平成27年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の目標の一つに盛り込まれるなど、国際的にも喫緊の課題です。

このような国際状況のなか、大量の食料を輸入している日本国内においても、まだ食べられる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

(1) 国内の現状

国内の食品ロス発生量は、年間464万t（令和5年度推計）と推計されており、これは、国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量370万t（令和5年実績）の約1.3倍に相当し、国民1人1日当たりに換算すると、102gのまだ食べられる食品を廃棄していることとなります（表16参照）。

令和5年度推計値464万tの内訳は、家庭系食品ロス発生量が233万t、事業系食品ロス発生量が231万tと推計されています。主な発生要因として、家庭系食品ロスは「直接廃棄」、「過剰除去」、「食べ残し」、事業系食品ロスは、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられます。

表16：全国の食品ロス発生量（推計値）及び1人1日当たりの発生量（推計値）の推移

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
食品ロス発生量(合計)	(万t／年)	570	522	523	472	464
家庭系食品ロス	(万t／年)	261	247	244	236	233
事業系食品ロス	(万t／年)	309	275	279	236	231
1人1日当たりの発生量(合計)	(g／人・日)	124	113	114	103	102
家庭系食品ロス	(g／人・日)	57	53	53	52	51
事業系食品ロス	(g／人・日)	67	60	61	52	51

(2) 県内の現状

国の実態調査による県内市町村の家庭系可燃ごみ量、食品リサイクル法に基づく事業所からの食品廃棄物等の定期報告及び国（環境省、農林水産省）の統計資料などから、県内の食品ロス発生量の推計を行いました（図25、表17参照）。その結果、令和5年度は県内で7.5万tの食品ロスが発生していると推計され、県民1人当たりに換算すると、1日91g（おにぎり1個程度の量）の食品を廃棄していることとなります。

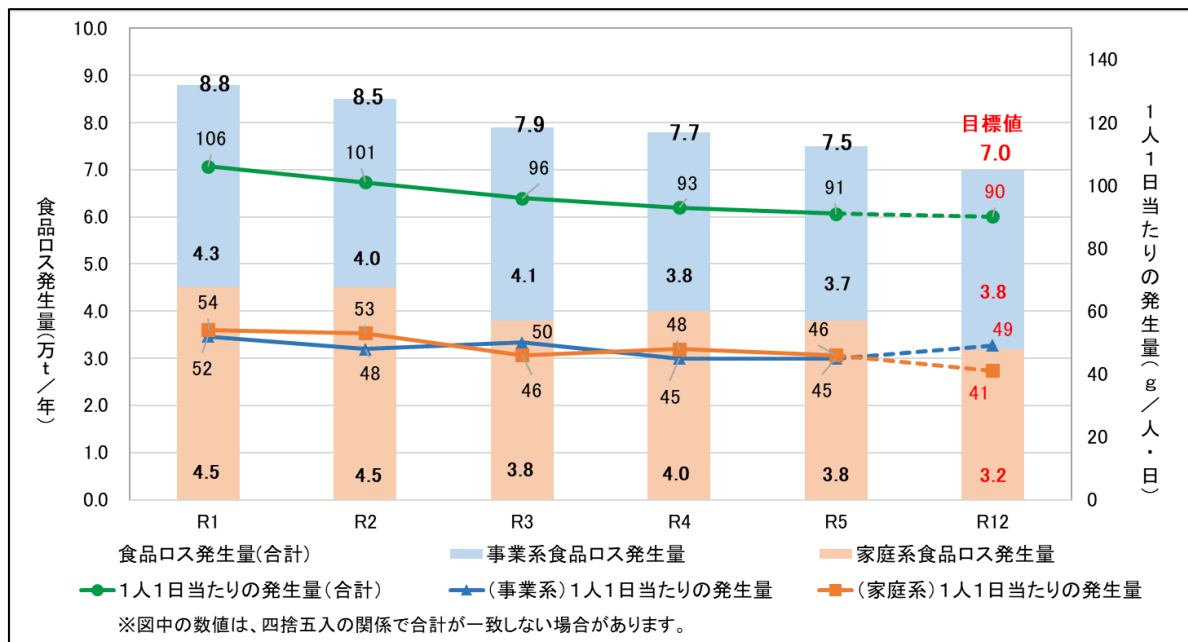


図 25：本県の食品ロス発生量（推計値）及び1人1日当たりの発生量（推計値）の推移

表 17：本県の食品ロス発生量（推計値）及び1人1日当たりの発生量（推計値）の推移

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
食品ロス発生量(合計) (万t／年)	8.8	8.5	7.9	7.7	7.5
家庭系食品ロス (万t／年)	4.5	4.5	3.8	4.0	3.8
事業系食品ロス (万t／年)	4.3	4.0	4.1	3.8	3.7
1人1日当たりの発生量(合計) (g／人・日)	106	101	96	93	91
家庭系食品ロス (g／人・日)	54	53	46	48	46
事業系食品ロス (g／人・日)	52	48	50	45	45

※食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の発生量等に基づき、県内の発生量を推計。

2 食品ロスの主な課題

令和5年度推計値7.5万tの内訳は、家庭からの排出が3.8万t、外食産業や小売業などの事業者からの排出が3.7万tであり、国内の食品ロスと同様に家庭系と事業系がそれぞれ同程度の量を占めています（表17参照）。効果的に食品ロス削減を推進するためには、「家庭系食品ロス」と「事業系食品ロス」の双方に向けた普及啓発の強化等が求められます。

（1）家庭系食品ロス量

家庭系食品ロス量の3.8万tを県民1人1日当たりに換算すると46gの食品ロスが発生しています。県民に対して、日常生活で役立つ食品ロス削減のための実践的な知識の普及や、それらを継続的に行うための動機付けが重要となります。

（2）事業系食品ロス量

事業系食品ロス量の3.7万tを県民1人1日当たりに換算すると45gの食品ロスが発生しています。納品期限の緩和や賞味期限の延長、食品関連事業者の努力により一定の削減効果は出ていますが、依然として多くの食品が焼却処理されていることから、これらをリサイクルやフードバンク団体への寄附に繋げるなど、更なる対応が求められます。また、経済成長やインバウンド拡大といった将来の変化に対応するためには、更なる削減の取組が不可欠となります。

第3章 基本理念と施策の方向性

第1節 基本理念

県循環計画（第1期）では、「持続可能な社会の形成に向けたみやぎからのチャレンジ」として、環境配慮の意識を行動として実践していくことを基本理念に掲げ、続く県循環計画（第2期）では、震災により後退した循環型社会形成のための行動を再始動させるため、「リスタート！みやぎの3Rーリデュース・リユース・リサイクル」を基本理念としました。現行の県循環計画（第3期）は、持続可能な循環型社会の実現のための各主体の取組が更に進展することを目指し、「ステップアップ！みやぎの3R～皆で築こうみやぎの循環型社会、新たなステージからの進展～」を基本理念としました。

中間見直しでは、これまでの3Rを深化させ「循環経済への移行」を目指すこととし、基本理念を「循環経済への移行で築くみやぎの持続可能な未来」とします。

第2節 施策の方向性（4つの柱）

基本理念を実現するためには、本県の美しい自然環境を保全しつつ、県民、事業者、市町村、県などの全ての主体が循環経済への移行を意識し、資源がライフサイクル全体で循環するための取組を総合的かつ計画的に行っていくことが重要です。そこで、次の4つの柱を施策の方向性として定め、循環経済への移行を通じた持続可能な循環型社会の実現を目指します（図26参照）。

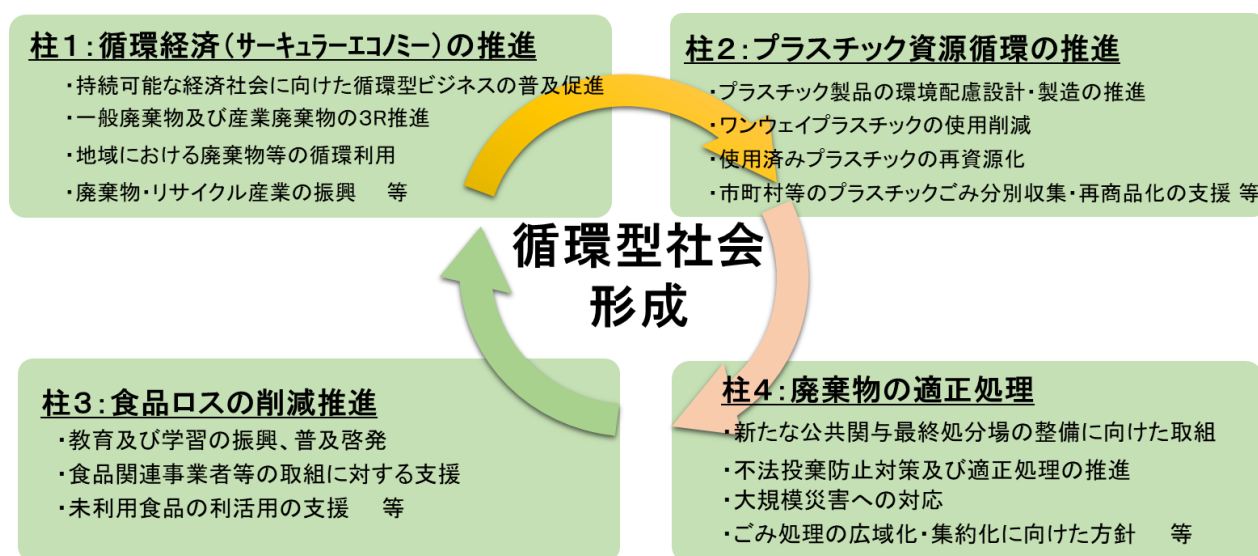


図26：循環型社会形成のための施策の方向性（4つの柱）

1 **<柱１：循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進>**

2 大量生産・消費からの転換を目指し、廃棄を前提としない製品設計やリユース・シェアリング
3 等の取組の推進、気運醸成に向けた活動を推進します。

5 **<柱２：プラスチック資源循環の推進>**

6 プラスチック製品の環境配慮設計・製造、ワンウェイプラスチックの使用削減を推進します。
7 また、市町村によるプラスチックごみの分別収集・再商品化の支援に取り組むとともに、民間事
8 業者と連携した３Ｒ＋Ｒｅｎｅｗａｂｌｅ（再生可能資源への代替）の取組を支援します。

10 **<柱３：食品ロスの削減推進>**

11 県民、事業者、民間団体、県及び市町村等の多様な主体が連携・協働し、県民運動として食品
12 ロスの削減を推進します。

14 **<柱４：廃棄物の適正処理>**

15 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐため事業者に対して、適切な指導及び情報提供に引き続
16 き努めます。大規模な自然災害の発生に備えて、平時から県災害廃棄物処理計画に基づく市町
17 村、国、関係団体等との相互協力体制の強化及び人材育成に継続して取り組みます。また、人口
18 減少等の社会状況の変化等に適切に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、ごみ処理の広
19 域化・集約化を推進します。

第3節 みやぎが目指す循環型社会の将来像（目標値）

1 将来予測

一般廃棄物の将来予測は、平成26年度から令和5年度までの実績値を基に、トレンド推計を行い算出しました。

産業廃棄物の将来予測は、農業、建設業、製造業等の業種ごとに、平成26年度から令和5年度までの実績値を基に、トレンド推計を行い算出しました（将来予測の詳細は資料編資料2の7及び8参照）。

2 本計画の目標値

（1）目標値設定の考え方について

令和12年度目標値は、令和5年度実績値と現行計画策定時の目標値を比較し、既に目標値を達成したものは目標値を上方修正することとし、未達成のものは目標値を据え置きとします。

（2）一般廃棄物の目標値

表18：一般廃棄物の目標値

一般廃棄物	第3期計画 現目標値 (R12年度)	実績値 (R5年度)	将来予測値 (R12年度)	第3期計画 新目標値 (R12年度)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	910g/人・日以下	923	898	885g/人・日以下
生活系ごみ (g/人・日)	625g/人・日以下	645	638	625g/人・日以下
事業系ごみ (g/人・日)	285g/人・日以下	278	260	260g/人・日以下
リサイクル率(%)	30.0%以上	22.6	23.6	30.0%以上
最終処分率(%)	10.5%以下	11.3	11.3	10.5%以下

ア 1人1日当たりのごみ排出量

生活系ごみは目標値未達成であったが、事業系ごみは令和5年度実績値が目標値を達成したため、将来予測値を踏まえ、事業系ごみ排出量の目標値を260g/人・日以下に上方修正します。また、これに伴い、1人1日当たりのごみ排出量の目標値も885g/人・日以下に修正します。

イ リサイクル率

令和5年度実績値は目標値未達成であるため、目標値は据え置きとします。

ウ 最終処分率

令和5年度実績値は目標値未達成であるため、目標値は据え置きとします。

（3）産業廃棄物の目標値

表19：産業廃棄物の目標値

産業廃棄物	第3期計画 現目標値 (R12年度)	実績値 (R5年度)	将来予測値 (R12年度)	第3期計画 新目標値 (R12年度)
排出量 (千t/年)	10,000千t/年以下	10,468	10,480	10,000千t/年以下
リサイクル率 (%)	35.0%以上	36.3	36.3	36.5%以上
最終処分率 (%)	1.0%以上	1.3	1.3	1.0%以下

ア 排出量

令和5年度実績値は目標値未達成であるため、目標値は据え置きとします。

イ リサイクル率

令和5年度実績値は目標値を達成したため、将来予測値を踏まえ、目標値を36.5%以上に上方修正します。

ウ 最終処分率

令和5年度実績値は目標値未達成であるため、目標値は据え置きとします。

(4) 食品ロス量の目標値

表 20：食品ロス量の目標値

食品ロス		現目標値 (R12年度)	推計値 (R1年度) ※計画基準年	推計値 (R5年度)	第3期計画 新目標値 (R12年度)
食品ロス発生量(合計) (万t/年)		7.0万t/年以下	8.8	7.5	6.7万t/年以下
家庭系食品ロス (万t/年)		3.2万t/年以下	4.5	3.8	3.2万t/年以下
事業系食品ロス (万t/年)		3.8万t/年以下	4.3	3.7	3.5万t/年以下
1人1日当たりの食品ロス発生量 (g/人・日)		90g/人・日以下	106	91	85g/人・日以下
家庭系食品ロス (g/人・日)		41g/人・日以下	54	46	41g/人・日以下
事業系食品ロス (g/人・日)		49g/人・日以下	52	45	44g/人・日以下

ア 家庭系食品ロス量

令和5年度推計値は目標値未達成であるため、目標値は据え置きとします。

イ 事業系食品ロス量

令和5年度推計値は目標値を達成したため、事業系食品ロス発生量の目標値を3.5万t以下に上方修正します※。また、これに伴い、家庭系食品ロスも含めた食品ロス発生量(合計)の目標値も6.7万t以下に修正します。

※ 事業系食品ロス量について、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和7年3月閣議決定)では、平成12年度基準に対して60%削減させる219万tという新たな目標を設定しています。

国の新たな削減目標及び直近の推計値を踏まえ、本県においても、令和元年度の8.8万tを基準に、令和12年度までに食品ロス発生量を24%(家庭系食品ロス29%、事業系食品ロス19%)削減させる6.7万tを目標とします。

3 進行管理指標

本計画の目標値のほかに、施策の方向性（4つの柱）の進行状況を把握するため、表21のとおり11項目の新たな「進行管理指標」を設定します。当該指標の目標値は、現行計画の取組の達成状況や県の現状、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」の考え方を踏まえて設定します。

表21：進行管理指標の目標値及び考え方

施策の方向性	進行管理指標	最新実績値 (年度)	目標基準値 (年度)	目標値 (R12年度)	目標値設定の考え方
柱1 循環経済 (サーキュラー エコノミー)の 推進	入口側の循環利用率※1 (%)	16.2 (R4)	16.2 (R4)	19.0%以上	国第五次循環基本計画で目標値として設定されています。目標値は国の目標値(R4年度実績値の16%増)を踏まえて「19%以上」とします。(16.2×1.16≒19.0)
	出口側の循環利用率※2 (%)	37.5 (R4)	37.5 (R4)	38.0%以上	国第五次循環基本計画で目標値として設定されています。目標値は国の目標値(R4年度実績値の2%増)を踏まえて「38.0%以上」とします。(37.5×1.02≒38.0)
	1人1日当たりごみ焼却量※3 (g/人・日)	721 (R5)	721 (R5)	690g /人・日 以下	国第五次循環基本計画で目標値として設定されています。1人1日当たりのごみ排出量の新目標値(885g/人・日)に一般廃棄物の焼却割合77.9%を乗じて、「690g/人・日以下」とします。(885×0.779≒690)
柱2 プラスチック資源循環の推進	一般廃棄物プラスチックのリサイクル率※4 (%)	26.8 (R5)	26.8 (R5)	30.0%以上	現取組指標の目標値(R12:25%)を達成しました。R5実績値を踏まえて、より高い目標値「30%以上」とします。
	産業廃棄物プラスチックのリサイクル率 (%)	70.9 (R5)	70.9 (R5)	72.0%以上	産廃プラに関する指標を新規設定します。H30実績(69.8%)→R5実績(70.9%)の伸び率(1.6%増)を踏まえ「72%以上」と設定します。(70.9×1.016≒72.0)
	一般廃棄物における製品プラ分別回収に取り組む市町村数 (市町)	16 (R6)	-	19市町	第11期宮城県分別収集計画(令和7年12月策定)から引用します。
柱3 食品ロスの削減推進	未利用食品の利活用量 (t/年)	542 (R6)	-	410t /年以上	フードバンク活動による食料等の受入量を集計しています。現取組指標の目標値(R12:130t/年)を達成しました。直近5年間の実績(平均410t/年)を踏まえて「410t/年以上」とします。
	1人1日当たりの焼却ごみ中のちゅう芥類量※5 (g/人・日)	115 (R5)	-	90g /人・日 以下	現取組指標の目標値は未達成であるため、据え置きとします。
柱4 廃棄物の適正処理	県内の10t以上の不法投棄件数及び量(仙台市含む) (件, t)	1、18 (R6)	-	0件、0t	現取組指標の目標値は未達成であるため、据え置きとします。
	家電不法投棄の台数 (台)	481 (R5)	-	0台	現取組指標の目標値は未達成であるため、据え置きとします。
	災害廃棄物処理計画策定済市町村数 (市町村)	28 (R6)	28 (R6)	35市町村 (100%)	国第五次循環基本計画で目標値として設定されています。目標値は国の目標値(市町村策定率100%)を踏まえて、「35市町村(100%)」とします。

※1：入口側の循環利用率＝（循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量））×100

※2：出口側の循環利用率＝（循環利用量／廃棄物等の発生量）×100

※3：1人1日当たりごみ焼却量＝（一般廃棄物の直接焼却量／県内人口／年間日数）

※4：一般廃棄物プラスチックのリサイクル率

＝（プラ類の直接資源化量／（プラ類の直接資源化量＋可燃ごみ量×プラ類比率））×100

※5：1人1日当たりの焼却ごみ中のちゅう芥類量

＝（焼却ごみ中のちゅう芥類量／県内人口／年間日数）

4 将来像

本県では、これまで、循環型社会の形成を目指して県循環計画（第1期）及び県循環計画（第2期）を策定し、目指すべき循環型社会の将来像を示すとともに、県民、事業者、NPO等の関係団体及び行政が協力して廃棄物の減量化等、各種廃棄物対策に取り組んできました。中間見直しにおいてもその基本的な考え方を踏襲すべきものと考えており、具体的には次のとおり将来像を設定します。

＜循環型社会の将来像1＞

- ・ 全ての主体が「循環経済への移行」を意識し、資源がライフサイクル全体で循環するための取組を行っています。

県民、事業者、市町村、県などの多様な主体が、循環経済への移行の重要性を理解し、生産、流通、消費、廃棄等のライフサイクル全体において、資源が循環するための取組を行っています。

＜循環型社会の将来像2＞

- ・ 循環資源の活用と廃棄物の適正処理が進み、本県の美しい自然環境が守られています。

排出される廃棄物の循環資源としての活用が促進され、持続可能な社会の実現に向けて、限りある天然資源の消費抑制が図られています。また、廃棄物の適正処理が確保され、本県の豊かな森や海などの美しい自然環境が守られています。

これらの将来像の実現に向け、消費活動や企業における取組の中で、ものを大切に最後まで無駄なく生かしていく「もったいない」の考え方に即した行動が意識的に行われることで、結果として資源の循環利用の促進、環境負荷の低減が図られる循環型社会の形成に寄与することが期待されます。

第4章 施策の方向性（4つの柱）の具体的取組

県は、循環型社会形成に向けた施策の方向性（4つの柱）に基づき、次の施策体系により県民、事業者、市町村等と連携を図りながら、それぞれの取組を推進します。

柱1：循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進

- 1 持続的な経済社会活動に向けた循環型ビジネスの普及促進
- 2 一般廃棄物の3R推進
- 3 産業廃棄物の3R推進
- 4 各種リサイクル制度の推進
- 5 地域における廃棄物等の循環利用
- 6 廃棄物・リサイクル関連産業の振興
- 7 環境教育の推進等による人材育成、情報発信の充実

柱2：プラスチック資源循環の推進

- 1 プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進
- 2 ワンウェイプラスチックの使用削減
- 3 使用済みプラスチックの再資源化の推進
- 4 市町村によるプラスチックごみ分別収集・再商品化の支援
- 5 県民・事業者への働きかけ

柱3：食品ロスの削減推進

- 1 教育及び学習の振興、普及啓発
- 2 食品関連事業者等の取組に対する支援
- 3 未利用食品の利活用の支援
- 4 市町村による食品ロス削減の取組支援

柱4：廃棄物の適正処理

- 1 新たな公共関与最終処分場の整備に向けた取組等
- 2 不法投棄防止対策の推進
- 3 適正処理の推進
- 4 大規模災害への対応
- 5 ごみ処理広域化・集約化に向けた方針（宮城県ごみ処理長期広域化・集約化計画）

第1節 【柱1】 循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進

持続可能な循環型社会の形成に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済（リニアエコノミー）から、限りある資源を有効に活用しながら経済成長も目指す、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進します（図 27 参照）。

そのため、県民、事業者、市町村、県といった各主体が連携して、製品の長期利用やリユース、廃棄物のリサイクルの取組を一層推進します。また、リサイクルが困難であり、やむを得ず焼却処理する場合は、熱回収によりエネルギーとして有効利用します。



図 27：各種経済モデルの概念（再掲）

1 持続的な経済社会活動に向けた循環型ビジネスの普及促進

製品の設計・製造から流通・使用、そして再資源化と川上から川下に至るまでのライフサイクル全体で、資源の価値を最大化し廃棄物の発生を抑制しながら、より高度なサーキュラーエコノミーを目指した循環型ビジネスの普及を促進するため、県は以下の取組を推進します。

（1）製品の設計・製造段階の取組

- ・県産業技術総合センターと連携し、事業者が行う製品開発における単一素材化やバイオマス素材への転換などの技術開発・実装に向けた事業者支援を実施します。また、産学官が連携したサーキュラーエコノミーに関する研究会を通じ、地域資源循環モデルの構築を推進します。
- ・製品の易解体化、単一素材化、再生材やバイオ素材への転換など、製品や素材の循環性を高める「環境配慮設計」に取り組む事業者を支援します。
- ・環境産業コーディネーターを派遣し、環境配慮設計等に取り組む事業者に対する技術的な助言や情報提供を行うとともに、新たな需要の創出に向けた他事業者間とのマッチングを支援します。

(2) 流通・使用段階の取組

- ・リユース、リペア（修理）、リマニュファクチャリング（再製造）、リファバービッシュ（再生）などによる製品の長寿命化や、シェアリング、サブスクリプションなどによる利用効率の向上といったC E コマースビジネスについて、「入口側」及び「出口側」の循環利用に関する県民の意識醸成を図り、C E コマースビジネス※の普及促進に取り組みます。
- ・「環境配慮設計」により製造された製品については、宮城県グリーン製品の認定制度や補助事業を通じて、販売促進に取り組む事業者を支援します。

※C E コマースビジネス

- ・C E コマースビジネスとは、企業等の事業活動がサーキュラーエコノミー（C E）への貢献につながるビジネスを指します。特に、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でもリデュース・リユースを事業スキームとして体現し、C E に貢献するビジネスです。
- ・具体的な類型は以下の通りです（図 28 参照）。
 - ① 物品の稼働率を高める
シェアリング、サブスクリプション、レンタル、リースなど
 - ② 物品の利用期間を延ばす
二次流通仲介、中古品販売（リユース）、リースなど
 - ③ 物品の寿命を延ばす
リペア（修理）、メンテナンス・クリーニング（保守・手入れ）、リメイク（再加工）、リノベーション（改修）、リマニュファクチャリング（再製造）、リファバービッシュ（再生整備）など

Ⅱ. CEコマースビジネスのCE貢献の考え方とビジネスモデル

1 CEコマースビジネスとCEへの貢献の考え方

- ・CEコマースビジネスでは、CEへの貢献として①物品の稼働率を高める、②物品の利用期間を延ばす、③物品の寿命を延ばすの3つの方法がある。

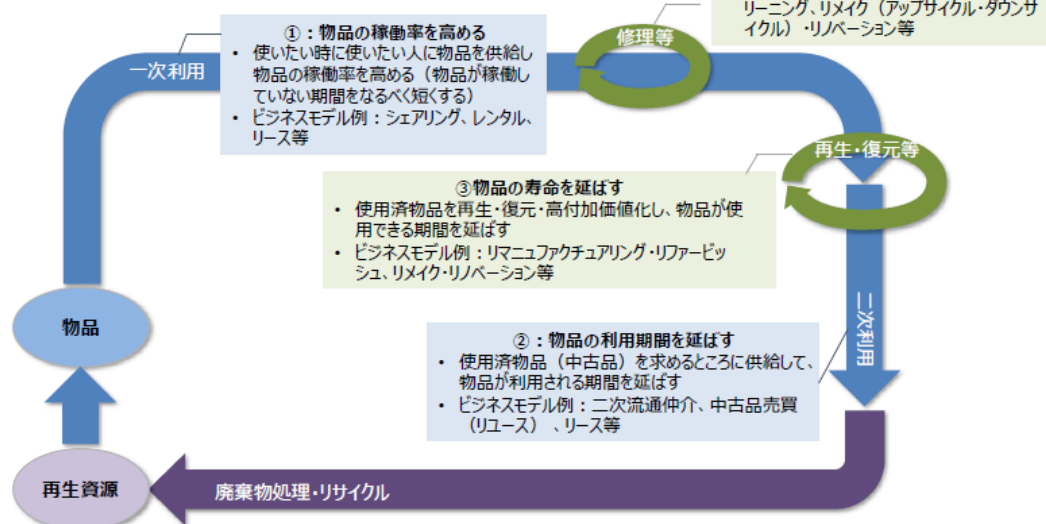


図 28：C E コマースビジネスのC E 貢献の考え方とビジネスモデル

出典）C E コマースビジネス推進のためのガイド（令和7年5月経済産業省）

(3) 再資源化段階の取組

- ・センシング技術、ロボット技術、A I などの最新技術を取り入れた産業廃棄物処理の高度化・効率化に関する設備導入・研究開発の取組を支援します。

- ・県の試験研究機関においても、リサイクル技術開発に関連する研究を行います。
- ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）に基づき、市町村や事業者に対し、リサイクル技術の高度化を支援する国の認定制度の周知を行います。これにより、製造業が必要とする再生資源の安定供給と、資源循環の促進を図ります。

2 一般廃棄物の3R推進

県は以下の取組により、一般廃棄物の発生抑制や再使用等による資源の長期利用、分別の徹底によるリサイクルを推進し、循環資源の有効活用を最大限に進めます。

（１）一般廃棄物のリデュース・リユースの推進

ア 環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着

- ・各種広報媒体を活用し、食品ロス削減、使い捨てプラスチック削減、ファッションロス削減など、ごみを出さないライフスタイルの定着に向けた啓発活動を実施します。
- ・家庭ごみの中でも大きな容積を占める「容器包装ごみ」の削減に向け、マイバッグやマイボトル等の活用を促すための啓発活動を行います。
- ・県民や事業者に対して、ごみの分別等に関する啓発を行い、環境配慮行動への理解を促進します（図 29 参照）。
- ・県のホームページにおいて、一般廃棄物処理の現状に関する情報提供を実施します。
- ・ペーパーレス化や電子自治体の構築を推進することにより、公務における紙の使用量削減に努めます。



図 29: 3R 普及啓発パネル展示

イ 市町村におけるリデュース・リユースの促進

- ・近年、自治体とフリマアプリ事業者が連携して、粗大ごみの中でまだ使える製品をリユースする取組など、自治体におけるリユースの取組が全国で広がっています。県は、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き（令和7年4月改訂 環境省）」等の周知などを通じて、リユースに取り組む市町村を支援します。
- ・市町村及び一部事務組合が行う、一般廃棄物の発生抑制・再資源化促進等に係る事業に対し、みやぎ環境交付金を交付するとともに、市町村職員向けの研修会等で先進事例の講演を行うなど、市町村の取組を支援します（図 30 参照）。



図 30：市町村職員向け研修会の様子

（２）一般廃棄物のリサイクル促進

ア 事業者と市町村の連携支援

- ・近年、家庭から排出される廃食油を回収し、S A F（持続可能な航空燃料）にリサイクルする

取組など、民間事業者と自治体が連携した廃棄物の回収・リサイクルの取組が全国で広がっています。県は、市町村において焼却や埋立処理されている廃棄物について、民間事業者と市町村をマッチングすることにより、リユース・リサイクルが可能となる先進的な取組を支援し、県内での横展開を図ります。

イ プラスチックの分別収集と再商品化等の促進

- ・家庭から排出されるペットボトル、容器包装プラスチック、製品プラスチックの分別収集を進めるため、再資源化事業者や先進事例等の情報提供等を通じて、分別収集と再商品化に取り組む市町村を支援します。
- ・市町村が一般廃棄物の処理施設や再資源化施設を整備する際、国の循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用し、計画的かつ効率的な整備ができるよう支援します。

ウ 事業系ごみのリサイクルの促進

- ・環境産業コーディネーターによる情報の提供やマッチングを支援します。
- ・食品小売業や外食産業等から排出される食品廃棄物を、堆肥化施設やメタン発酵発電施設において有効活用し、事業系ごみの一層のリサイクルを促進します。

3 産業廃棄物の3R推進

県内の産業廃棄物の3Rを推進するため、県は以下の取組を進めます。

(1) 産業廃棄物のリデュース・リユースの推進

ア 事業者による排出抑制の取組への支援

- ・事業者に対して、廃棄物の排出抑制に繋がる設備導入や技術開発への助成、環境産業コーディネーターによる情報提供・マッチング支援等を実施します。
- ・排出事業者向けの出前講座を開催して関係法令の周知を徹底することにより、適正処理や適正な費用負担等についての理解を深めてもらうとともに、排出事業者責任に関する意識醸成を図ります。
- ・リユース太陽光パネル導入などの先進的モデル事業を支援します。

イ 多量排出事業者等を対象とした廃棄物自主管理事業の充実

- ・多量排出事業者の減量化計画策定への指導、助言を行い、排出量の削減を促進します。

ウ 県有施設の長寿命化

- ・宮城県公共施設等総合管理方針（第2期）（令和8年3月策定）に基づき個別施設に係る長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、適切な維持管理を推進していくことで、施設新設等に伴う廃棄物の発生を抑制します。

エ 環境配慮設計の推進

- ・製品の易解体化、単一素材化、再生材やバイオ素材への転換など、製品や素材の循環性を高める「環境配慮設計」に取り組む事業者を支援します。（再掲）

オ CECOMARスビジネスの普及促進（再掲）

- ・リユース、リペア（修理）、リマニュファクチャリング（再製造）、リファービッシュ（再生）などによる製品の長寿命化や、シェアリング、サブスクリプションなどによる利用効率の向上

といったＣＥコマースビジネスについて、「入口側」及び「出口側」の循環利用に関する県民の意識醸成を図り、ＣＥコマースビジネスの普及促進に取り組みます。

(2) 産業廃棄物のリサイクルの推進

ア 事業者による再資源化の取組への支援

- ・事業者に対して、廃棄物の再資源化に繋がる設備導入や技術開発への助成、環境産業コーディネーターによる情報提供・マッチング支援等を実施します（再掲）。
- ・産業廃棄物等のリサイクルに取り組む県内事業者に関する情報をホームページ「みやぎリサイクル事業者ガイド」で紹介します。

イ 最終処分量の更なる削減

- ・最終処分量の多くを占める廃プラスチック類のほか、将来的な大量廃棄が見込まれる使用済太陽光パネルや廃石膏ボードについて、事業者による再資源化の取組を支援します。
- ・業種別では、建設業及び製造業による最終処分量が多い状況にあります。そこで、建設系廃棄物のリサイクルを推進するため、適正処理に関するセミナーなどを開催します。また、製造業については、製造工程における廃棄物の削減に取り組む事業者に対して、設備導入や技術開発への助成、環境産業コーディネーターによる情報提供・マッチング支援等を実施します。

4 各種リサイクル制度の推進

県は、各種リサイクル制度が円滑に実施されるよう、市町村や関係機関と連携を図りながら制度の普及啓発や指導等を行います。

(1) 家電リサイクル法・小型家電リサイクル法

- ・対象品目やリサイクルシステムに関する普及啓発を進めます。
- ・家電４品目については、家電リサイクル法が遵守されフロン類が適切に回収されるよう、県民に対し普及啓発を進めます。

(2) 建設リサイクル法

- ・建設系混合廃棄物の発生抑制と再資源化を推進するため、建設副産物情報交換システムの普及を図り、広く活用を進めます。
- ・排出事業者に対して、建設廃棄物の適正処理・リサイクルに関するセミナー等を通じた啓発活動を行います（再掲）。
- ・住民に対して解体工事等の際に必要な届出や再資源化に関する普及啓発を進めるとともに、一斉パトロール等により解体業者等の指導・監督を行います。

(3) 容器包装リサイクル法

- ・「宮城県分別収集促進計画（第１１期）（令和７年１２月策定）」に基づき、制度の普及及び浸透を図り、国や市町村等と連携しながら容器包装及び製品プラスチックの再商品化を進めます。
- ・容器包装及び製品プラスチックの収集量や再商品化量等のデータを収集し、宮城県分別収集促進計画の着実な進行管理を実施します。
- ・容器包装及び製品プラスチックリサイクルの啓発活動を充実します。

1 (4) 自動車リサイクル法

- 2 ・県民に対して、リサイクル料金の支払預託の仕組みやリサイクルの方法等の普及啓発を進める
- 3 とともに、引取業者や解体業者等への指導・監督を行います。

5 地域における廃棄物等の循環利用

6 地域内の未利用資源や廃棄物の循環利用を促進し、地域経済の活性化と環境負荷低減の両立を図
7 るため、県は以下の取組を推進します。

8 (1) 汚泥

- 9 ・宮城県企業局経営戦略（令和7年3月）に基づき、下水汚泥や汚泥消化過程で発生する消化ガ
10 ス等の下水道資源の活用について、建設資材・堆肥等への活用促進、消化ガス発電へ活用を図
11 るほか、さらなる利用拡大の取組を進めます。
- 12 ・下水汚泥の発生量を抑制する技術や、より付加価値の高い燃料等に活用する技術を導入します。
- 13 ・流域下水道事業で発生する下水汚泥の肥料化及び肥料の実用化に取り組みます。
- 14 ・下水汚泥の減量化、再生利用への市町村等の取組に対する指導・啓発を充実します。
- 15 ・必要に応じて、広域汚泥処理の取組を進めていきます。
- 16 ・汚泥由来の宮城県グリーン製品の認定等により、リサイクル製品の活用を促進します。

18 (2) 家畜排せつ物

- 19 ・「家畜排せつ物の利用の促進を図るための宮城県計画（令和5年12月策定）」に基づき、利
20 活用について支援します。
- 21 ・家畜排せつ物の処理状況等に関する調査を実施し、傾向や課題等を分析します。
- 22 ・耕畜連携により、家畜排せつ物の堆肥化と堆肥の利用を促進します。
- 23 ・家畜排せつ物処理施設整備及び老朽化した施設の機能保全対策に対し、補助金等を活用し支援
24 します。
- 25 ・地域の家畜排せつ物の発生量や堆肥の需要量を考慮しながら、メタン発酵等によるエネルギー
26 利用を推進します。

28 (3) がれき類・木くず

- 29 ・建設リサイクル法の適切な運用、建設副産物情報交換システムの普及等により、建設系廃棄物
30 の循環利用を促進します。（再掲）
- 31 ・住民に対して解体工事等の際に必要な届出や再資源化に関する普及啓発を進めるととも
32 に、一斉パトロール等により解体業者等の指導・監督を行います。（再掲）
- 33 ・未利用間伐材等の利活用を促進するため、木質バイオマスの加工施設及び利用に係る施設整備
34 への支援や搬出支援等、必要な施策を進めます。

36 (4) 食品廃棄物

- 37 ・食品関連事業者等の支援、フードドライブ実施、フードバンク支援、メタン発酵発電施設の利
38 用促進などにより、食品廃棄物の循環利用を促進します。

40 6 廃棄物・リサイクル関連産業の振興

41 循環経済への移行を支える廃棄物・リサイクル産業の振興を図るため、県は以下の取組を推進しま

す。

(1) 再資源化事業の高度化の支援

- ・再生資源の質と量の確保に向けて、再資源化事業の高度化を目指す事業者に対し、センシング技術、ロボット技術、A I などの最新技術を取り入れた産業廃棄物処理の高度化・効率化に関する設備導入・研究開発の取組を支援します。（再掲）

(2) 廃棄物処理施設に対する県民等の理解促進

- ・処理施設の必要性等について県民等の理解促進を図るため、産業廃棄物中間処理業者が実施する施設見学受入体制整備を支援します。
- ・産業廃棄物最終処分場の必要性を地域住民に深く理解してもらうため、事業者が実施する周辺地域との共生促進事業を支援します。

(3) 優良産業廃棄物処理業者の認定と普及

- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及啓発と認定事業者の情報提供を通じて、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備します。

(4) グリーン購入の促進

ア リサイクル製品の認定と普及

- ・グリーン購入促進条例（平成 18 年宮城県条例第 22 号）に基づき、環境に配慮した製品を宮城県グリーン製品（図 31 参照）として認定し、その普及を図ります。また、宮城県グリーン製品が市場で流通・消費されるよう、販売促進に取り組む事業者に対する支援や公共事業での活用を推進します。



宮城県グリーン製品

イ グリーン購入の実施

- ・物品調達や公共事業においてリサイクル製品等の環境に配慮した製品・サービス等を優先調達する率先行動を実施します。グリーン購入の実施により、市場の需要を促すとともに、市町村や民間事業者による利用促進を図ります。

図 31：宮城県グリーン製品
認定マーク

7 環境教育の推進等による人材育成、情報発信の充実

環境に配慮した製品やサービスが市場で適切に評価されるとともに、循環型社会の形成に貢献できる人材の育成と県民全体の意識醸成を図るため、県は以下の取組を推進します。

- ・民間企業、大学、NPO 等と連携して外部講師を学校や地域に派遣し、質の高い環境教育の機会を提供します（図 32 参照）。
- ・県立高等学校等において、循環型社会に貢献できる技術者・技能者の育成を目指し、3 R に関する基礎的実習環境を整備するとともに、企業や団体との連携による環境教育等の実践を通じ、地域の核となる人材育成を進めます。
- ・各種広報媒体を活用し、食品ロス削減、使い捨てプラスチック削減、ファッションロス削減など、ごみを出さないライフスタイルの定着に向けた啓発活動を実施します。（再掲）
- ・3 R + R e n e w a b l e の推進をはじめとする資源循環等に積極的に取り組む個人や事業者を「みやぎゼロカーボンアワード」により表彰し、その優れた活動を広く周知することで、環境に配慮した製品やサービスの市場評価の向上を図ります。



図 32：小学生を対象とした環境教育の様子

コラム

みやぎらしい地域資源の循環～特徴ある廃棄物の利活用～

地域の特性を活かした資源循環（サーキュラーエコノミー）を推進しています。例えば、水産業が盛んな本県ならではの廃棄物である「漁網」や「牡蠣殻」を有効活用する取り組みが進められています。廃漁網についてはアスファルト改質剤として生まれ変わり、それを活用した再生アスファルト混合物は「宮城県グリーン製品」にも認定されています。牡蠣殻については産学官連携による研究会を通じて、その粉末と樹脂との複合材料による造形物の作製を目指し、3D プリンター等での試作が行われています。県では、こうした本県特有の廃棄物を活用した取り組みを通じて、地域に根ざした持続可能な循環ビジネスの普及・促進を図っています。

■廃漁網×廃アスファルトのサーキュラーエコノミーの取り組み



コラム

未来へ繋ぐ環境への想い！～事業者が育む地域のエコ意識～

循環型社会の形成には、次世代を担う子どもたちへの環境教育が重要です。教員による授業はもちろんですが、事業者自らが学校へ赴き、現場の声を直接届ける「出前授業」も有効な取り組みの一つです。

例えば、県内のあるプラスチック関連企業では、大学や様々な企業と連携して東松島市などの小学校で環境に関する出前授業を継続して実施しています。子どもたちがリサイクルや環境問題について、働く人から直接学び理解することで、その環境への意識は子どもから家族へと広がり、家庭や地域全体の意識向上へとつながっていきます。

こうした取り組みは、単なる企業の社会的責任（CSR）の一環にとどまらず、地域社会の環境意識を育む役割を担い、循環型社会の形成を支える「人づくり」に大きく貢献します。



第2節 【柱2】 プラスチック資源循環の推進

プラスチックは現代社会に不可欠な素材として広く利用されていますが、海洋プラスチックごみ問題や海外における廃棄物の輸入規制強化といった問題を受けて、国内でのプラスチック資源循環の重要性が一層高まっています。

このため、県は、国の「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月策定）」やプラ新法を踏まえ、製品の設計から廃棄物処理に至るライフサイクル全体で、あらゆる関係者がプラスチックの3R＋Renewable（再生可能資源への代替）に取り組むことを目指して、以下の取組を推進します（図33参照）。

プラスチックの資源循環に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要です。各役割への積極的な取組について、ご協力をお願いします。

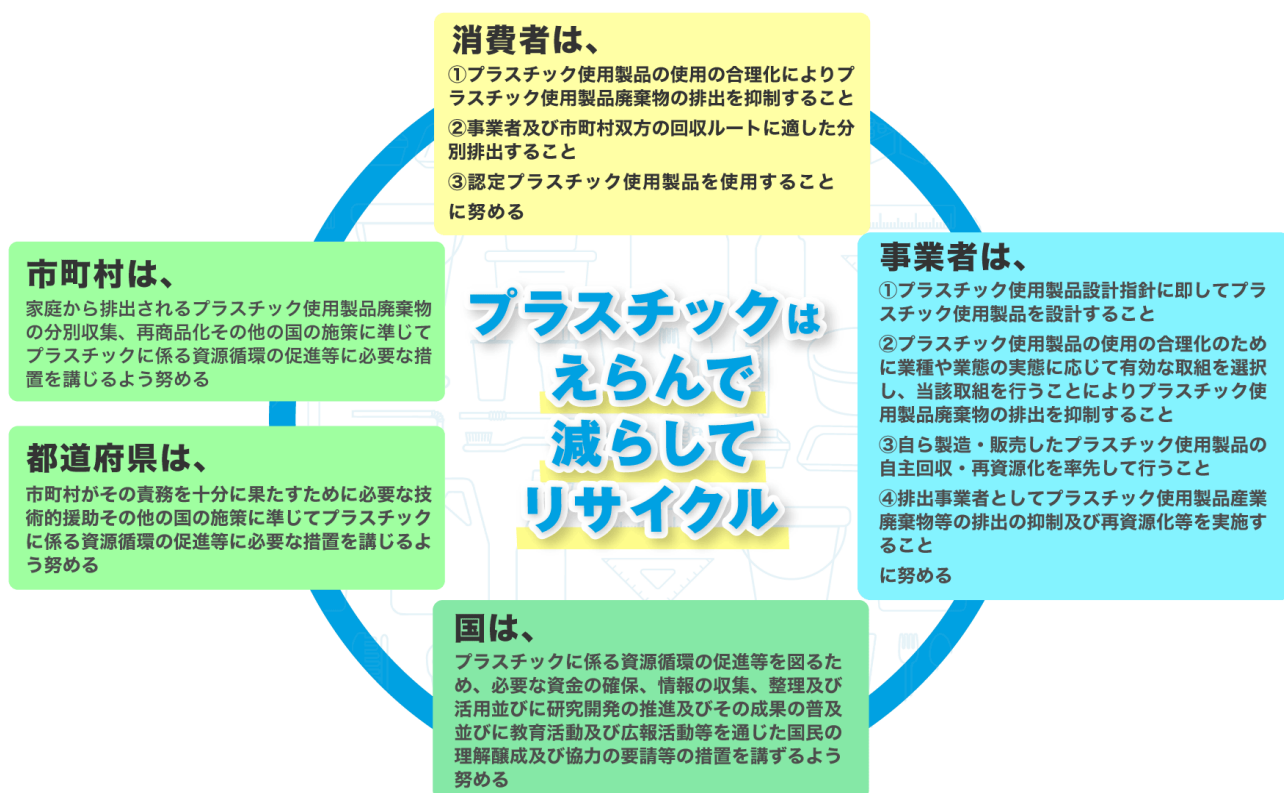


図33：プラ新法に基づくそれぞれの役割

出典）環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律ウェブページ」より作成

1 プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進

- ・プラスチック製品について、易解体化、単一素材化、再生材やバイオ素材への転換など、製品や素材の循環性を高める「環境配慮設計」に取り組む事業者を支援します。（再掲）

2 ワンウェイプラスチックの使用削減

- ・製造事業者等に対し、プラスチック使用製品の軽量化や包装の簡易化の実施など、「プラスチック使用製品設計指針」を踏まえた取組を呼びかけます。
- ・ワンウェイプラスチックの使用削減に向けた普及啓発等を通じて、マイボトル、マイカップ、マイバッグ等の利用促進と定着を図ります。

3 使用済みプラスチックの再資源化の推進

- ・使用済みプラスチックについて、その品質や性状等に応じて、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を含むエネルギー利用等を促進し、資源としての有効利用の最大化を図ります（図 34 参照）。

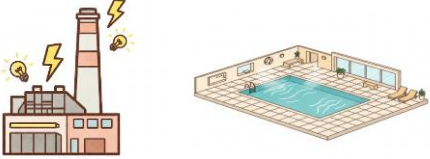
種類	内容	リサイクルの例
マテリアルリサイクル (材料リサイクル)	プラスチックを溶かしたり砕いたりして、「モノからモノ」へ製品原料として再利用する手法。 ※品質は低下していく	繊維(衣服等)、プラ製品(卵パック、物流パレット等) など 
ケミカルリサイクル	プラスチックを化学的に分解し、分子レベルで化学原料に戻してから再利用する手法。 ※新品同様の品質に	プラスチック樹脂(新品同様の原料)、高炉原料 など 
サーマルリサイクル (熱回収)	素材としてのリサイクルが困難なプラスチックを焼却し、その際に発生する「熱エネルギー」を回収して利用する手法。 ※素材リサイクルが難しい場合	ごみ焼却発電、温水プールへの熱供給 など 

図 34：プラスチックの 3 つのリサイクル手法

4 市町村によるプラスチックごみ分別収集・再商品化の支援

- ・家庭から排出されるペットボトル、容器包装プラスチック、製品プラスチックの分別収集を進めるため、再資源化事業者や先進事例等の情報提供等を通じて、分別収集と再商品化に取り組む市町村を支援します。（再掲）

5 県民・事業者への働きかけ

- ・イベントや出前講座、啓発資料を活用し、県民や事業者におけるプラスチックごみ問題への理解を促します。そして、県民一人ひとりが、簡易包装やリユース製品を選んだり、使い捨てプラスチックを減らしたり、きちんと分別したりするような行動を自発的にとるよう働きかけます。

第3節 【柱3】 食品ロスの削減推進（宮城県食品ロス削減推進計画）

食品の生産から消費等に至る各段階において、これらに関わる様々な主体が連携して、余剰食品の有効活用などが広く実施されることを目指して、以下の取組を推進します。

※「食品ロスの現状と課題」は、第2章第2節のとおり。

※「食品ロスの削減推進に関する目標値」は、第3章第3節2（4）のとおり。

1 教育及び学習の振興、普及啓発

- ・ホームページ、新聞、イベント、SNS等を通じて、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の情報発信を行います。
- ・市町村等が行う食品ロス削減に関する講座・イベント等への講師派遣、啓発資材の貸出により、その活動を支援します（図35参照）。
- ・食育に取り組む個人や団体・企業の「みやぎ食育応援団」による学校、保育所、地域における食育活動を支援します。
- ・学校教育の場では、命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、教科学習等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促します。



図35：食品ロス削減に関する啓発パネル

2 食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・食品ロスの削減に取り組む県内の飲食店、宿泊施設、食品小売店を「みやぎ食品ロス削減協力店」として登録を促進し、資材等を配布し食品ロス削減取組の拡大を図ります（図36参照）。
- ・産業廃棄物の発生抑制や3Rの推進を図るため、工程管理や品質管理、環境管理等の実務経験を有する環境産業コーディネーターを派遣し、食品廃棄物の削減に効果のある設備の設置や技術・製品開発の取組を支援します。
- ・消費者が飲食店から持ち帰りをする際の留意事項について、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」（令和6年12月 消費者庁・厚生労働省）の周知に努めます。
- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用の促進に向けた新商品開発の支援に加え、製造工程の歩留まり改善等により、食品廃棄物の削減等に取り組む事業者を支援します。
- ・ポスター等啓発資材を作成し、スーパー・コンビニ等に配架するなど、商品棚の手前に陳列さ

れている、賞味期限の近い商品から購入する「てまえどり」や、食べきれ的分だけ購入するなどの食品ロス削減の取組を推進します（図 36 参照）。

- ・「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（令和 7 年 3 月 消費者庁）について、安全係数の設定の考え方、賞味期限に関する説明を表示に付記する等、食品ロス削減の観点での内容を食品関連事業者に周知します。



図 36： 左) みやぎ食品ロス削減協力店登録ステッカー、右) てまえどりポスター

3 未利用食品の利活用の支援

- ・10月の「食品ロス削減月間」、10月30日の「みやぎ県民食べきりの日」にあわせ、県庁等を会場とした「みやぎフードドライブ」を開催し、寄附された食品を、フードバンク団体を通じて必要としている方に提供します（図 37 参照）。
- ・県内のフードドライブ実施場所を県ホームページに掲載し、フードドライブ活動を推進します。
- ・関係者相互の連携のための取組（食品関連事業者とフードバンク活動団体等とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ活動の推進等）を含めた、フードバンク活動の支援を行います。また、事業者等によるフードバンク活動団体等の取組への広範な支援を推進します。
- ・フードバンク活動に係る課題を解決するため、関係者による協議の場の設置等を通じて連携体制の構築を支援するとともに、他県における先進事例等を積極的に情報提供します。
- ・フードバンク団体が取り組む活動に対する補助を通じて、安定的かつ持続可能なフードバンク活動展開に向けた環境整備を促進します。
- ・災害備蓄食料について、フードバンクへの提供などによる利活用の推進を図ります。
- ・県の機関において、食品廃棄物の活用に向けた試験研究に取り組みます。

4 市町村による食品ロス削減の取組支援

- ・市町村等が行う食品ロス削減に関する講座・イベント等への講師派遣、啓発資材の貸出により、その活動を支援します。（再掲）
- ・「みやぎ環境交付金」により、市町村及び一部事務組合が行う、食品ロスを含む一般廃棄物の発生抑制・再資源化促進等に係る事業に要する経費を支援します。



図 37： 左)「みやぎフードドライブ」のチラシ、 右) 寄附食品（一部）

コラム

食品ロスの削減から新たな価値の創造へ！ ～みやぎの未利用資源を生かす事業者連携～

県では、農林水産物の規格外品や未利用資源を有効活用し、食品ロスの削減を進めています。この取り組みを成功させるためには、農林水産業者単独ではなく、食品製造業や小売業など多様な分野の企業が協力し合う「事業者連携」が欠かせません。

県では、こうした規格外品等を用いた新商品開発などの事業に対する支援を行っています。具体的な取り組みとして、規格外の牡蠣を活用した加工品の開発や、海苔の端材を活用した商品開発などが進められています。

これらの取り組みは、単なる食品ロスの削減にとどまりません。利用されていなかった地域資源に新たな付加価値を生み出し、持続可能な循環ビジネスへの転換につながる前向きな一歩となります。

なお、農林水産物の規格外品や未利用資源は、国の統計上の「食品ロス発生量（年間 7.5 万 t）」の算出対象には含まれませんが、本県ではこれらも広義の未利用資源として位置づけ、事業者連携による有効活用を積極的に支援しています。



第4節 【柱4】 廃棄物の適正処理

廃棄物の不法投棄や不適正処理は、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、悪臭・地下水汚染などの発生により県民の健康や暮らしに様々な影響を及ぼしかねない問題です。本県においても、廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たず、引き続き、廃棄物の適正処理の推進と不法投棄防止対策等に取り組む必要があります。また、人口減少等の社会状況の変化等に適切に対応し、持続可能な適正処理体制を確保するため、ごみ処理の広域化・集約化を図る必要があります。これらの課題を解決するため、以下の取組を推進します。

1 新たな公共関与と最終処分場の整備に向けた取組等

公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場については、令和7年4月、公益財団法人宮城県環境事業公社において最終処分場整備事業が着工され、令和9年度中の供用開始を目指して整備が進められており、県は以下の取組を行います。

- ・新たな公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を支援します。
- ・廃棄物の適正処理に不可欠な最終処分場の周辺生活環境の保全に配慮します。

2 不法投棄防止対策の推進

不法投棄対策は、第一に、未然に発生を防止することが大切であり、不法投棄防止のための普及啓発及び監視強化が重要となります。不法投棄事案が発生した場合は、早期発見・早期対応により事態の拡大を防止することが必要となります。

（１）広報・啓発の実施

- ・不法投棄の防止に関する広報・啓発活動を継続的に実施し、県民や事業者の意識向上を図ります。

（２）違反行為の早期発見及び早期対応

- ・産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）を県内各保健所等に配置し、不法投棄や不法焼却等の不適正処理に係るパトロールを実施します。
- ・民間警備業者を活用した「産廃ガードマン」を配置し、早朝、夜間及び休日に重点を置いた定点監視体制を確保するとともに、スカイパトロールによる上空からの監視を実施します。
- ・山間部等で事業活動を行っている各種団体等と「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、地域における監視の目を強化します。
- ・監視が手薄となりがちな県境地域等での不法投棄を未然に防止するため、北海道及び東北各県連携による合同スカイパトロールや、県境を接する隣県との県境合同パトロールを実施することにより、県境地域での監視を強化します。
- ・産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に関する県民からの情報提供について、保健所等の相談窓口をホームページ、チラシ等で周知し、問題の早期発見につなげます。

(3) ICTを活用した監視・指導

ドローンを活用した現場の状況把握、廃棄物の測量など、ICT技術を取り入れた監視・指導を強化します(図38参照)。



図38：ドローンを活用した監視

3 適正処理の推進

廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守について、事業者への指導を徹底するとともに、違反行為に対しては厳格な対応を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進します。

(1) 産業廃棄物処理施設の維持管理等に関する指導

ア 事業者への指導の徹底

- 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成17年宮城県条例第151号)に基づき、産業廃棄物処理業者による受入時の確認や、中間処理産業廃棄物の保管上限の遵守等について指導を徹底します。
- 産業廃棄物処理業者への立入検査等により、法令遵守に関する指導を徹底し、適正処理を促進します。
- 廃棄物焼却炉については、適切な維持管理を指導するとともに、排ガス測定の実施によりダイオキシン類に係る排出基準の遵守状況を確認します。また、ダイオキシン類の行政検査及び事業者の自主検査の結果については、毎年度公表し信頼性の確保を図ります。
- 産業廃棄物処理施設を設置する処理業者に対して直近の財務諸表の提出を求め、財務分析等により事業者の財政的基盤の状況を把握することにより、監視機能の強化につなげます。
- 産業廃棄物処理施設について、今後の施設設置状況や県内産業廃棄物の発生・処理の動向の把握に努めます。
- 最終処分場については、埋立状況を把握するとともに、放流水等の検査を実施し法令の遵守状況を確認します。また、埋立終了後も管理状況の確認や放流水等の検査を実施するなど、最終処分場の廃止に至るまで適切に管理されるよう指導を徹底します。

イ 違反行為に対する厳格な対応

- 違反行為に対し積極的かつ厳正な行政処分を実施するとともに、県のホームページや記者発表により処分内容等を公表します。
- 警察等捜査機関に対する情報提供や定期的な連絡会議等により緊密な連携を図るとともに、必要に応じ警察の現場検証と合わせた立入検査等の合同対応を推進します。

(2) 特別管理産業廃棄物等の適正処理の推進

ア 感染性廃棄物の適正処理

- 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成30年3月策定)に基づき、医療機関に対する立入検査や監視等により、処理状況の確認と指導を行います。
- 新たな感染症が発生した場合は、国から示される方針に基づき、県民への情報発信や事業者への指導を適切に行います。

イ アスベスト(石綿)の適正処理

- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)(令和3年3月策定)に基づき、収集、運搬及び

処分が適正に実施されるよう、排出事業者や処理業者への指導を徹底します。

ウ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理

- ・県内で保管されているPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「宮城県PCB廃棄物処理計画（平成19年3月策定）」に基づき、処分期間内の処理を推進指導します。
- ・PCB廃棄物適正処理推進員（PCB Gメン）によるPCB廃棄物の保管状況の確認を行うとともに、未届事業者を掘り起こし、廃棄物処理法に基づく保管方法や、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づく保管状況の届出等について、指導を徹底します。

エ 水銀廃棄物の適正処理

- ・「水銀廃棄物ガイドライン（第4版）（令和7年3月 環境省）」に基づき、市町村、事業者等への適切な指導を行います。また、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）（水銀汚染防止法）に基づき、市町村は、区域内で廃棄された水銀使用製品の適正回収に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことから、県は、市町村の取組を支援します。

（3）海岸漂着物等対策推進事業

- ・県内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「宮城県海岸漂着物対策地域計画（令和3年3月策定）」に基づき、海岸における良好な自然・生活環境を維持するための各種施策を実施します。
- ・海岸における良好な自然・生活環境を維持するため、県は海岸管理者として、海岸漂着物等の回収・処理事業を実施します。また、河川管理者として、海岸漂着物等の減少に寄与する河川における清掃事業及び普及啓発活動を実施します。
- ・国の補助金の活用に関し、海岸漂着物等対策推進事業を実施する沿岸部の各市町を支援します。
- ・県民に対するごみのポイ捨て防止の広報や、事業者に対する廃棄物の適切な排出・処理に関する指導を行い、生活や事業活動に伴い陸域で発生する廃プラスチックの海域流出を防止します。また、漁業者等による漁具の適正利用や、作業時の漂流ごみの回収・処理を促進します。
- ・環境保全活動を行っている企業、ボランティア団体等との協力体制を築きながら、環境保全に努めます。

（4）各種廃棄物の適正処理・リサイクル推進

ア 放射性物質が付着した廃棄物処理の推進

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した、放射性物質が付着したことにより保管されている8,000Bq/kg以下の廃棄物について、国と連携を図りながら、処理主体である関係市町村等が適切に取り組めるよう、県は住民説明会等の積極的な支援や市町村担当者への研修会の開催等により、その取組を引き続き支援します。

イ フロン類の適正な回収・破壊の推進

- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づくフロン類重点回収業者の登録や指導、報告等を通じて、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因であるフロン類を使用した業務用冷凍冷蔵空調機器の適切な管理及び適正なフロンの充填・回収・再生・破壊を促進するほか、フロン類を使用しないノンフロン型機器の普及を支援します。

ウ 有害使用済機器の適正な取扱いの確保

- ・使用を終了した家電製品等の有害使用済機器（いわゆる「雑品スクラップ」）は不適正な取扱いが起りやすく、火災を含む生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるため、有害使用済機器を扱う事業者からの届出受理や、必要に応じて行う報告徴収・立入検査等を通じて、事業者に適正な取扱いを求めます。
- ・**廃棄物処理法の規制対象外である金属スクラップ等を取り扱うヤードにおいては、一部で騒音や火災等の生活環境上の支障が発生しています。国において、使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業者に対する許可制度等を創設する廃棄物処理法の改正が行われたことから、県では、関係事業者の実態把握を進めるとともに、許可制度への円滑な移行に向けて各種基準への適合について指導を行います。また、地域住民の理解の促進と生活環境の保全を図るため、産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 151 号）について、国の規制と整合を図りながら、必要な見直しを進めます。**
- ・近年、モバイルバッテリーやスマートフォンなどに内蔵されたリチウムイオン電池が正しく分別されずに、**不適正に分別され、あるいは区分外に混入**された結果、収集や処理の過程で発熱・発火したことによる火災事故が県内でも発生しています。県としては、家庭におけるリチウムイオン電池の適正な分別排出の重要性について、市町村と連携して、周知・啓発を強化することで、火災等の事故を未然に防止し、安全な処理を推進します。

エ 使用済太陽光パネルの適正処理の推進

- ・使用済太陽光パネルが適切にリユース・リサイクル・処分されるよう、業界団体とも連携して事業者に対する国のガイドラインを周知するほか、県内リサイクル事業者に関する情報提供、リサイクル設備導入への助成等を行います（図 39 参照）。



図 39：使用済太陽光パネルの処理設備

4 大規模災害への対応

近年、地球温暖化による気候変動は、異常気象やこれにより引き起こされる自然災害に影響を及ぼしており、地球温暖化の進行を抑制するための対策（緩和策）に加え、既に生じつつある影響に対応し、被害を回避・軽減するための対策（適応策）を推進するため、県は以下の取組を進めます。

（１）災害廃棄物処理計画に基づく対策の実施

- ・「宮城県災害廃棄物処理計画（令和 7 年 3 月策定）」に基づき、災害時に即時対応できるよう、実効性を高めるための図上演習等を継続的に実施し、人材育成を図ります。
- ・大規模災害発生時に備え、平時から、発生する廃棄物の種類ごとに適正な処理や再資源化のルートを確保するため、災害廃棄物の仮置場用地の想定又は確保をはじめとした取組に対する指導や助言を行います。
- ・災害廃棄物処理計画未策定の市町村に対し、国と連携した策定を支援するとともに、**県内全市町村の早期策定を目指し、**県としての個別支援を積極的に実施します。
- ・県は、災害時に必要に応じて、災害廃棄物処理に係る市町村間、隣県等の調整や国に対する支援要請を行うとともに、市町村等の災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の交付申請を支援します。

- ・県は、国の指針を参考にしながら、国内の災害対応事例等を踏まえ、必要に応じて計画の評価と見直しを行います。

(2) 強固な災害廃棄物処理体制の構築

- ・国が進める災害廃棄物の処理に詳しい自治体職員をリストに登録し災害時に現地に派遣する「人材バンク制度」を活用しながら、本県で災害が発生した場合の受援体制及び他都道府県が被災した場合の支援体制の構築を図ります。
- ・県は、災害廃棄物の処理について、平時から市町村、民間事業者、関係団体等との体制構築に努め、対応力を強化します（図 40 及び 41 参照）。
- ・県は民間事業者団体等との協定を活用し、市町村の災害廃棄物の処理を支援します。
- ・県は、災害時に化学物質等による公衆衛生の悪化や二次災害が発生しないよう、平時からセミナーの実施や情報連絡体制の構築を行い、対応力を強化します。

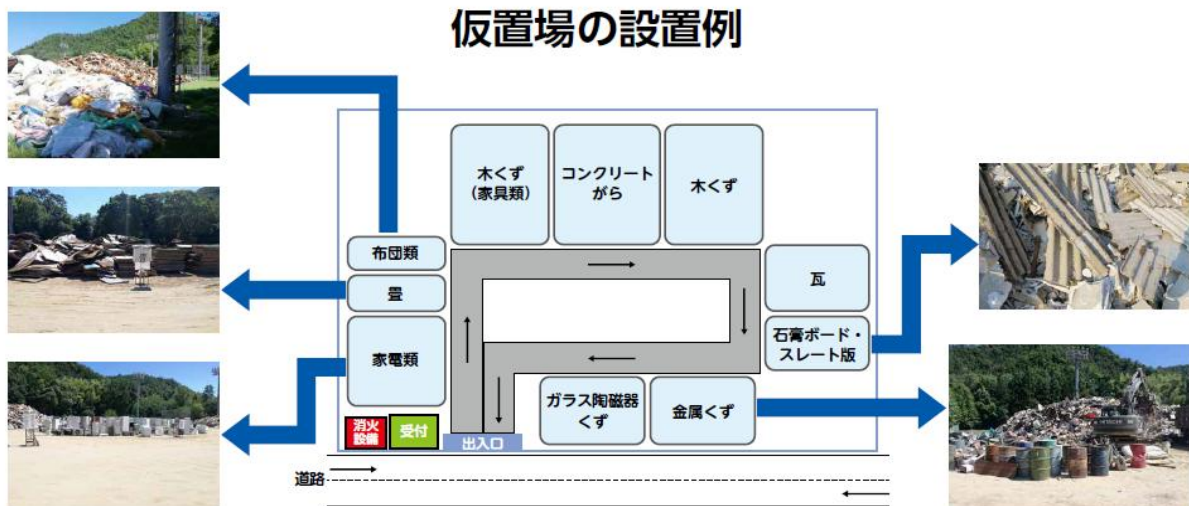


図 40：災害廃棄物仮置場の設置例



図 41：災害廃棄物仮置場実地演習の様子

- ・県及び市町村は、災害ボランティアの受入に必要な環境整備やリーダー養成等の体制づくりを、社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行います。

5 ごみ処理広域化・集約化に向けた方針（宮城県ごみ処理長期広域化・集約化計画）

本県の一般廃棄物処理を取り巻く環境は、今後、人口減少や高齢化の進行に伴うごみ排出量の変化、廃棄物処理施設の老朽化への対応、担い手不足への対応など、中長期的な変化が見込まれています。こうした将来の環境変化を見据え、県は、将来にわたり持続可能な一般廃棄物の適正処理体制の確保に向けて、取り組みを進めていきます。

なお、宮城県ごみ処理長期広域化・集約化計画は、市町村等によるごみ処理の広域化・集約化に関する基本的な方向性を示すものですが、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、広域化・集約化の具体的な内容及び実施の可否については、各市町村等の判断に委ねられるものであることから、社会情勢や市町村等の検討状況などを踏まえ、柔軟に見直していくこととします。

(1) 広域化・集約化ブロック区割りの設定

- ・現時点における広域化・集約化の進展状況、将来における人口及びごみ排出量の予測結果（資料2の4参照）を踏まえ、1施設300t/日以上焼却施設の規模を目途として、地域の実情を踏まえて、7ブロックの区割りとしします（図42及び表22参照）。
- ・将来的には、3～4ブロックへの再編も視野に入れながら、適宜新たな枠組み等を設定していきます。
- ・当該ブロック区割りは固定的なものではなく、市町村等の施設整備状況や検討の進捗、関係自治体間の協議結果等を踏まえ、柔軟に見直すものとしします。

広域ブロック区割図



表 22：広域化ブロック区割り

ブロック名	市町村
仙南	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
名取・亘理	名取市、岩沼市、亘理町、山元町
仙台・富谷	仙台市、富谷市
宮城・黒川	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町、大和町、大郷町、大衡村
大崎・栗原	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
石巻	石巻市、東松島市、女川町
気仙沼・登米	気仙沼市、登米市、南三陸町

図 42：本県のブロック区割り

（２）市町村の取組支援

- ・ 広域化・集約化に向けた情報共有・意見交換の場を設定します。
- ・ 広域的なごみ処理体制の確立に向けた、自治体間の調整・進捗状況の把握に努めます。
- ・ 広域化・集約化を進めるための技術的助言を行います。
- ・ 市町村の取組状況に応じた循環型社会形成推進交付金活用への助言、申請への対応を行います。
- ・ 災害時に加え、ごみ処理施設の事故や故障等の緊急事態における事業継続性の確保の観点から、実効性を伴った自治体間の相互支援体制の構築を推進します。

（３）ごみ処理広域化・集約化に係る協議

- ・ 現状の広域化状況を踏まえたブロック区割りや、ブロック内の施設整備の方向性に係る議論については、必要に応じて、圏域毎又は全県単位の意見交換・検討の場を設けることで実施します。
- ・ 広域化・集約化に係る技術的又は専門的な知見を得るため、県は必要に応じて環境省や有識者に対し、意見交換・検討の場へのオブザーバー参加を要請します。
- ・ 施設の更新時期の違いが大きな制約となり、直ちに集約化が困難な場合もあることから、既存施設の相互活用や延命化等を含む段階的な対応、民間委託等についても協議の対象とし、関係市町村等の意向を確認しながら議論を深めていきます。
- ・ 協議に当たっては、各地域の実情や課題、施設の更新時期や処理能力、地理的条件、輸送距離及び災害リスク等の物理的制約やコストを十分に考慮するとともに、エネルギー利活用やカーボンリサイクル等の技術動向も視野に入れ、市町村等の主体的な判断を尊重しながら検討を進めます。

第5章 計画の推進のために

第1節 計画の進行管理

県は、一般廃棄物については一般廃棄物処理事業実態調査により、産業廃棄物については産業廃棄物処理実態調査により、食品ロスについては県推計値により、毎年度の排出量や処分量等の把握に努め、目標の達成状況や各種施策の取組状況について点検するなど、計画を推進するための適切な対応に取り組めます。

これらの状況については、「宮城県環境白書」や県のホームページなどにより、適宜公表することとします。

第2節 各主体に期待される役割

本計画が目指す「循環経済への移行で築くみやぎの持続可能な未来」の実現には、県民、事業者等、市町村、そして県などの各主体が、それぞれの役割と責任を認識し、それぞれの活動場面に応じた具体的な行動を進めていくことが必要です。本節では、循環型社会の形成に向け、各主体に期待される役割と具体的な取組例を示します。

1 県民に期待される役割と取組例

(1) 期待される役割

使い捨て型の生活を見直し、「2R」と言われる、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を優先した循環型のライフスタイルを実践することが期待されます。

日常生活において不要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックを削減し、排出する際には居住する市町村のルールに従って正しく分別することが求められます。また、「もったいない」の気持ちを実践し、日々の暮らしの中で食品ロスを主体的に削減し、フードバンク活動へ協力することも期待されます。

ごみ出しルールの遵守や、不法投棄をしない・させないという高い意識を持ち、災害時においては、円滑な復旧・復興のために廃棄物の分別排出に協力する役割も求められます。

(2) 具体的な取組例

[ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）]

- ・物を大切に長く使い、壊れたものは修理して使います。
- ・不要になったものは、フリーマーケット（フリマアプリ含む）やリユースショップを活用したり、人に譲ったりします。
- ・買い物の際はマイバッグやマイボトルを持参し、簡易包装や詰め替え製品を選択します。
- ・環境に配慮した製品を優先的に購入する「グリーン購入」を心がけます。
- ・レジ袋を辞退し、過剰な包装を断るなど、不必要なプラスチックを日常生活の中から減らすよう心がけます。

1 [食品ロス削減]

- 2 ・食材は必要な分だけ購入し、その使い切り・食べ切りを徹底します。
- 3 ・外食時は、食べきれぬ量を注文し、食べ残しを減らします。
- 4 ・小売店で「てまえどり（商品棚の手前の商品から取る）」に協力します。
- 5 ・家庭で余っている未利用食品をフードドライブ等に寄附します。

6 [適正な分別・排出（リサイクル）]

- 7 ・市町村の分別ルールに従い、資源ごみの分別排出に取り組みます。
- 8 ・容器包装プラスチックや製品プラスチックの分別を徹底します。
- 9 ・紙類・衣類は、店頭回収や地域で行っている集団資源回収へ協力します。
- 10 ・生ごみの堆肥化等に取り組みます。
- 11 ・火災事故の原因となるリチウムイオン電池内蔵製品、スプレー缶、ライター等について、定
- 12 められた方法で正しく排出します。

13

14 [災害時の対応]

- 15 ・災害時に発生する廃棄物の仮置場への搬入に際しては、市町村の指示に従い分別に協力しま
- 16 す。

17 [意識向上と参加]

- 18 ・地域の清掃活動や環境イベントに積極的に参加し、循環型社会への関心と理解を深めます。
- 19

20 **2 事業者等に期待される役割と取組例**

21 **（１）期待される役割**

22 製造、流通、販売、サービス提供、廃棄物処理など、事業活動のあらゆる段階において、製品の

23 ライフサイクル全体で資源の価値を最大化する循環型ビジネスへの転換が期待されます。

24 各事業者は、事業活動において再生材の利用やグリーン購入、責任ある調達などの環境配慮を実

25 践するとともに、リサイクル事業者においては、質の高い再生材を供給することで循環経済への移

26 行を支える役割を担うことが求められます。また、法令に基づき自らの責任で廃棄物を適正に処

27 理・リサイクルする「排出事業者責任」を徹底するとともに、災害発生時には、市町村等と連携し、

28 地域の復旧に協力する役割も期待されます。

29 教育研究機関は、教育活動の充実・人材育成のほか、循環経済の推進やプラスチック資源循環、

30 食品ロス削減等に寄与する技術の研究開発を推進する役割が期待されます。

31

32 **（２）具体的な取組例**

33 [循環経済の推進]

- 34 ・各事業者は、リユース、リペア（修理）、リマニュファクチャリング（再製造）、リファー
- 35 ビッシュ（再生）などによる製品の長寿命化や、シェアリング、サブスクリプションなどによ
- 36 る利用効率の向上といったC E コマースを展開します。（再掲）
- 37 ・製品の設計段階から、リサイクルしやすい単一素材化や再生材の利用、易解体化などの環境
- 38 配慮設計に取り組みます。
- 39 ・再生材の安定的な需要創出のため、再生材を製造する事業者との連携を強化し、事業活動に
- 40 おけるグリーン購入や責任ある調達を推進します。
- 41 ・製造工程における歩留まり向上や、副産物・廃棄物の有効利用により、廃棄物の発生抑制に

努めます。

- ・質の高い再生材を供給する静脈産業においては、A I やロボット技術等を活用して廃棄物処理の高度化・効率化を図ります。
- ・教育研究機関は、循環経済への移行に寄与する新技術等の研究開発や人材育成に取り組みます。また、環境に関するイベントの開催や、公開講座の実施等による普及啓発・情報発信を行います。

[プラスチック資源循環の推進]

- ・小売業者及び飲食店等の事業者は、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用を合理化し、再生材や代替素材への転換を進めます。
- ・製造事業者は、プラスチック容器包装の使用量低減や、リサイクルしやすい製品設計に取り組みます。
- ・小売業者は、ペットボトルや食品トレイ等の店頭回収に協力します。
- ・教育研究機関は、プラスチック資源循環に寄与する新技術等の研究開発や人材育成に取り組みます。

[食品ロス削減の推進]

- ・食品製造・卸売・小売業者は、需要予測の精度向上や商慣習(1/3ルール等)の見直し、規格外品の有効活用により食品ロスを削減します。
- ・飲食店・宿泊施設等は、小盛りメニューの提供や希望者への持ち帰り対応などを実施し、食べ残し削減に貢献します。
- ・農林水産業、食品製造業、小売・サービス業などの事業者連携により、規格外や未利用の農林水産物の有効活用に取り組みます。
- ・食品関連事業者は、フードバンク団体への寄附など、フードバンク活動に協力します。
- ・畜産農家は、エコフィード(食品残さ等を活用した飼料)の利用や堆肥化により、リサイクルを行います。
- ・教育研究機関は、食品ロス削減に寄与する新技術等の研究開発や人材育成に取り組みます。

[廃棄物の適正処理]

- ・事業活動に伴う廃棄物は、関係法令等に従い適正に排出・処理します。処理を委託する際は、優良産廃処理業者認定制度の認定業者を積極的に活用します。
- ・廃棄物処理事業者は、災害発生時に市町村等からの要請に基づき、災害廃棄物の処理に協力します。
- ・使用を終了した家電製品等の有害使用済機器(いわゆる「雑品スクラップ」)は、火災等の支障が生じないように、適正に取り扱います。

3 市町村に期待される役割と取組例

(1) 期待される役割

市町村は、一般廃棄物の安定的かつ効率的な処理体制を構築・維持する責務があります。住民や事業者に対する啓発活動を推進し、地域全体でリデュース・リユースの取組が広がるよう主導的な役割を果たすことが期待されます。また、プラ新法に基づき、製品プラスチックを含む一括回収・リサイクルに計画的に取り組むことが求められます。

さらに、人口減少等を見据え、ごみ処理の広域化・集約化を計画的に推進し、災害に備えて実効性のある災害廃棄物処理計画を策定・見直しすることも重要な役割です。

（２）具体的な取組例

〔循環経済の推進〕

- ・広報等を通じて、ごみを出さないライフスタイルやリユースの取組を地域に普及させます。
- ・粗大ごみとして出された家具など、まだ使えるものをリユースする取組を推進します。
- ・教育委員会等と連携し、小・中学校における３Ｒに関する環境教育を充実させます。
- ・住民による生ごみの減量化や堆肥化の取組を支援します。

〔プラスチック資源循環の推進〕

- ・容器包装プラスチックに加え、プラスチック製のハンガーや玩具等の製品プラスチックの一括回収・リサイクルに計画的に取り組みます。
- ・分別品目の拡大にあたり、広報や説明会を通じて住民への丁寧な周知と協力依頼を行います。

〔食品ロス削減の推進〕

- ・住民や地域の事業者に対し、食品ロス削減の重要性や具体的な取組について情報発信を行います。
- ・家庭での生ごみ処理機購入への助成や、堆肥化事業などを実施します。
- ・地域のフードバンク団体と連携し、その活動を支援します。

〔廃棄物の適正処理〕

- ・市町村は、ごみ処理施設の計画的な施設整備や管理を継続します。
- ・人口減少等に対応するため、宮城県ごみ処理長期広域化・集約化計画に基づき、近隣市町村との広域的なごみ処理体制を構築・維持します。
- ・「宮城県災害廃棄物処理計画」と整合を図り、仮置場の確保など、地域の実情に応じた計画を策定・見直し、実効性を高めます。

4 県に期待される役割と取組例

（１）期待される役割

県は、各主体の取組を促進するコーディネーターとして、事業者や市町村への支援、リサイクル製品の普及促進、人材育成と情報発信など、広域的な視点から循環経済への移行を牽引する役割を担います。

産業廃棄物の適正処理体制を確保するため、監視・指導を徹底し、安定的な最終処分場を確保するとともに、市町村間の調整役として広域処理体制の構築を促進します。また、災害時には広域的な支援・受援体制を構築する中心的な役割を担います。

（２）具体的な取組例

〔循環経済の推進〕

- ・循環型ビジネスへの転換を目指す事業者に対し、設備投資への助成や環境産業コーディネーターの派遣、ビジネスマッチング支援等を行います。
- ・環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、県自らも率先してグリーン購入を推進します。
- ・市町村が行う先駆的・モデル的なリデュース・リユースの取組に対し、技術的・財政的支援を行います。
- ・外部講師の派遣等を通じて環境教育を推進し、県民や事業者の意識醸成を図ります。

- ・県有施設について長寿命化計画に基づき適切な維持管理を推進し、施設新設等に伴う廃棄物の発生を抑制します。

[プラスチック資源循環の推進]

- ・市町村に対し、再資源化事業者や先進事例に関する情報提供や技術的助言を行います。
- ・ワンウェイプラスチックの使用削減、分別回収の徹底、代替素材の利用などを促進します。
- ・市町村に対するヒアリングや取組事例の紹介等の情報提供を通じて、プラスチック製品の一括回収を支援します。
- ・「宮城県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、廃プラスチック等の海岸漂着物対策を行う市町村等を支援します。

[食品ロス削減の推進]

- ・「宮城県食品ロス削減推進計画」に基づき、県民運動として取組を展開します。
- ・「みやぎ食品ロス削減協力店」登録事業などを通じ、食品ロス削減に取り組む事業者を支援します。
- ・フードバンク活動を推進する団体を支援し、企業等とのマッチングを促進します。

[廃棄物の適正処理]

- ・公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場の整備を支援し、県内の廃棄物処理の受け皿を確保します。
- ・産廃Gメンやスカイパトロール等を活用し、不法投棄の未然防止・早期発見に努め、違反行為には厳正に対処します。
- ・「宮城県ごみ処理長期広域化・集約化計画」を策定し、市町村間の調整役として広域処理体制の構築を促進します。
- ・「宮城県災害廃棄物処理計画」に基づき、市町村や関係機関と連携した訓練を実施するなど、広域的な支援・受援体制を構築します。

第3節 財源の確保

計画を着実に推進するため、必要な財源を次のように確保します。

- ・「新・宮城の将来ビジョン」に基づき、地球環境の保全と循環型社会の形成に対して適切に予算を配分します。
- ・廃棄物の最終処分量を抑制するための経済的手法として、時限的に導入している産業廃棄物税の税収を財源として、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進する施策及び事業に活用します。
- ・市町村が行う一般廃棄物の3Rに関する取組について、みやぎ環境交付金等により支援します。

資料編

1		
2		
3	資料 1	本計画に関連する計画・法律
4	1	循環型社会形成のための法体系
5	2	国の計画等
6	3	県の計画等
7	資料 2	本県の廃棄物処理の現状
8	1	廃棄物実態調査
9	2	不適正処理の現状
10	3	一般廃棄物処理施設の稼働状況
11	4	ごみ処理広域化・集約化に向けた人口・ごみ排出量予測と廃棄物処理体制
12	5	産業廃棄物処理体制の動向
13	6	災害廃棄物処理計画の策定状況
14	7	一般廃棄物排出量等の将来予測
15	8	産業廃棄物排出量等の将来予測
16	資料 3	第 3 期計画中間見直しの記録
17	1	中間見直しの過程
18	2	宮城県環境審議会循環型社会推進専門委員
19	資料 4	用語解説
20		

資料1 本計画に関連する計画・法律

1 循環型社会形成のための法体系

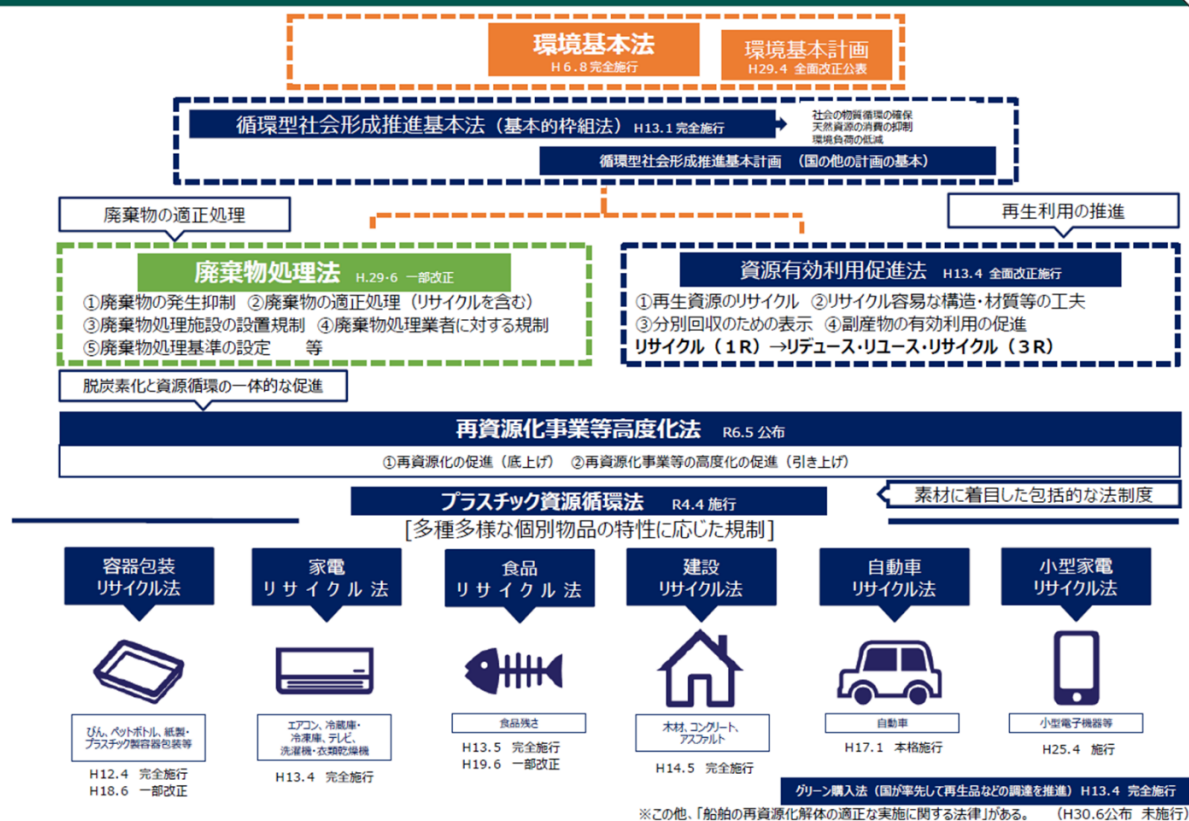
平成3年の再生資源利用促進法（平成3年法律第48号。現「資源有効利用促進法」）の施行以降、廃棄物等の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進についての経験と施策を踏まえ、法律の整備が体系的に進められています（資図1参照）。この体系は、循環型社会形成推進基本法（平成13年1月完全施行）を基本的枠組法とし、廃棄物の適正処理と再生利用の推進を目的としています。

平成18年6月の容器包装リサイクル法、平成19年6月の食品リサイクル法（一部改正）、そして平成25年4月の小型家電リサイクル法の施行など、多種多様な個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されてきました。また、令和元年10月には食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行されました。

さらに近年では、社会の物質循環の確保や天然資源の消費の抑制、環境負荷の低減を目指し、素材に着目した包括的な法制度として、プラ新法が令和4年4月に施行されました。

昨今では、令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画の策定を通じて、循環経済への移行が国家戦略として推進されています。その一環として、脱炭素化と資源循環の一体的な促進を目的とする資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）が制定されました。本法に基づき、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者に対する再資源化の実施状況の報告及び公表、並びに再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設などの措置が講じられます。

循環型社会を形成するための法体系



資図1：循環型社会を形成するための法体系

2 国の計画等

第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速」、「多様な主体の参画と国際的な資源循環の推進」、「地域・暮らしの基盤としての資源循環」、「災害、地球温暖化等のリスクへの対応」の4つの柱を方向性とし、令和12（2030）年度目標、令和32（2050）年目標の2つの時間軸で、マテリアル、製品、社会システム・インフラの3つのレベルで目標を設定しています。

プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ策定された、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R＋Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略です。

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（令和元年5月）

海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚閣議において、プラスチックを有効活用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指すための具体的な取組として策定されたものです。

食品ロス削減推進法に基づく基本方針（令和7年3月）

食品ロス削減推進法に基づき、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるため策定されたものです。令和12年度までに家庭系食品ロスを平成12年度比で半減（216万t）、事業系食品ロスを60%削減（219万t）することを目標に掲げています。

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和7年4月）

家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、家畜排せつ物の適正管理を徹底しつつ、主に「国内肥料資源としての有効利用」、「家畜排せつ物のエネルギー利用」、「環境規制への適切な対応（悪臭・水質汚濁等）」、及び「畜産分野における地球温暖化対策」を重点的な柱として、令和12年度を目標に、低コストで実用的な技術開発や、成分分析・品質向上による堆肥の円滑な広域流通を推進するなど、資源循環の促進に向けた取組を定めています。

3 県の計画等

新・宮城の将来ビジョン（令和3年3月）

県の総合計画である新・宮城の将来ビジョンにおいて、「環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立」や「豊かな自然と共生・調和する社会の構築」は、宮城の未来をつくる18の取組の一つに位置付けされています。

宮城県環境基本計画（第4期）（令和3年3月）

環境基本条例に基づき、本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、第3期計画は、この環境基本計画の循環型社会の形成に関する施策を具体的に進めるための計画です。

宮城県公共施設等総合管理方針（第2期）（令和8年3月）

国のインフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画である公共施設等総合管理計画にあたるもので「安全・安心の確保」「施設の維持管理費用の低減・平準化」「施設総量の適正化」を基本方針としています。本県が所有又は管理する建築物その他の工作物を対象施設としており、各施設管理者は、この方針に基づき、個別施設に係る長寿命化計画（個別施設計画）を策定・更新し、各施設の適切な管理等を推進します。

みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略（令和5年3月）

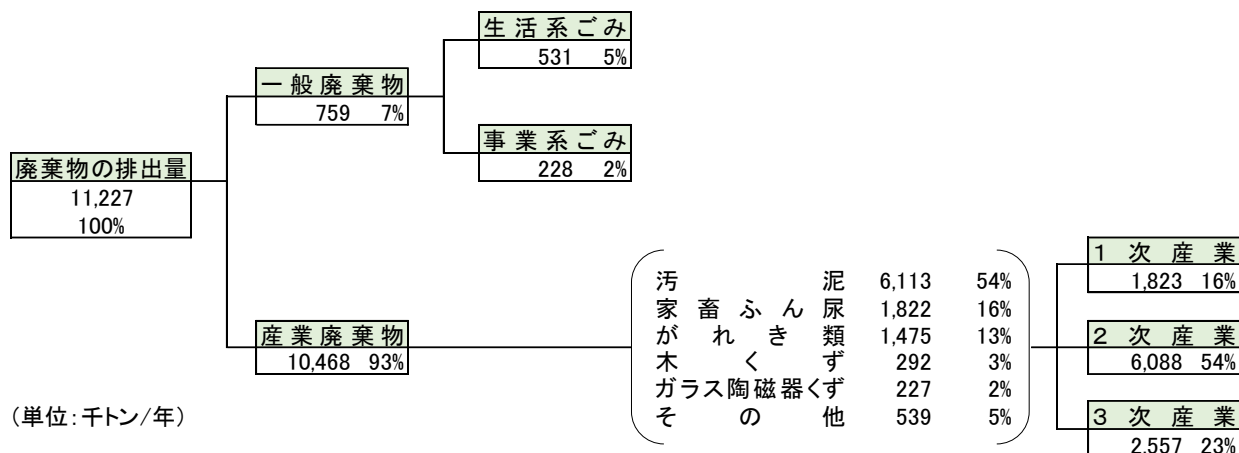
2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指し、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度を計画期間とする実行計画です。本計画は、地球温暖化対策（区域施策編・事務事業編）、気候変動適応計画、再生可能エネルギー・省エネルギー計画を統合したもので、令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で50%削減することを目標としています。目標達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入（特に太陽光・水素）と徹底した省エネルギーの推進を短期的な視点として重視し、さらに「環境と経済の好循環」の創出や地域と共生した取組を基本的な考え方として施策を展開します。

資料2 本県の廃棄物処理の現状

1 廃棄物実態調査

(1) 本県における廃棄物の排出状況

令和5年度の県全体の廃棄物の排出量は11,227千tで、そのうち産業廃棄物が10,468千t（全体の排出量に対する比率：93%）、一般廃棄物が759千t（同：7%）となっています（資図2参照）。

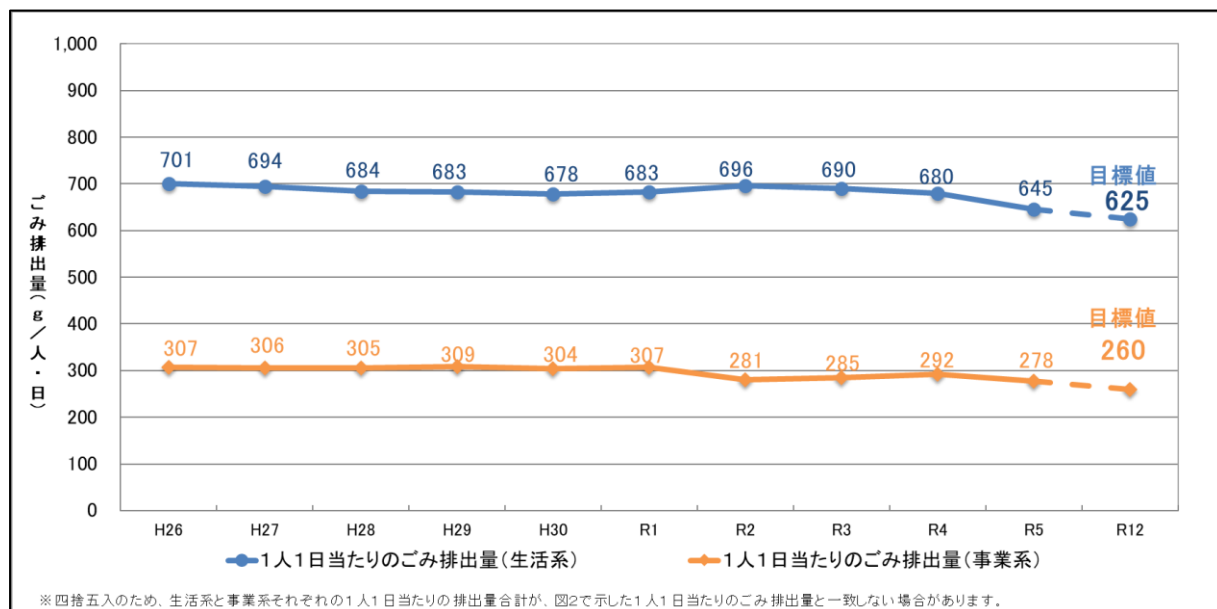


資図2：廃棄物の排出量（令和5年度）

(2) 一般廃棄物

ア 一般廃棄物の1人1日当たりごみ排出量の推移（生活系・事業系）

令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は923g／人・日であり、その内訳として事業系ごみが278g／人・日、生活系ごみが645g／人・日でした（資図3参照）。



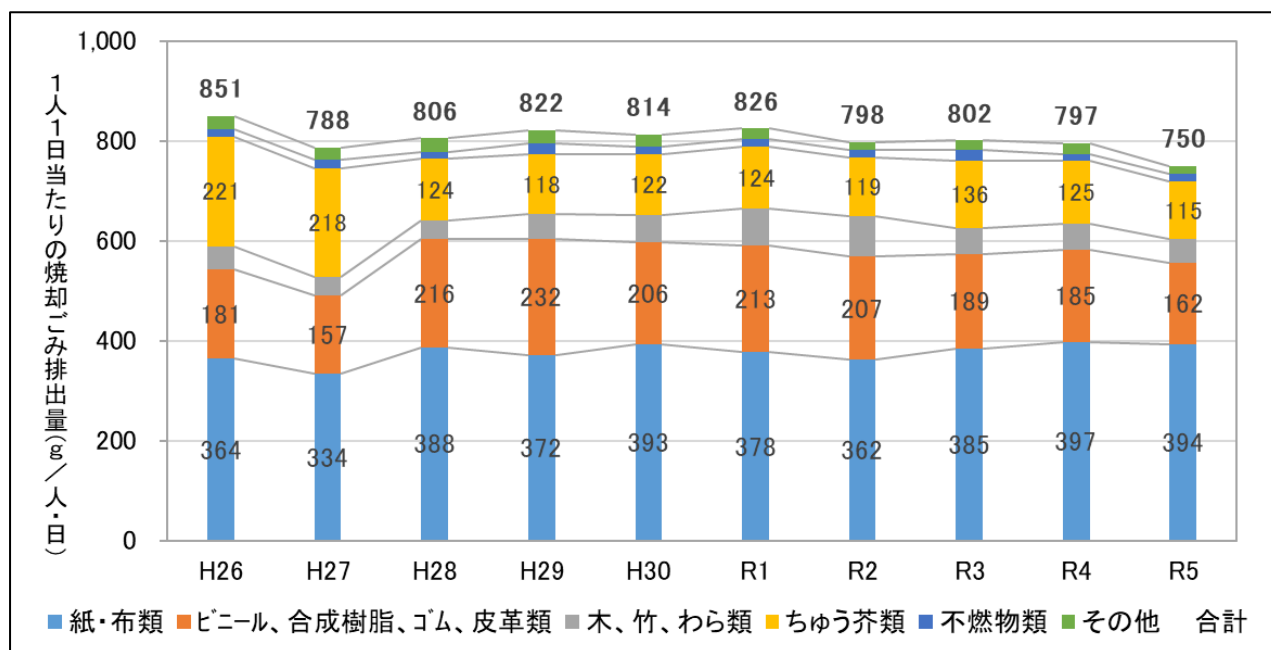
資図3：一般廃棄物の1人1日当たりごみ排出量の推移（生活系・事業系）

イ 1人1日当たりの焼却ごみ排出量とその組成

1人1日当たりの焼却ごみ排出量とその組成は資図4のとおりです。1人1日当たりの焼却ごみ排出量は年々減少しており、令和5年度は750g／人・日となっています。焼却ごみの組

成を見ると、多い順に、紙・布類 394 g／人・日、プラスチック類（ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類）162 g／人・日、ちゅう芥類（生ごみ）115 g／人・日となっています。平成 26 年度と令和 5 年度を比較すると、プラスチック類は 19 g／人・日、ちゅう芥類は 106 g／人・日 減少していますが、紙・布類は 30 g／人・日 増加しました。

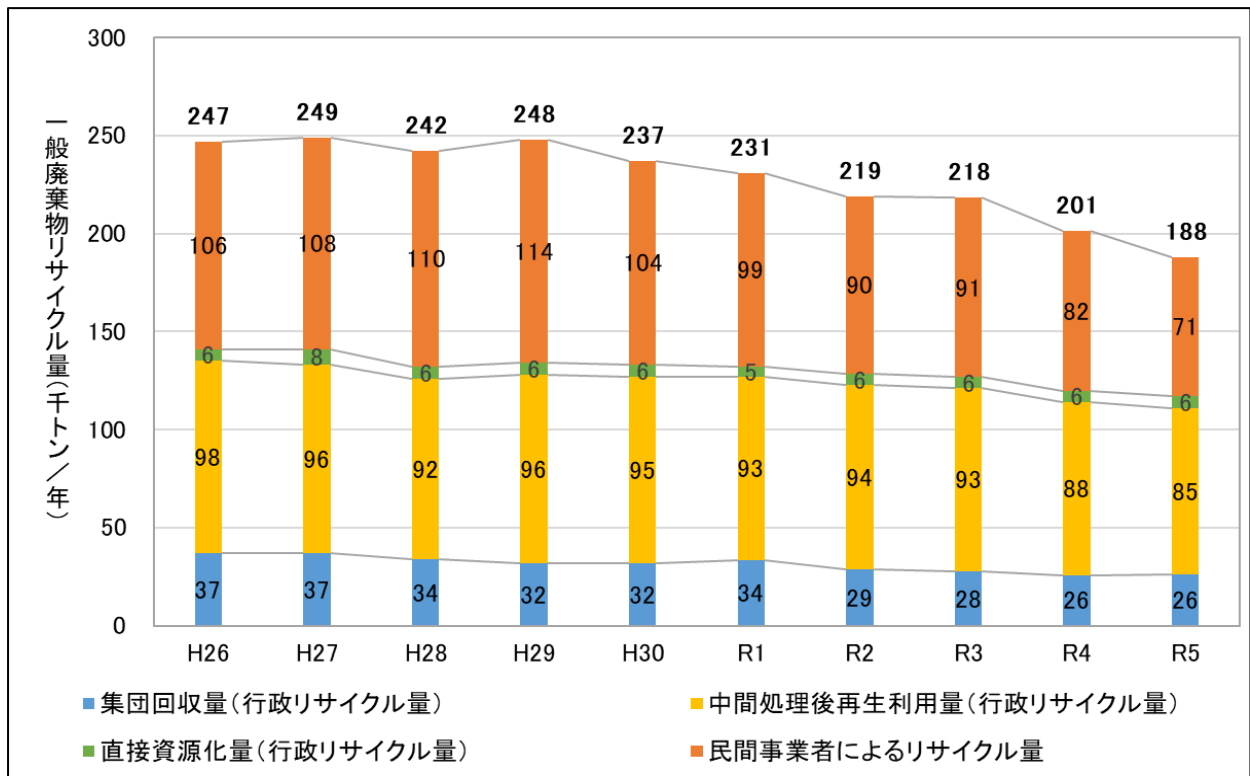
また、令和 4 年度と令和 5 年度を比較すると、プラスチック類が 23 g／人・日、ちゅう芥類が 10 g／人・日それぞれ減少しています。これは、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことを受けて、在宅時間が減少し、生活系ごみの排出量が減ったことが主な要因の一つと考えられます。



資図 4：1 人 1 日当たりの焼却ごみ排出量とその組成

ウ 県全体の一般廃棄物のリサイクル（再生利用）量の内訳とその推移

一般廃棄物のリサイクル（再生利用）量の推移とその内訳は資図 5 のとおりです。リサイクル量は年々減少しています。平成 26 年度と令和 5 年度を比較すると、行政リサイクル量（集団回収量＋中間処理後再生利用量＋直接資源化量）は 24 千 t の減少、民間事業者によるリサイクル量（民間リサイクル量）は 35 千 t 減少しています。



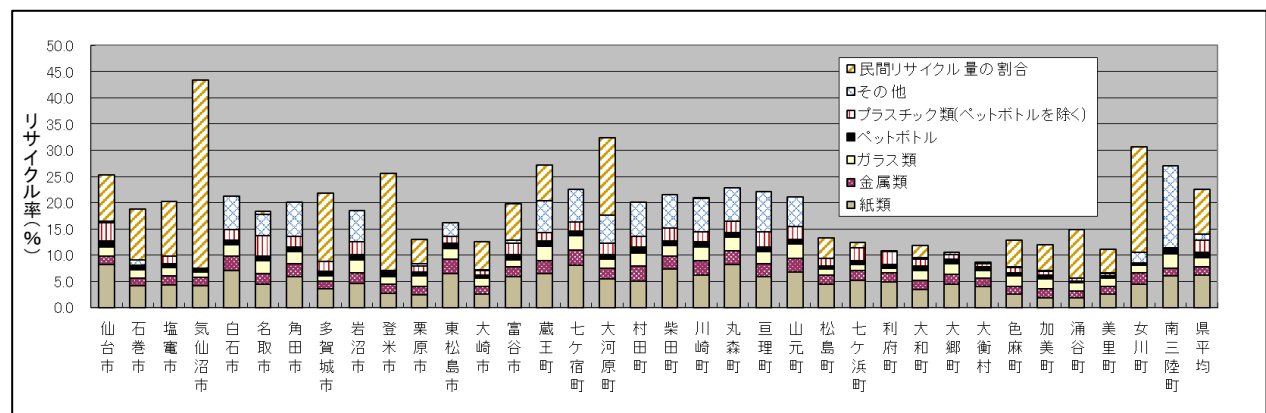
資図5：一般廃棄物のリサイクル（再生利用）量の内訳とその推移

エ 令和5年度における県内市町村別のリサイクル量及びリサイクル率

令和5年度の県内市町村のリサイクル量及びリサイクル率は資図6及び資表1のとおりです。行政リサイクル量及び民間リサイクル量の合計が最も多いのは仙台市で、県全体の54%を占めています。次いで気仙沼市、石巻市となっています。

リサイクル率が高い自治体は、気仙沼市が43.4%、次いで大河原町32.4%、女川町30.7%となっています。

また、店頭回収などの民間リサイクル量が最も多いのは仙台市で、次いで気仙沼市、登米市となっています。一方、14市町村において民間リサイクル量が年間0tとなっており、民間リサイクルの実態をリサイクル率に正確に反映させることが課題の一つとなっています。



資図6：県内市町村のリサイクル率とその内訳

$$\text{※リサイクル率} = \frac{\text{（直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量）}}{\text{（ごみ処理量} + \text{集団回収量）}}$$

資表 1：県内市町村のリサイクル量の内訳（令和 5 年度）

市町村名	合計 行政＋民間	行政リサイクル量（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）							民間リサイ クル量	リサイクル 率（％、民 間含む）
		合計	紙類	金属類	ガラス類	ペットボ トル	プラスチッ ク類（ペッ トボトルを 除く）	その他		
仙台市（t/年）	101,417	65,808	32,874	6,122	7,054	5,062	13,469	1,227	35,609	25.3
石巻市（t/年）	10,219	4,918	2,252	755	910	443	0	558	5,301	18.8
塩竈市（t/年）	4,353	2,120	909	377	346	173	298	17	2,233	20.2
気仙沼市（t/年）	13,463	2,337	1,295	497	305	232	7	1	11,126	43.4
白石市（t/年）	2,242	2,242	738	299	236	88	205	676	0	21.2
名取市（t/年）	4,670	4,532	1,133	516	616	229	1,013	1,025	138	18.3
角田市（t/年）	1,769	1,769	521	219	194	78	182	575	0	20.1
多賀城市（t/年）	4,908	1,981	796	344	227	164	449	1	2,927	21.9
岩沼市（t/年）	2,659	2,659	662	293	357	139	359	849	0	18.5
登米市（t/年）	7,276	2,009	762	508	423	159	89	68	5,267	25.5
栗原市（t/年）	2,460	1,565	465	295	372	132	220	81	895	13.0
東松島市（t/年）	1,997	1,997	792	344	252	129	163	317	0	16.1
大崎市（t/年）	5,491	3,126	1,141	631	699	228	385	42	2,365	12.5
富谷市（t/年）	3,628	2,340	1,067	361	227	184	390	111	1,288	19.8
蔵王町（t/年）	985	740	237	88	101	33	61	220	245	27.1
七ヶ宿町（t/年）	76	76	27	10	9	3	6	21	0	22.6
大河原町（t/年）	2,964	1,614	502	178	166	80	190	498	1,350	32.4
村田町（t/年）	637	637	160	89	82	33	68	205	0	20.1
柴田町（t/年）	2,326	2,326	797	258	221	98	261	691	0	21.5
川崎町（t/年）	561	556	167	71	69	30	48	171	5	21.0
丸森町（t/年）	823	823	294	97	94	31	78	229	0	22.8
亶理町（t/年）	2,215	2,215	587	243	241	82	295	767	0	22.2
山元町（t/年）	831	831	265	107	106	34	100	219	0	21.1
松島町（t/年）	839	589	284	103	75	37	90	0	250	13.3
七ヶ浜町（t/年）	762	703	316	117	74	46	150	0	59	12.4
利府町（t/年）	1,444	1,444	667	222	134	95	324	2	0	10.6
大和町（t/年）	1,186	954	348	177	179	98	120	32	232	11.8
大郷町（t/年）	278	278	116	51	54	21	26	10	0	10.5
大衡村（t/年）	220	220	103	37	40	18	15	7	0	8.7
色麻町（t/年）	268	161	53	32	41	12	20	3	107	12.8
加美町（t/年）	883	521	135	124	144	49	61	8	362	11.9
涌谷町（t/年）	808	304	103	66	86	21	25	3	504	14.9
美里町（t/年）	946	558	219	116	138	35	43	7	388	11.1
女川町（t/年）	877	299	127	63	40	12	2	55	578	30.7
南三陸町（t/年）	1,042	1,042	233	54	106	43	3	603	0	27.0
県合計（t/年）	187,523	116,294	51,147	13,864	14,418	8,351	19,215	9,299	71,229	-

オ 県内ごみ処理地域ごとの一般廃棄物処理の動向

ごみ処理地域ごとのごみの排出量等の増減率は資表 2 のとおりです。令和 5 年度の 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、栗原市及び登米市を除く地域で平成 30 年度より改善（減少）しています。県全体では平成 30 年度比で 91.9％となり、全体としてごみの排出量は着実に減少しています。

リサイクル量及びリサイクル率は、改善（増加・上昇）している地域もありますが、県全体では後退しています。

最終処分量は、名取・亶理地域及び登米市を除く地域で改善（減少）しています。県全体では平成 30 年度比で 89.7％となり、全体として最終処分量は着実に減少しています。

資表 2：ごみ処理地域ごとのごみの排出量等の増減率（令和 5 年度／平成 30 年度）

区分 処理地域区分	ごみの総排出量		1人1日当たりのごみ排出量		リサイクル量		リサイクル率		最終処分量	
	R5 (t)	R5/H30	R5 (g/人日)	R5/H30	R5 (t)	R5/H30	R5 (%)	R5/H30	R5 (t)	R5/H30
仙台市	365,422	91.9%	936	91.3%	101,417	74.9%	25.3	86.2%	43,341	87.5%
仙南地域広域行政事務組合(2市7町)	51,197	91.2%	875	97.8%	12,383	68.9%	23.5	75.1%	2,174	92.9%
亘理名取共立衛生処理組合(2市2町)	53,671	94.8%	877	95.2%	10,375	98.5%	19.3	103.9%	4,407	109.2%
塩竈市	19,304	94.5%	1,012	97.9%	4,353	86.0%	20.2	92.4%	2,242	88.1%
宮城東部衛生処理組合(1市3町)	44,848	93.0%	953	95.2%	7,953	98.8%	16.4	104.7%	6,333	92.3%
黒川地域行政事務組合(1市2町1村)	32,002	95.1%	938	96.8%	5,312	89.3%	15.8	94.6%	4,442	84.0%
大崎地域広域行政事務組合(1市4町)	63,525	90.1%	917	96.1%	8,396	101.4%	12.5	111.5%	8,390	85.7%
栗原市	17,999	93.6%	792	103.0%	2,460	80.9%	13.0	87.6%	2,001	94.9%
登米市	23,252	95.1%	863	103.1%	7,276	104.3%	25.5	106.2%	3,348	143.3%
石巻地区広域行政事務組合(2市1町)	63,682	88.3%	968	93.8%	13,093	62.4%	18.8	73.8%	6,185	83.4%
気仙沼市	19,911	88.7%	940	97.9%	13,463	98.8%	43.4	105.4%	2,396	88.5%
南三陸町	3,728	84.8%	873	92.3%	1,042	115.4%	27.0	131.0%	302	80.5%
全県	758,541	91.9%	923	94.0%	187,523	79.2%	22.6	88.6%	85,561	89.7%

カ し尿処理の現状

し尿処理の現状は資表 3 のとおりです。令和 5 年度の県内総人口 2, 244, 297 人のうち、水洗化人口は 2, 061, 261 人で、水洗化率は 90. 9% となっています。

水洗化人口のうち、公共下水道人口は 1, 798, 884 人で全体の 80. 2%、浄化槽人口（合併処理浄化槽を含む。）は 260, 779 人で全体の 11. 6%となっています。

非水洗化人口は 183, 036 人で全体の 8. 2%であり、公共下水道の普及に伴い減少傾向にあります。

資表 3：水洗化人口・非水洗化人口の推移（平成 30 年度から令和 5 年度）

年度		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総人口 (人)		2,302,880	2,292,498	2,282,803	2,269,119	2,259,368	2,244,297
水洗化人口	公共下水道人口 (人)	1,789,103	1,803,074	1,810,597	1,807,562	1,813,421	1,798,884
	浄化槽 (人)	262,827	264,747	258,219	266,423	261,669	260,779
	うち合併処理 (人)	177,585	196,054	198,960	157,562	153,727	155,444
	コミュニティプラント人口 (人)	6,085	1,711	1,712	1,674	1,636	1,598
	合計 (人)	2,058,015	2,069,532	2,070,528	2,075,659	2,076,726	2,061,261
非水洗化人口	計画収集人口 (人)	240,612	221,617	210,944	193,460	182,642	183,036
	自家処理人口 (人)	4,253	1,349	1,331	0	0	0
	合計 (人)	244,865	222,966	212,275	193,460	182,642	183,036
水洗化率 (%)		89.4	90.3	90.7	91.5	91.9	91.8
非水洗化率 (%)		10.6	9.7	9.3	8.5	8.1	8.2
公共下水道水洗化率 (%)		77.7	78.7	79.3	79.7	80.3	80.2
浄化槽水洗化率 (%)		11.4	11.5	11.3	11.7	11.6	11.6
うち合併処理 (%)		7.7	8.6	8.7	6.9	6.8	6.9

令和 5 年度の県内のし尿処理状況は資表 4 のとおりです。汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理量のうち自家処理量は 0 キロリットルであり、計画収集量の全て 401, 148 キロリットルがし尿処理施設で処理されています。

資表 4：し尿等処理状況（令和 5 年度）

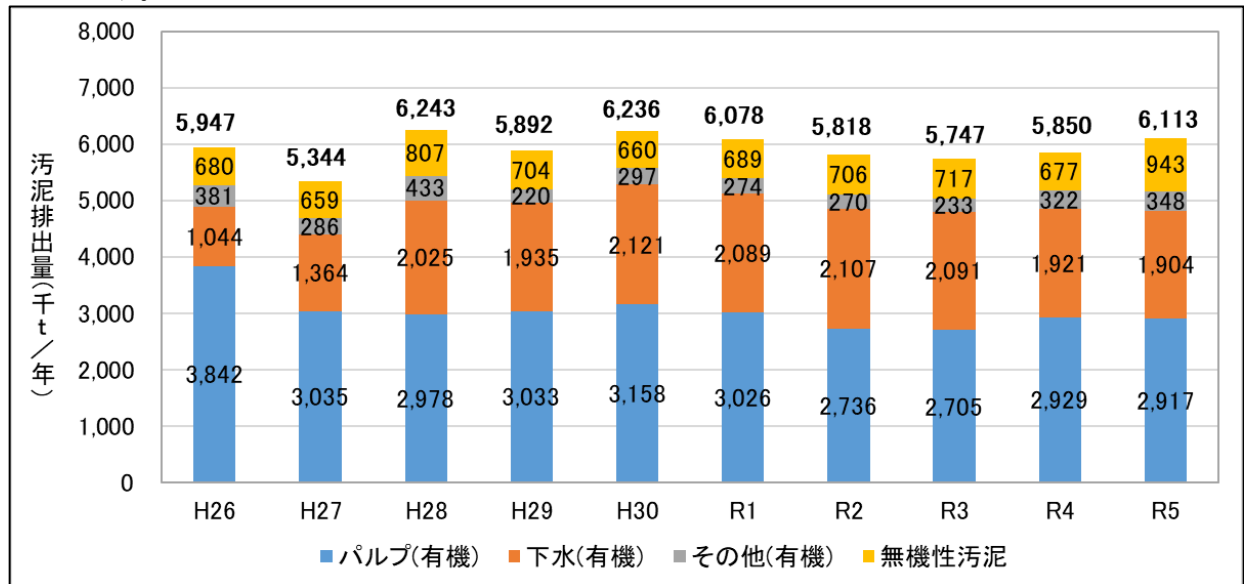
処理量		汲み取りし尿	浄化槽汚泥	合計	構成比
計画 収集 集量	し尿処理施設（KI/年）	190,437	210,711	401,148	100.0%
	ごみ堆肥化施設（KI/年）	0	0	0	0.0%
	メタン化施設（KI/年）	0	0	0	0.0%
	下水道投入（KI/年）	0	0	0	0.0%
	農地還元（KI/年）	0	0	0	0.0%
	その他（KI/年）	0	0	0	0.0%
	小計（KI/年）	190,437	210,711	401,148	100.0%
自家処理量（KI/年）		0	0	0	
合計（KI/年）		190,437	210,711	401,148	

（３）産業廃棄物

ア 産業廃棄物の種類ごとの排出状況

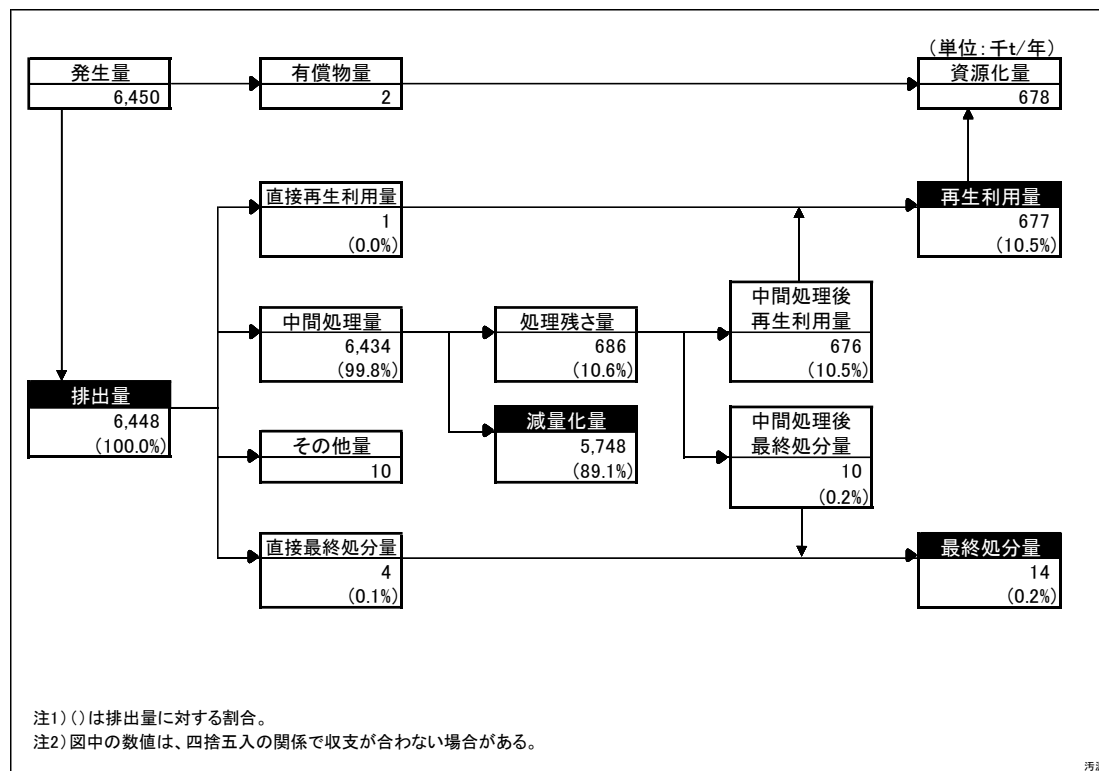
（ア）汚泥※

過去 10 年間の汚泥排出量の推移は資図 7 のとおりです。年間 6,000 千 t 前後で推移しており、近年はほぼ横ばいとなっています。令和 5 年度は 6,113 千 t となっており、産業廃棄物排出量全体の 58.4%を占めています。内訳は有機性汚泥が 84.6%、無機性汚泥が 15.4%となっています。有機性汚泥のうち 93.2%がパルプ・紙・紙加工品製造業（パルプ業）と下水道業から排出され、無機性汚泥の 44.4%が建設業、窯業・土石製品製造業（土石業）と上水道業から排出されています。



資図 7：汚泥の排出量の推移

令和 5 年度の汚泥の処理状況は、資図 8 のとおりです。排出量のうち 99.8%が中間処理されていますが、その大部分が脱水等により減量化（89.1%）されるため、リサイクル量は排出量全体の 10.5%、最終処分率は 0.2%と低くなっています。産業廃棄物の排出量のうち、半数以上を占めるものの、リサイクル量が少ないことから、本県の産業廃棄物のリサイクル率が上がりにくい原因になっていると考えられます。



資図8：県内における汚泥の排出及び処理状況の概要（令和5年度）

※汚泥の特徴について

汚泥の排出量は脱水等の減量化前の状態で測定するため、多量の水分を含んでいます。処理過程で脱水（減量化）されると重量が約90%減少するため、排出量に対して、実際にリサイクルや最終処分に回る量は大幅に少なくなるのが特徴です。

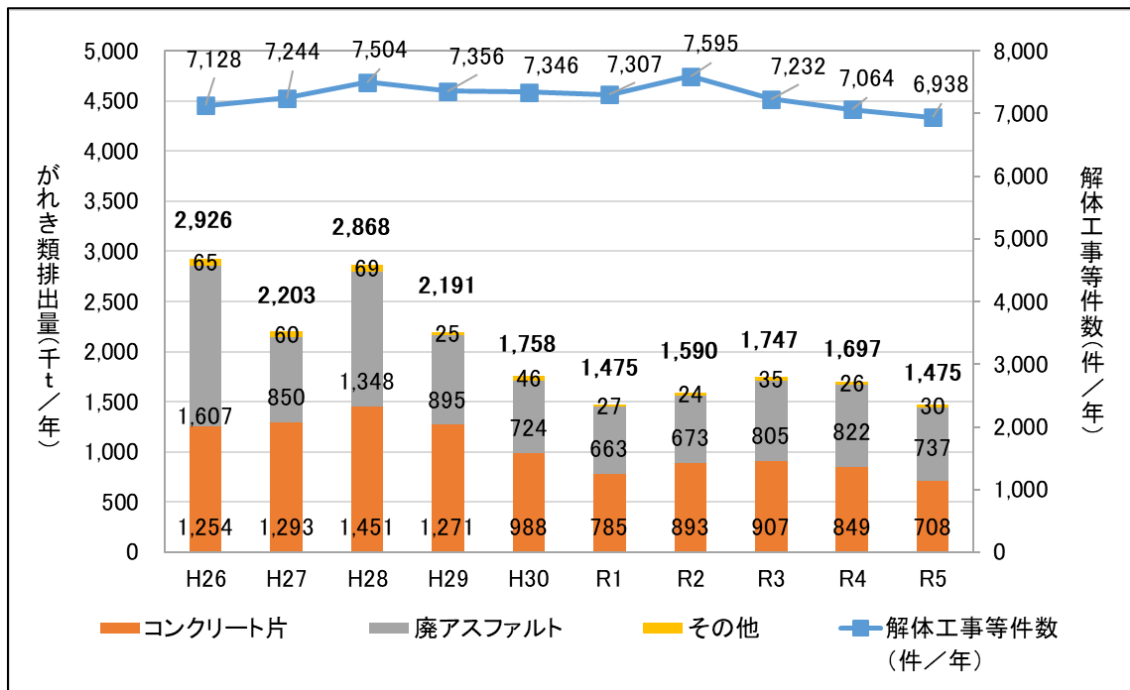
本県は、産業廃棄物の排出量に占める汚泥の割合が58.4%と、全国平均（42.2%）より高い産業構造にあります。汚泥は前述のとおりリサイクル（再生利用）よりも減量割合が大きい廃棄物であるため、その構成比が高い本県のリサイクル率は36.3%と、全国平均（54.4%）に比べて低くなる傾向にあります。

※県数値：令和5年度実績値、全国数値：令和5年度速報値

（イ）がれき類

県内のがれき類の排出量の推移は資図9のとおりです。平成29年度までは、年間排出量が2,000千t以上でしたが、公共事業等の減少に伴い年々排出量も減少し、令和5年度は年間1,475千tとなっています。産業廃棄物排出量全体のうち、がれき類は14.1%を占めており、その96.9%は建設業から排出されています。

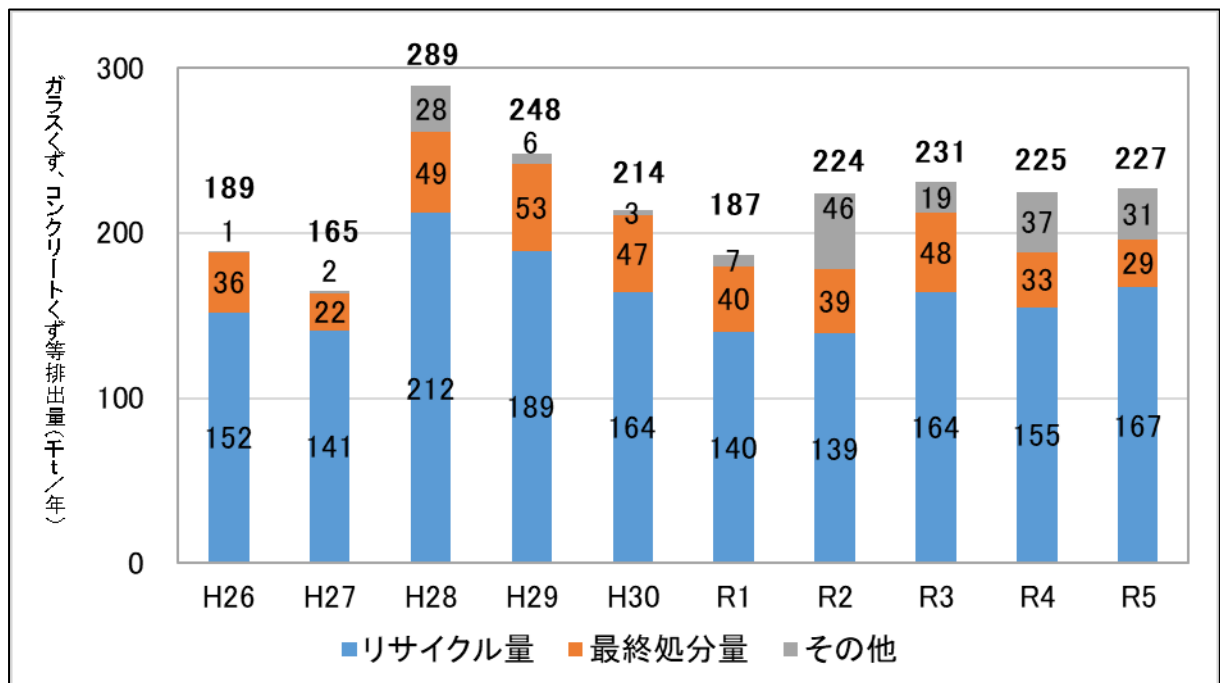
がれき類の排出量の大部分が建設業から排出されており、排出量は概ね解体工事等件数と関連していると考えられます。ただし、解体工事の件数と排出量が相関していない年度もあり、これは解体の規模が関係していると考えられます。



資図 9：がれき類の排出量の推移と解体工事等件数の関係

(ウ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

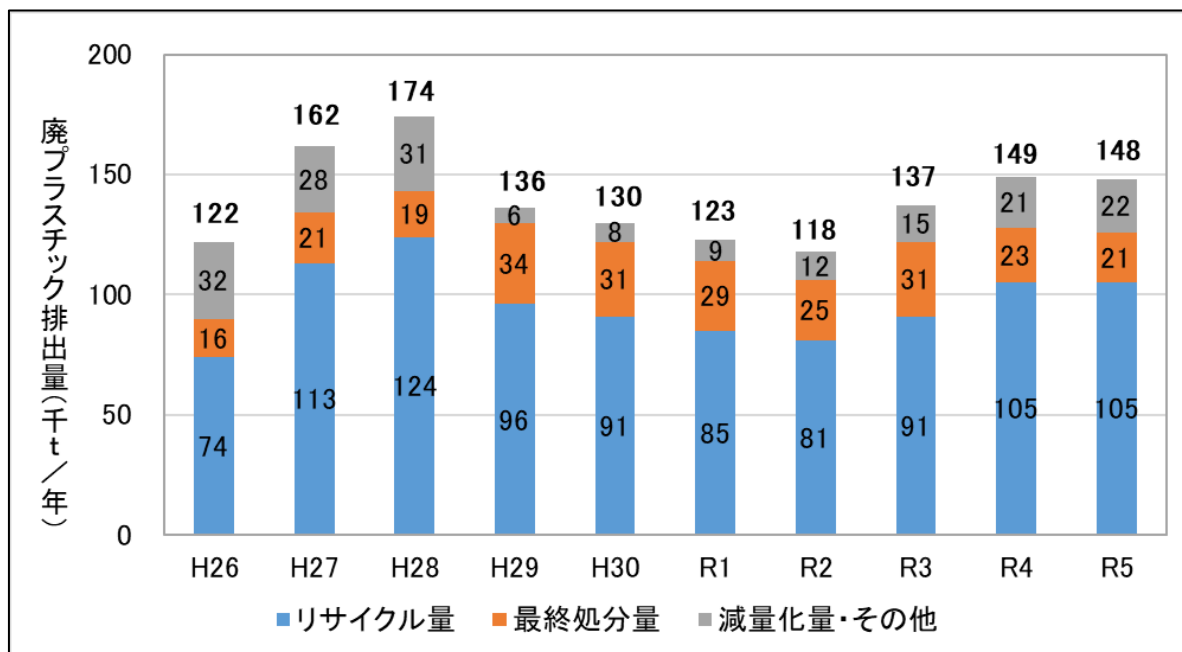
県内のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの排出量の推移は資図 10 のとおりです。令和 5 年度の排出量は 227 千 t となっており、このうちリサイクル量は 167 千 t でリサイクル率は 73.6%となっています。最終処分量は 29 千 t で、県全体の最終処分量の 20.6%を占めることから、更なる排出量の削減とリサイクル推進が必要です。



資図 10：ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの排出量の推移

(エ) 廃プラスチック類

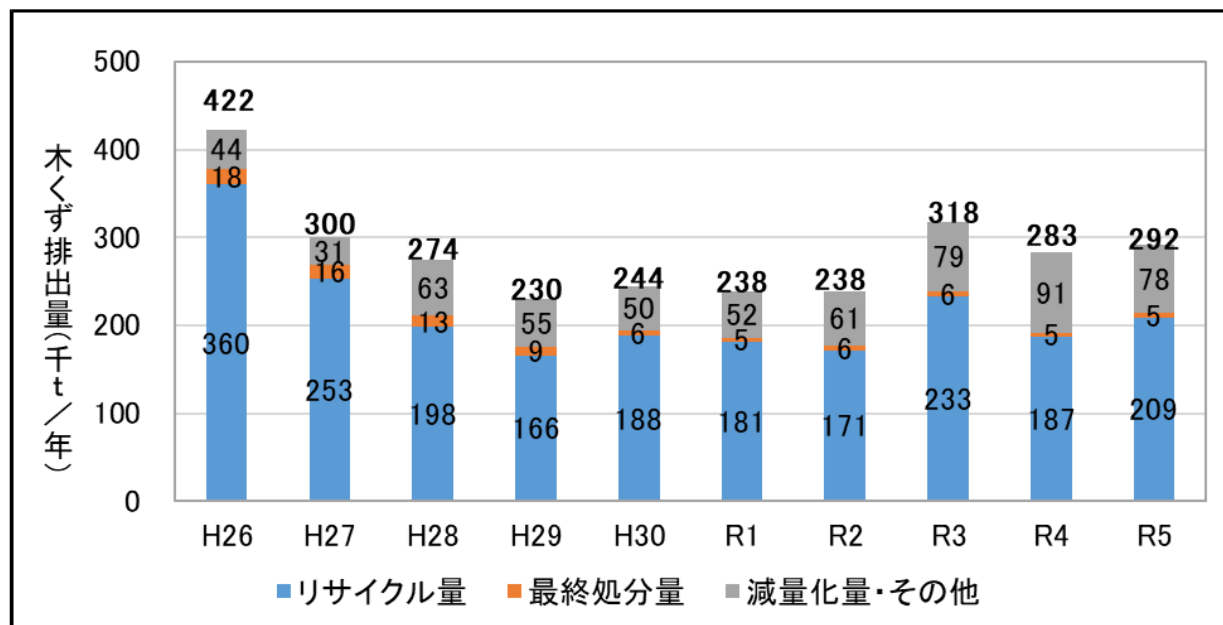
県内の廃プラスチック類の排出量の推移は資図 11 のとおりです。令和 5 年度の排出量は 148 千 t で、リサイクル量は 105 千 t、リサイクル率は 70.9%となっています。最終処分量は 21 千 t で、県全体の最終処分量の 14.2%を占めており、更なる排出量の削減とリサイクル推進が必要です。



資図 11：廃プラスチック排出量の推移

(オ) 木くず

県内の木くずの排出量の推移は資図 12 のとおりです。令和 5 年度の排出量は 292 千 t/年となっており、リサイクル量は 209 千 t、リサイクル率は 71.6%となっています。木くずは 89.7%が建設業から排出されています。リサイクル先は主にサーマルリサイクルであり、多くがバイオマスボイラーの燃料となっています。



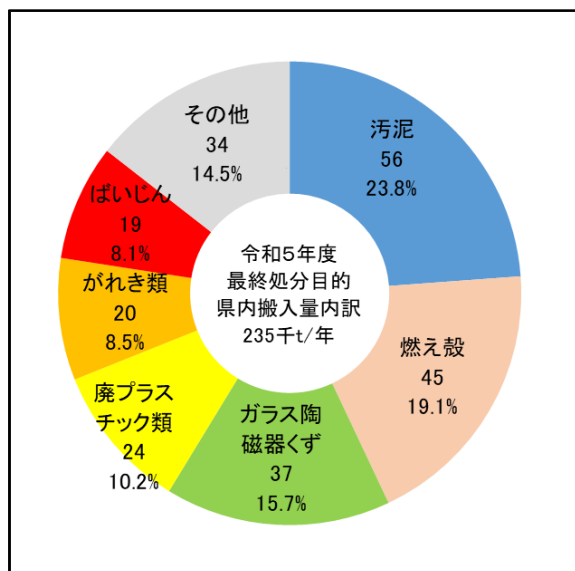
資図 12：木くず排出量の推移

イ 最終処分目的の県内への搬入状況

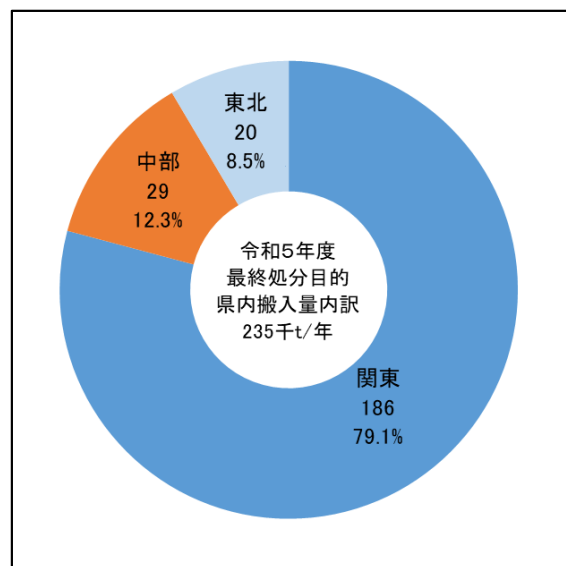
令和5年度における最終処分場への県内搬入状況は資図13及び14のとおりです。最終処分を目的とする産業廃棄物は県外から県内に235千t搬入されています。

種類別では、汚泥が56千t（搬入量の23.8%）で最も多く、次いで燃え殻45千t（同19.1%）、ガラス陶磁器くずが37千t（15.7%）等となっています。

地域別では、関東が186千t（79.1%）で最も多く、次いで、中部が29千t（12.3%）、東北が20千t（8.5%）等となっています。



資図13：最終処分目的の県内搬入量（種類別）



資図14：最終処分目的の県内搬入量（地域別）

2 不適正処理の現状

県では、監視・指導体制を整備し、違反行為に対しては積極的かつ厳正な行政処分を実施しています（行政処分の推移は資表 5、不法投棄の推移については本編図 21 を参照）。

資表 5：行政処分件数の推移（令和 7 年 3 月末現在）

年度 処分の種別	R2	R3	R4	R5	R6
処理業許可取消	7	2	4	13	8
施設設置許可取消					1
処理業停止命令				4	
施設使用停止命令				3	1
改善命令					1
施設改善命令					
措置命令				1	4
不許可 ※許可取消による				4	2
計	7	2	4	25	17

※「施設設置許可取消」件数の括弧内の数値は、処理業許可取消と併せて処分したもの。
「施設使用停止命令」件数の括弧内の数値は、事業停止命令と併せて処分したもの。
「施設改善命令」件数の括弧内の数値は、施設使用停止命令と併せて処分したもの。

3 一般廃棄物処理施設の稼働状況

令和5年度末の一般廃棄物処理施設の稼働状況は、ごみ焼却施設が14か所、粗大ごみ処理施設が12か所、し尿処理施設が15か所、最終処分場が17か所設置されています（資表6及び7参照）。

資表6：一般廃棄物処理施設の設置状況（令和5年度末現在）

施設の種類	稼働数	公称処理能力
ごみ焼却施設	14	3,273t／日
粗大ごみ処理施設	12	532t／日
し尿処理施設	15	1,648 kL／日

資表7：一般廃棄物最終処分場の状況（令和5年度末現在）

ブロック名	市町村・事務組合	施設全体容量（m ³ ）	埋立開始年度	残余容量（m ³ ）
仙南	仙南地域広域行政事務組合	194,040	H9	21,312
名取・亶理	亶理名取共立衛生処理組合	119,865	H8	17,323
仙台・富谷	仙台市	6,412,000	S61	4,044,973
宮城・黒川	塩竈市	284,682	H1	12,281
	宮城東部衛生処理組合	400,400	S63	64,744
	黒川地域行政事務組合	90,000	H13	36,293
石巻	石巻市	270,700	H8	35,818
	石巻市	187,000	R5	186,955
	東松島市	38,002	H19	19,128
	女川町	31,000	H14	19,613
大崎・栗原	栗原市	91,000	H11	23,482
	加美町	54,946	S41	23,361
	大崎地域広域行政事務組合	75,000	H9	22,443
	大崎地域広域行政事務組合	135,200	H26	62,824
気仙沼・登米	気仙沼市	168,000	H1	18,877
	気仙沼市	80,000	R6	80,000
	登米市	100,000	H26	82,458

※処分場の現状が「埋立終了・休止」及び残余容量0m³を除く

4 ごみ処理広域化・集約化に向けた人口・ごみ排出量予測と廃棄物処理体制

県内の各広域化ブロックにおける人口及びごみ排出量の将来推計（令和 32 年度）は、次のとおりです。また、県内市町村等への意見照会結果を踏まえ、令和 32 年度における施設数目標を設定しています（資表 8 参照）。

資表 8：各広域化ブロックの状況と施設数目標

（※休止中の施設や埋立終了後の最終処分場は含んでおりません。）

【仙南ブロック】

一部事務組合 構成市町村	人口 (R5 年度)	面積 (km ²)	将来推計 (R32 年度)	施設数 (R7 年度)	施設数 (R12 年度)	施設数 (R32 年度)
仙南地域広域行政事務組合 (白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町)	160,323	1,551.40	人口 103,890 人 ごみ排出量 35,336t	・焼却施設:1 ・最終処分場:1 ・粗大ごみ処理施設:1 ・し尿処理施設:2	・焼却施設:1 ・最終処分場:1 ・粗大ごみ処理施設:1 ・し尿処理施設:2	・焼却施設:1 ・最終処分場:1 ・粗大ごみ処理施設:1 ・し尿処理施設:1

【名取・亶理ブロック】

一部事務組合 構成市町村	人口 (R5 年度)	面積 (km ²)	将来推計 (R32 年度)	施設数 (R7 年度)	施設数 (R12 年度)	施設数 (R32 年度)
亶理名取共立衛生処理組合 (名取市、岩沼市、亶理町、山元町)	167,582	296.16	人口 138,479 人 ごみ排出量 42,506t	・焼却施設:1 ・最終処分場:1 ・粗大ごみ処理施設:2 ・資源化施設:3 ・し尿処理施設:1	・焼却施設:1 ・最終処分場:1 ・粗大ごみ処理施設:2 ・資源化施設:3 ・し尿処理施設:1	・焼却施設:1 ・最終処分場:1 ・粗大ごみ処理施設:検討中 ・資源化施設:検討中 ・し尿処理施設:1

1 【仙台・富谷ブロック】

一部事務組合 構成市町村	人口 (R5 年度)	面積 (km ²)	将来推計 (R32 年度)	施設数 (R7 年度)	施設数 (R12 年度)	施設数 (R32 年度)
仙台市、 富谷市※し尿処理を除く	1,118,824	835.53	人口 1,002,720 人 ごみ排出量 265,834t	・焼却施設：3 ・最終処分場：1 ・粗大ごみ処理施設：2 ・資源化施設：3 ・し尿処理施設：1	・焼却施設：3 ・最終処分場：1 ・粗大ごみ処理施設：2 ・資源化施設：3 ・し尿処理施設：1	・焼却施設：3 ・最終処分場：1 ・粗大ごみ処理施設：2 ・資源化施設：3 ・し尿処理施設：1

2

3 【宮城・黒川ブロック】

一部事務組合 構成市町村	人口 (R5 年度)	面積 (km ²)	将来推計 (R32 年度)	施設数 (R7 年度)	施設数 (R12 年度)	施設数 (R32 年度)
塩竈市、 宮城東部衛生処理組合（多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町）、 塩釜地区消防事務組合※し尿処理のみ（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町）、 黒川地域行政事務組合（大和町、大郷町、大衡村）	222,290	447.88	人口 168,256 人 ごみ排出量 57,827t	・焼却施設：3 ・最終処分場：3 ・粗大ごみ処理施設：2 ・資源化施設：4 ・し尿処理施設：2	・焼却施設：3 ・最終処分場：3 ・粗大ごみ処理施設：2 ・資源化施設：4 ・し尿処理施設：2	・焼却施設：1 ・最終処分場：検討中 ・粗大ごみ処理施設：検討中 ・資源化施設：検討中 ・し尿処理施設：検討中

4

5

1 【大崎・栗原ブロック】

一部事務組合 構成市町村	人口 (R5 年度)	面積 (km ²)	将来推計 (R32 年度)	施設数 (R7 年度)	施設数 (R12 年度)	施設数 (R32 年度)
大崎地域広域行政事務組合 (大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町)、栗原市	251,888	2337.38	人口 165,426 人 ごみ排出量 53,226t	・焼却施設:3 ・最終処分場:4 ・粗大ごみ処理施設:2 ・資源化施設:1 ・し尿処理施設:5	・焼却施設:3 ・最終処分場:4 ・粗大ごみ処理施設:2 ・資源化施設:1 ・し尿処理施設:5	・焼却施設:1 ・最終処分場:検討中 ・粗大ごみ処理施設:検討中 ・資源化施設:検討中 ・し尿処理施設:検討中

2

3 【石巻ブロック】

一部事務組合 構成市町村	人口 (R5 年度)	面積 (km ²)	将来推計 (R32 年度)	施設数 (R7 年度)	施設数 (R12 年度)	施設数 (R32 年度)
石巻地区広域行政事務組合 (石巻市、東松島市、女川町)	180,183	723.2	人口 119,682 人 ごみ排出量 41,297t	・焼却施設:1 ・最終処分場:4 ・粗大ごみ処理施設:2 ・資源化施設:5 ・し尿処理施設:1	・焼却施設:1 ・最終処分場:4 ・粗大ごみ処理施設:2 ・資源化施設:5 ・し尿処理施設:1	・焼却施設:1 ・最終処分場:検討中 ・粗大ごみ処理施設:検討中 ・資源化施設:検討中 ・し尿処理施設:1

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

1 【気仙沼・登米ブロック】

一部事務組合 構成市町村	人口 (R5 年度)	面積 (km ²)	将来推計 (R32 年度)	施設数 (R7 年度)	施設数 (R12 年度)	施設数 (R32 年度)
気仙沼市、 登米市、 南三陸町	143,207	1021.28	人口 84,022 人 ごみ排出量 27,465t	・焼却施設:2 ・最終処分場:2 ・粗大ごみ処理 施設:2 ・資源化施設:1 ・し尿処理施 設:3 ・ごみ中継施 設:1	・焼却施設:2 ・最終処分場:2 ・粗大ごみ処理 施設:2 ・資源化施設:1 ・し尿処理施 設:3 ・ごみ中継施 設:1	・焼却施設:1 ・最終処分場: 検討中 ・粗大ごみ処理 施設:検討中 ・資源化施設: 検討中 ・し尿処理施 設:検討中 ・ごみ中継施 設:1

2

3

4

5 産業廃棄物処理体制の動向

(1) 中間処理施設（焼却）の現状

令和6年度末現在の処理施設数は、資表9のとおり県全体で41施設（県許可施設数29、仙台市許可施設数12）となっています。処理能力としては、県内に焼却施設が少なく、多くが県外で処理されている現状にあります。

資表9：焼却施設の設置数（令和6年度末現在）

種類	宮城県管轄	仙台市管轄	合計
汚泥の焼却施設	6	3	9
廃油の焼却施設	3	3	6
廃プラ類の焼却施設	9	3	12
その他の焼却施設	11	3	14
合計	29	12	41

平成14年12月からのダイオキシン類の排出規制強化に伴い、老朽化施設や小規模施設等を中心に、施設の廃止が一時的に増加しました。その後、新基準に適合する大規模施設の設置が進み、特定有害産業廃棄物を除く産業廃棄物の焼却施設の設置が進みました。

(2) 中間処理施設（その他）の現状

令和6年度末の施設数は、木くず又はがれき類の破砕が331施設（県許可施設数262、仙台市許可施設数69）、廃プラスチックの破砕が80施設（県許可施設数64、仙台市許可施設数16）、汚泥の脱水が38施設（県許可施設数29、仙台市許可施設数9）、廃油の油水分離が5施設（県許可施設数4、仙台市許可施設数1）、汚泥の乾燥が3施設（県許可施設3）となっています。

現在、必要な処理能力が確保されているとは言えず、将来的にも不足すると考えられます。循環型社会の形成に向け、最終処分を前提とした中間処理から、再生利用を前提とした処理方式への転換が必要となっています。

(3) 再生利用施設の現状

県内の主な再生利用施設は、がれき類を破砕して路盤材や再生アスファルト・コンクリートに再生する施設、紙くずを再生紙に再生する施設、金属くず（鉄くず）を溶鋼に再生する施設のほか、ばいじんを成型してOA床材に再生する施設、廃油を熱量調整してセメント燃料に再生する施設、廃プラスチックを熔融成型して擬似石等に再生する施設、廃石膏ボードを石膏と紙に分離し再生する施設等があります。

今後は、再生利用技術の確立や、再生品の需要拡大に伴って、再生利用施設の整備が進むものと考えられます。

（４）最終処分場の現状

令和６年度末現在の最終処分場の数は資表１０のとおり、１４施設（県許可施設数６、仙台市許可施設数８）が埋め立て中で、種類別では、管理型処分場が１０施設、安定型処分場が４施設となっています。

資表 10：稼働中の最終処分場の数（令和６年度末現在）

種類	遮断型	管理型	安定型	計
宮城県管轄施設	0	5	1	6
仙台市管轄施設	0	5	3	8
合計	0	10	4	14

令和６年度末の残余容量は安定型処分場が 935 千 m^3 、管理型処分場（自社のみの埋立を除く。）が 2,102 千 m^3 の計 3,037 千 m^3 となっています。

今後、年間最終処分量が令和６年度と同様に推移し、埋立容量が増加しないと仮定した場合の残余年数は安定型処分場で 14.3 年程度、管理型処分場（自社のみの埋立を除く。）で 13.1 年程度と推計されます。

（５）産業廃棄物処理業者の状況

令和６年度末現在の産業廃棄物処理業許可件数は 4,281 件（県許可件数 4,149、仙台市許可件数 132）で、収集運搬業が 3,946 件（県許可件数 3,904、仙台市許可件数 42）、中間処理業が 328 件（県許可件数 242、仙台市許可件数 86）、最終処分業が 7 件（県許可件数 3、仙台市許可件数 4）となっています。

特別管理産業廃棄物処理業許可件数は 565 件（県許可件数 541、仙台市許可件数 24）、収集運搬業が 543 件（県許可件数 527、仙台市許可件数 16）、中間処理業が 19 件（県許可件数 13、仙台市許可件数 6）、最終処分業が 3 件（県許可件数 1、仙台市許可件数 2）となっています。

6 災害廃棄物処理計画の策定状況

県内市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定状況は、資表 11 のとおりです。

資表 11：県内市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定状況

	災害廃棄物処理計画 (R7.9.30 時点)
単独計画策定済み	29
地域防災計画に記載	1
未策定	5
合 計	35

7 一般廃棄物の排出量等の将来予測

(1) 将来予測の手順

ア 将来推計の基本的な考え方

将来推計方法は、既存統計資料等により、実績値が把握しやすく、市町村ごとの施策について考慮しやすいように、宮城県の構成市町村別に推計を行い、これらの合計値を宮城県全体の数値としています。

イ 算定手順

「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）より、宮城県構成市町村ごとの過去の実績値を基に、資源・減量化施策等の現状がそのまま将来まで推移した場合について算出を行っています。

ウ 算定方法

(ア) 将来推計人口

各構成市町村における将来推計人口は、「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計国立社会保障・人口問題研究所）で示された、各市町村の将来推計人口の増減率を各構成市町村の住民基本台帳人口に乗じることにより算出しています。

自家処理人口については、一般廃棄物処理事業実態調査で排出量に含めないため、考慮しないものとします。

(イ) ごみ排出量原単位の推計

一般廃棄物処理事業実態調査における、構成市町村別及び宮城県全体の過去のごみ排出量実績値及び住民基本台帳人口実績値より、下記の5つの推計項目を算出しています（資表12参照）。

ごみ排出量の実績値については、各市町村における10年間分の実績値を対象とします。

資表12：推計項目と算出に用いた実績値

推計項目	単位	実績値	推計対象
生活系ごみ原単位 (資源ごみを除く)	g/人・日	構成市町村において、過去10年間の 実績値	県内 各市町村別
生活系ごみ原単位 (資源ごみ)	g/人・日		
事業系ごみ原単位	g/人・日		
集団回収原単位	g/人・日	県全体において、過去10年間の実績 値	宮城県計
事業者直接再資源化量	g/人・日		

(ウ) 推計に用いた関数式

推計は、平成26年度から令和5年度までの10年間の実績を基に「ごみ処理施設構造指針解説（厚生省水道環境部監修）」（以下「旧構造指針」という。）に示された以下の予測方法を原則として用いています。

- ① 指数回帰式 $【y = a b^x】$
 ② 直線回帰式 $【y = a x + b】$
 ③ ロジスティック回帰式 $【y = K / (1 + e^{a - b x})】$
 ④ べき乗回帰式 $【y = a x^b】$
 ⑤ 自然対数回帰式 $【y = a \log x + b】$
 ⑥ 二次関数式 $【y = a x^2 + b x + c】$

(エ) ごみ排出量

将来のごみ排出量は、将来における構成市町村別の排出原単位に将来推計人口を乗じることにより、構成市町村別のごみ排出量の将来値を求め、それらを合計することで宮城県のごみ排出量将来値を算出しています。

(オ) 処理内訳・資源化量

処理量の将来予測は、まず、県全体でのごみ処理量に対する「直接資源化率」と「直接最終処分率」を(ウ)に示す関数式で過去からのトレンド推計を行い、(エ)と同様に算出したごみ処理量の将来予測値に掛け合わせて「直接資源化量」及び「直接最終処分量」を算出し、その差分を「中間処理量」としました。中間処理による減量化率は市町村の令和3年度値と同様に推移するものと仮定し、処理残さ量を算出し、その処理残さ量に対する「中間処理後再生利用率」と「中間処理後最終処分率」を(ウ)に示す関数式で過去からのトレンド推計を行い、処理残さ量に掛け合わせて「中間処理後再生利用量」と「中間処理後最終処分量」を算出しています。

エ 一般廃棄物の排出量等の将来予測

将来予測の結果は資表13のとおりです。一般廃棄物の1人1日当たりの排出量の令和12年度の見込みは898g/人・日、リサイクル率は23.6%、最終処分率は11.3%となっており、将来は改善傾向に向かうと予測されます。

資表13：一般廃棄物の将来推計値

一般廃棄物		実績値	将来予測値	
		R5年度	R7年度	R12年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		923	919	898
	生活系ごみ (g/人・日)	645	645	638
	事業系ごみ (g/人・日)	278	274	260
リサイクル率 (事業者直接再資源化量を含む) ^{※1} (%)		22.6	23.8	23.6
リサイクル率 (事業者直接再資源化量を除く) ^{※2} (%)		15.3	15.4	15.3
最終処分率 ^{※3} (%)		11.3	11.3	11.3

※1 リサイクル率(事業者直接再資源化量を含む) = (資源化量+事業者直接再資源化量) / (総排出量+事業者直接再資源化量)

※2 リサイクル率(事業者直接再資源化量を除く) = 資源化量 / 総排出量

※3 最終処分率 = 最終処分量 / 総排出量

8 産業廃棄物の排出量等の将来予測

(1) 将来予測の算定手順

ア 将来推計の基本的な考え方

将来推計方法は、産業廃棄物の発生を説明できる経済指標をとらえ、その変化を活動量指標に置き換え、現状の活動量指標（令和5年度）を1としたときの将来の増減率（将来指数）を乗じて算出しています。なお、処理処分については、業種別・種類別で現状と同様に推移していくこととしました。

イ 将来の活動量指標の予測

業種毎の活動量指標を、平成26年度から令和5年度までの10年間の実績を各統計資料より整理し、「ごみ処理施設構造指針解説（厚生省水道環境部監修）」（以下「旧構造指針」という。）に示された以下の予測方法を原則として用いて行っています。

- | | |
|--------------|--|
| ① 指数回帰式 | $【y = a \cdot b^x】$ |
| ② 直線回帰式 | $【y = a \cdot x + b】$ |
| ③ ロジスティック回帰式 | $【y = K / (1 + e^{-a \cdot b \cdot x})】$ |
| ④ べき乗回帰式 | $【y = a \cdot x^b】$ |
| ⑤ 自然対数回帰式 | $【y = a \cdot \log x + b】$ |
| ⑥ 二次関数式 | $【y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c】$ |

業種毎の将来予測方法は以下のとおりです。

(ア) 農業

農業に関しては、その排出量のほとんどを家畜のふん尿が占めることから、過去10年間の「家畜ふん尿」の実績データを用いて予測し、将来の活動量指標としました。

(イ) 建設業

過去の元請完成工事高（建設工事施工統計調査報告）を用いて予測し、将来の活動量指標としました。

(ウ) 製造業

製造業を、基礎素材型産業、加工組立型産業、生活関連・その他型産業の3つの型に分類し、型別に過去からの製造品出荷額等（経済センサス・工業統計）を用いて予測し、将来の活動量指標としました。

(エ) 電気・水道業

下水道業は、「甦る水環境 みやぎ」より整備人口推移の見込みの伸び率を用いました。下水道業以外は、現状のまま推移することとしました。

(オ) 医療・福祉

過去の病床数（医療施設調査病院報告書）を用いて予測し、将来の活動量指標としました。

1 (カ) その他の業種

2 業種別に過去からの従業者数(経済センサス)を用いて予測し、将来の活動量指標としました。

4 ウ 将来予測値の算出方法

5 (ア) 将来指数

6 当該年度の将来指数＝当該年度の活動量指数／令和5年度の活動量指標

7 (イ) 排出量

8 当該年度の排出量＝令和5年度の排出量×当該年度の将来指数

9 (ウ) 処理量

10 当該年度の処理量＝令和5年度の処理比率×当該年度の排出量

11 この計算式により業種毎・種類毎に求め、合計量から算出しました。

13 (2) 産業廃棄物の将来予測

14 将来予測の結果は資表14のとおりです。産業廃棄物の令和12年度の見込みについて、排出量は
15 10,480千t／年、リサイクル率は36.3%、最終処分率は1.3%となっており、ほぼ横ばいで推移
16 すると予測されます。

17 資表14：産業廃棄物の将来予測値

産業廃棄物	実績値	将来予測	
	R5年度	R7年度	R12年度
排出量 (千t/年)	10,468	10,480	10,480
リサイクル率 (%)	36.3	36.3	36.3
最終処分率 (%)	1.3	1.3	1.3

資料3 第3期計画中間見直しの記録

1 中間見直しの過程

令和7年 3月26日	宮城県環境審議会（諮問）
令和7年 7月30日	第1回宮城県環境審議会循環型社会推進専門委員会議
令和7年11月19日	第2回宮城県環境審議会循環型社会推進専門委員会議
令和8年 3月26日	宮城県環境審議会（中間報告）
令和8年 4月21日	宮城県議会中間報告（環境福祉委員会）
令和8年 4月23日	パブリックコメント
令和8年 7月22日	令和8年度第1回（第3回）宮城県環境審議会 循環型社会推進専門委員会議
（以下、予定）	
令和8年 ●月 ●日	宮城県環境審議会（答申）
令和8年 ●月 ●日	計画（第3期）改定版策定

2 宮城県環境審議会循環型社会推進専門委員（五十音順）（敬称略）

小沢 晴司	宮城大学事業構想学群教授
齋藤 優子	東北大学大学院環境科学研究科教授
高橋 友貴	仙台市環境局資源循環部資源循環企画課長
新澤 博行	一般社団法人宮城県産業資源循環協会常務理事兼事務局長（令和7年度）
遠藤 哲也	一般社団法人宮城県産業資源循環協会常務理事兼事務局長（令和8年度）
星野 和生	株式会社コバヤシ取締役東北工場統括長
◎松八重 一代	東北大学大学院環境科学研究科教授
渡辺 淳子	宮城県生活協同組合連合会常務理事（令和7年度）
佐藤 淑子	宮城県生活協同組合連合会常務理事（令和8年度）

（◎：座長）

資料4 用語解説＜五十音順＞

○ ア行

【アスベスト（石綿）】

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機等の施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿等の除去等において所要の措置を行わないと、飛散して人が吸入してしまうおそれがある。吸入された石綿が要因となって、潜伏期間を経て中皮腫等の疾病を引き起こすおそれがある。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）や大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、廃棄物処理法等で予防や飛散防止等が図られている。

【エコフィード】

食品残さ等を利用して製造された飼料。

○ カ行

【環境配慮設計】

製品の設計段階から、リサイクルや廃棄のしやすさ、省資源、長寿命化などをあらかじめ組み込むこと。

【建設副産物情報交換システム】

建設副産物リサイクルや適正処理の推進、需給バランスの確保を目的とした、建設副産物に関する情報交換をリアルタイムで行うインターネットを利用したシステム。（建設副産物情報センターホームページ）

○ サ行

【サーマルリサイクル】

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール等に利用している例がある。

【産業廃棄物税】

産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進を図るため、宮城県で平成17年4月から導入している法定外目的税。宮城県内の産業廃棄物最終処分場への搬入1tに対し1,000円が課税される。

【産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）】

産業廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理の未然防止、早期発見及び不適正処理者に対する迅速かつ適切な指導のため、廃棄物対策課及び保健所に配置されている。

【持続可能な開発目標（SDGs）】

2015（平成27）年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された、2030（令和12）年までに達成すべき国際社会全体の普遍的な目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と、より具体的な169のターゲットから構成されている。県

循環計画（第3期）は、資源循環や循環経済への移行を推進することで、特に目標12「つくる責任つかう責任」の達成に貢献するほか、豊かな自然環境を守る目標11、14、15や、各主体の連携を促す目標17などに関連している。

【食品廃棄物】

食品の製造から消費までの過程で生じるごみの総称。まだ食べられる「食品ロス」に加え、皮や骨など本来食べられない「調理くず」も含む。

【食品ロス】

本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品のこと。売れ残りや食べ残し、期限切れ等が原因で、家庭と事業所の双方から発生する。

【責任ある調達】

事業活動に必要な物品（製品、部品、原材料など）やサービス等を調達する際に、品質やコストだけでなく、自然環境の保全や資源の有効利用、さらには人権や労働環境といった社会的課題にも配慮して調達を行うこと。事業者には、グリーン購入や再生材の積極的な利用を通じた環境配慮の実践が求められる。

【センシング技術】

ロボット技術、AIなどと並ぶ最新技術の一つで、センサーやカメラ等で様々な情報を計測・数値化する技術。廃棄物分野では、近赤外線等で素材を識別する自動選別や、ゴミの量を検知する効率的な収集などに活用されている。

○ 太行

【ダイオキシン類】

主としてものの燃焼過程で発生する物質で、人の生命や健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）により、廃棄物焼却炉等について、届出やダイオキシン類の自主測定などの義務づけ、ダイオキシン類の排出抑制がなされている。

【てまえどり】

購入してすぐに食べる商品を買う際、陳列棚の手前にある賞味・消費期限が近いものを積極的に選ぶ行動のこと。

○ ハ行

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等がある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化等のエネルギー利用もある。

【ファッションロス】

衣類の大量生産・大量廃棄に加え、家庭での「短期間での廃棄」や着ずに眠る「退蔵衣類」を含む

問題。食品ロス削減や使い捨てプラスチック削減と並び、ごみを出さないライフスタイルの定着に向けた啓発活動の対象となる課題の一つ。

【フードドライブ】

食品を学校や職場などに持ち寄り、フードバンク活動などに寄附すること。

【フードバンク活動】

企業や一般家庭等から無償で食料の提供を受け、生活困窮者等に対し無償で食料を提供する食料支援活動と、普及啓発活動を指す。（宮城県ホームページ（保健福祉部社会福祉課））

【フロン類】

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称であり、エアコンや冷蔵庫等の冷媒など様々な用途に活用されてきた。オゾン層の破壊といった地球環境への影響が明らかになり、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が可能な分野から進められている。

○ マ行

【みやぎ環境交付金】

豊かな自然環境を守り、次世代に確かに引き継いでいくために、市町村が実施する地域の良い環境の保全、創造に資する事業に要する経費に対し、県から市町村へ交付する交付金。

【宮城県グリーン製品】

グリーン購入促進条例に基づき、グリーン製品認定基準に適合する環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定するもの。

【みやぎ県民食べきりの日】

3010 運動（宴会の開始 30 分と終了 10 分前は席を立たずに食事に集中する運動）を基に、毎年「10 月 30 日」に設定している。同日に啓発イベント等を開催し、食品ロス削減の普及啓発を図る。

【みやぎ食品ロス削減協力店】

食品ロスの削減に取り組む県内の飲食店、宿泊施設、食品小売店として登録された店舗のこと。

【みやぎゼロカーボンアワード】

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減等に寄与する優れた取組を行う県内の個人・団体・事業者を表彰する制度。

【未利用食品】

賞味期限が迫っている、外箱が破損しているなど、品質には問題がないにもかかわらず、通常の市場で流通・消費されずに残っている食品のこと。

【民間事業者によるリサイクル（量）】

市町村で回収・処理されずに民間事業者が行うリサイクル（量）のこと。具体的には、小売店等の店頭で回収される紙類（古紙、段ボール等）やプラスチック類（食品トレー、ペットボトル等）等がリサイクルされる（量）こと。

【メタン発酵】

有機物を微生物の働きによって分解し、メタンガスや二酸化炭素を精製するもの。メタンガスと二酸化炭素を含む可燃性ガス（バイオガス）を生成し、燃料や発電熱源として利用する取組が進められている。

○ ヤ行

【優良産業廃棄物処理業者認定制度】

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とするなどの特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図るもの。（優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月策定））

○ ラ行

【リファービッシュ（再生整備）】

初期不良品や使用済み製品を、メーカー等が検査・修理・クリーニングし、品質保証を付けて再販売するもの。

【リペア（修理）】

壊れたり汚れたりした製品を、補修や部品交換により再び使える状態にすること。

【リマニュファクチャリング（再製造）】

使用済み製品を分解・洗浄し、部品交換等を経て新品と同等の品質・性能によみがえらせる産業的な製造手法のこと。

<英数字>

【1／3ルール】

食品の製造日から賞味期限までを3分割し、「納入期限は製造日から3分の1の時点まで」「販売期限は製造日から3分の2の時点まで」とする、業者間で自主的に定めている商慣習。

【FIT・FIP制度】

再生可能エネルギーの普及を目的とした国の支援制度で、FITは電力を「固定価格」で買い取り、事業の安定を支える仕組み。一方、FIPは市場価格に「補助額」を上乗せし、再エネの自立と市場競争を促す仕組み。

【PCB（ポリ塩化ビフェニル）】

Poly Chlorinated Biphenyl。コンデンサ等電気機器の絶縁油に使われてきたが、カネミ油症事件によって毒性が明らかになり、製造・輸入が禁止された。

【SAF（持続可能な航空燃料）】

家庭から排出される廃食油などを原料とする環境負荷の低い航空燃料のこと。従来の化石燃料と

- 1 混合して使用可能であり、生産から燃焼までの過程全体で二酸化炭素排出量を大幅に削減（約 60～
- 2 80%）できる。
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7